
あま市国土強靱化地域計画
(改定版)

令和7年3月
あま市

目次

| | |
|--|-----------|
| 第1章 強靱化の基本的考え方 | 1 |
| 1. 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2. 計画の位置づけ等 | 1 |
| 3. 基本目標 | 2 |
| 4. 強靱化を推進する上での基本的な方針 | 3 |
| 5. 計画の進め方 | 4 |
| 第2章 本市の地域特性 | 5 |
| 1. 地理的・地形的特性 | 5 |
| 2. 気候的特性 | 6 |
| 3. 社会経済的特性 | 6 |
| 第3章 計画策定に際して想定するリスク | 7 |
| 1. 水害 | 7 |
| 2. 火災 | 7 |
| 3. 地震・津波災害 | 7 |
| 第4章 脆弱性評価 | 12 |
| 1. 脆弱性評価の考え方 | 12 |
| 2. 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の 設定 | 12 |
| 3. 施策分野（個別施策分野と横断的施策分野）の設定 | 14 |
| 4. リスクシナリオごと、施策分野ごとの脆弱性評価結果 | 14 |
| 第5章 強靱化の推進方針 | 15 |
| 1. リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針 | 15 |
| 2. 施策分野ごとの強靱化の推進方針 | 53 |
| 第6章 計画の推進 | 83 |
| 1. 施策の重点化 | 83 |
| 2. アクションプランの策定及び進捗管理 | 83 |
| 3. 計画の見直し | 83 |

第1章 強靱化の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、第13条において、市は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「国土強靱化地域計画」を定めることができると規定されました。

「あま市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）は、いかなる災害が発生しても機能不全に陥らず、致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつ「ともに想い ともに創る ずっと大好きなまち“あま”」を構築するための施策を総合的・計画的に推進する指針としてとりまとめるものです。

2. 計画の位置付け等

(1) 位置付け

この計画は、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定し、国が策定する「国土強靱化基本計画」（令和5年7月改定）、愛知県が策定する「愛知県強靱化計画」（令和2年3月）及びあま市総合計画と調和・整合を図ります。

また、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標であるSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）には、2030年を年限とする17のゴール（目標）が掲げられており、その一つに「11 住み続けられるまちづくりを」が示されています。このように、国土強靱化を推進させる本計画は、持続可能な社会の実現を目指す国際的な取組目標の達成にも資するものとなります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和7年度から令和16年度までとし、計画期間を10年間とします。概ね5年ごとに必要に応じて見直しを実施します。

3. 基本目標

基本法第14条において、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されています。

これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画及び愛知県強靱化計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靱化を推進することとします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 市民の生命を最大限守る。○ 地域及び社会の重要な機能を維持する。○ 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。○ 迅速な復旧復興を可能とする。 |
|--|

4. 強靱化を推進する上での基本的な方針

強靱化の理念を踏まえ、以下の方針に基づき、防災・減災及び迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱なまちづくりを推進します。

(1) 市の特性を踏まえた取組推進

- ① 社会経済情勢を踏まえた取組を進めること。
- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと。
- ③ 地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員や災害協定に基づく事業者、介護人材といった地域の安全、安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組にあたること。

(2) 効率的・効果的な取組推進

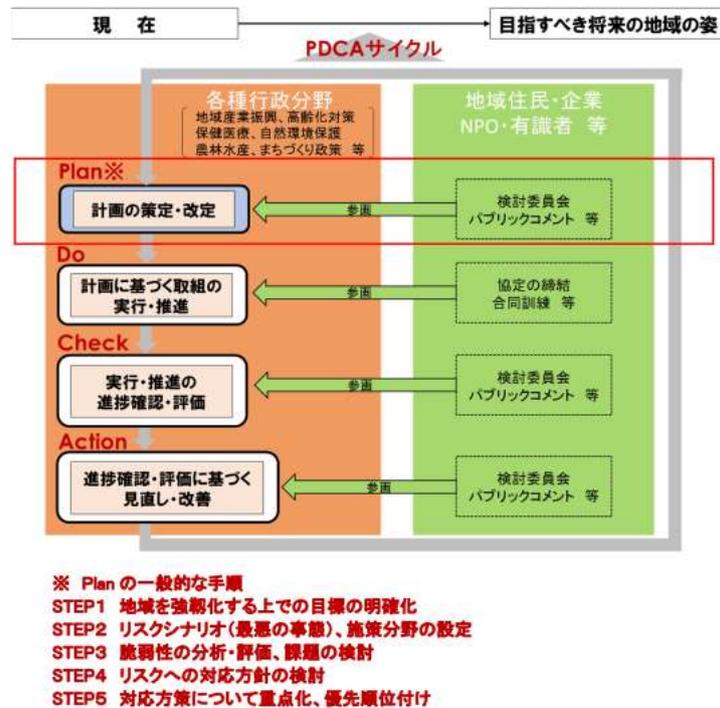
- ① 国、愛知県、民間事業者、住民など関係者相互の連携により取組を進めること。
- ② 「自律・分散・協調」型の国土構造の実現に向けた取組を国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組にあたること。
- ③ 非常時のみならず、日常の市民生活の安全、安心、産業の活性化、国際都市間競争に資する対策となるよう工夫すること。その際は、現在進められている「地方創生」の取組との連携を図ること。
- ④ 限られた資源の中、国の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備にあたっては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること。

(3) 防災教育・人材育成と官民連携の取組推進

- ① 強靱化の担い手は市民一人ひとりであるという視点に立ち、災害リスクや防災気象情報、避難情報等を我が事として認識し、身を守る行動を自らできるよう、学校や職場、自治会等を通じた継続的な防災教育の取組を進めること。
- ② 平時における防災教育の担い手として、災害時における避難誘導や避難所運営支援など地域防災力の要として、防災リーダーや消防団員等防災人材の育成を男女共同参画の視点にも配慮しつつ推進すること。
- ③ 市の強靱化を実効性のあるものとするためにも、県・市町村のみならず企業・団体、NPO、ボランティアなど民間事業者等との連携による取組を進めること。

5. 計画の進め方

国土強靱化地域計画の策定に関しては、国（内閣官房国土強靱化推進室）より「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版）」が発行されており、本計画の作成にあっても、同ガイドラインに記載の手順を踏襲することとしました。



(出典：国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版））（内閣官房国土強靱化推進室）

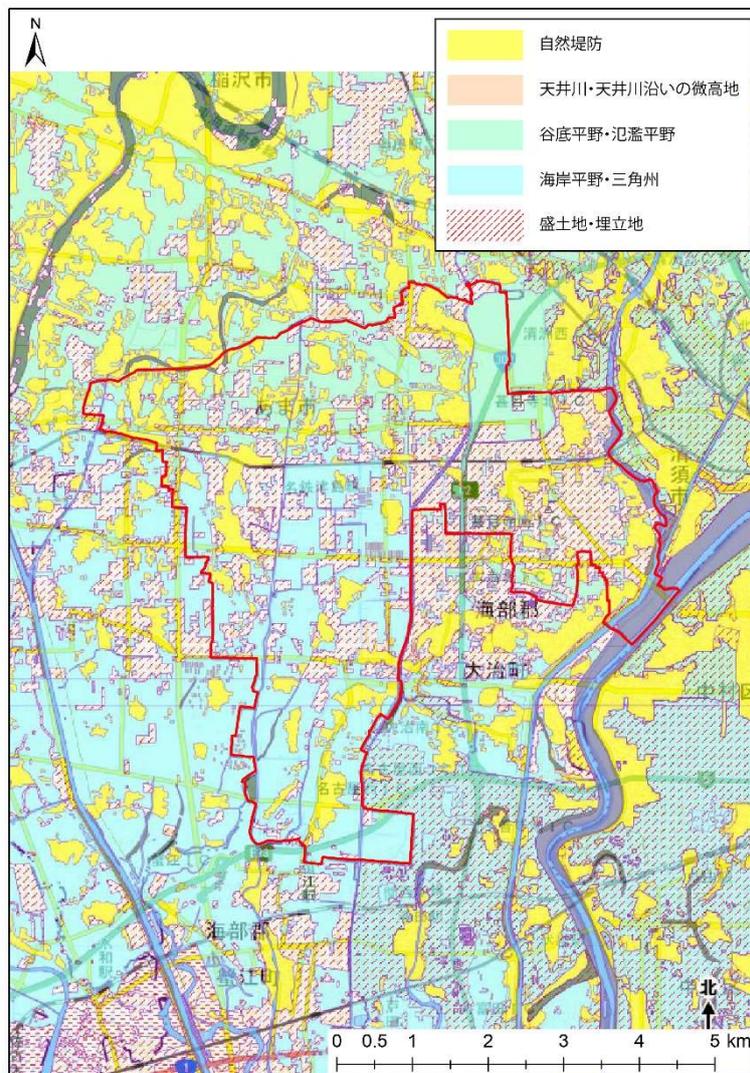
第2章 本市の地域特性

1. 地理的・地形的特性

あま市（以下「本市」という。）は、濃尾平野南東部（愛知県西部）に位置し、南東部は名古屋市と大治町、北部は稲沢市、東部は清須市、西部は津島市及び愛西市、南部は蟹江町にそれぞれ接し、東西7.9km、南北7.8kmで面積は27.49km²となっています。

本市の地勢は、ほぼ全域が海拔ゼロメートル以下となっており、標高は1メートル未満で、市全域が起伏のほとんどない平坦地となっています。木曽川水系や庄内川水系によって形成された沖積層が厚く分布し、肥沃な土壌に覆われています。また一方で軟弱な地盤のため、地震発生時の危険が高い地域でもあります。

また、河川・水路が広がり、庄内川、五条川、新川、蟹江川、福田川、小切戸川、目比川等が流れています。低平な本市の地勢状況から、過去に、これらの河川では台風・豪雨による氾濫や内水氾濫被害が発生しており、多くの地域が浸水想定区域に指定されています。



あま市周辺の地形分類図（国土地理院GSIマップ・土地条件より作成）

2. 気候的特性

本市の気候は、太平洋側気候のうち東海式気候に属し、一般に温暖で夏季は多雨、冬季は「伊吹おろし」と呼ばれる北西の冷たい風が吹き、乾燥した快晴の日が多い気候です。平均気温は夏季27℃前後、冬季4℃前後で、平均年間降雨量は1,500ミリ程度です。

3. 社会経済的特性

(1) 人口

本市の人口は、昭和40年代、50年代に急激に増加しましたが、昭和60年代から平成にかけては増加のスピードが低下しています。令和6年6月1日現在の人口は88,519人で、このうち65歳以上の人口は22,910人となっています。これは、総人口の25.9%を占めており、今後も老年人口の増加が予想され、本市においても高齢化現象の傾向が認められます。世帯数は、令和6年6月1日現在において39,175世帯で、一世帯あたりの平均世帯人員は2.26人となっています。核家族化の進行がうかがわれ、隣接する名古屋市の発展に伴い人口は急増し、都市的住宅地として変りつつあります。これに伴い、住宅や舗装などによる不透地域が増大や田畑などの緑地の減少による保水、遊水機能の低下が進行し、水害の危険性が増大しています。

(2) 産業

農業は、都市化の進展による農地の減少や、後継者不足による減少が進んでいます。工業は、家内工業的繊維工業から始まり、名古屋都市圏の拡大に伴い金属、機械などの工業立地が次いでいます。商業は、小売販売力が相対的に低い水準にあり、市商工会の指導援助のもとに、商店街整備や経営の合理化を進めています。

(3) 土地利用

本市は、全域が都市計画区域（名古屋都市計画区域）であり、その約42%・約1,150haが市街化区域に指定され、市街化の促進が図られています。また、市街化区域内では、用途地域が指定され、建築できる用途等についてルールが定められています。本市の用途地域に関しては、住居専用系が全体の約45%、一般住居系が約48%、商業系が約1%、工業系が約5%を占めており、住環境保全重視の指定となっています。

(4) 交通

本市の道路は、東西は県道名古屋津島線、あま愛西線、給父西枇杷島線、南北には一宮蟹江線が、高速道路については、東名阪自動車道及び名古屋第二環状自動車道が縦貫しています。また、旧集落内道路は幅員が狭く、曲がりくねっているところや行き止まりも多く、災害時の防災活動や避難路としては問題があります。

鉄道は、東西に名鉄津島線3駅が整備されているとともに、名古屋まで15～30分程度で到着でき、朝夕には多くの乗降客に利用されています。

第3章 計画策定に際して想定するリスク

本市は、濃尾平野南東部に位置し、臨海部から内陸にかけて連続して広がる低平な地形区分に全域が属します。市内には、多くの中小河川が流下しており、台風や集中豪雨等による浸水災害が起こりやすい自然条件です。また、厚い軟弱地盤で構成される地質条件のため、地震時の被害（地震動・液状化などの被害）が拡大しやすい地盤です。さらに地震時には、市街地の住宅密集地域において、大火災の発生も予想されます。

なお、本市での主な災害発生状況は、「あま市地域防災計画」（令和6年2月修正）にまとめられたとおりであり、本市において過去に被害をもたらした風水害、発生が危惧される南海トラフ地震を始め、県内の地震断層に起因する内陸型地震などの大規模地震が想定されます。

1. 水害

水害は、本市が低平な濃尾平野南東部に位置している地形的条件から、主に河川氾濫による浸水被害と、高潮による浸水被害に大別されます。

河川氾濫による浸水被害は、河川の堤防の決壊、越水等による浸水とともに、大雨により排水路の排水能力の限界により生じる内水氾濫による浸水が想定されます。

また、高潮による浸水被害は、昭和34年（1959年）9月26日に上陸した伊勢湾台風が愛知県全域に大きな被害を与えた教訓を踏まえ、それを上回る規模の台風を想定した高潮浸水想定が愛知県により行われています。

2. 火災

本市は、高度経済成長に伴う人口増加や都市化の進展等による土地利用の変化により、市街地等での建築物の高層化が進み、居住地域自体も拡大しています。このため、密集市街地では火災の延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっています。また、本市においても、危険物等を大量に取り扱う施設があり、大規模地震が発生した場合、火災、爆発、有害物質の漏洩等が心配されます。

3. 地震・津波災害

本市の地盤は、厚い軟弱な沖積層により構成されています。一般的に軟弱な沖積層の地盤では、地盤が軟らかいほど地震動が増幅され、地層が厚くなるほど長周期の地震動となり、構造物の共振現象や液状化現象を引き起こすことが考えられています。

また、軟弱地盤と硬い地盤との境界でも、揺れの相違から大きな被害を受けることが分かっています。さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、岩手県・宮城県・福島県の沿岸部を中心とする地域で、想定を大幅に上回る大津波が襲い、被害も甚大なものとなりました。このように、地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴となります。

愛知県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われてきました。過去約100年間の日本における死者1,000人以上の大地震（津波も含む。）は11回ですが、そのうち3回が愛知県を主要な被害地域として発生しています。過去に愛知県に大きな被害を与えた地震は、海溝型地震と内陸型地震（遠方大地震、直下地震）のタイプに分けることができ、愛知県防災会議地震部会において、これらの被害が予測されています。

平成26年の愛知県による地震被害想定調査^{※1}によると、「南海トラフ地震」が発生した場合、本市の大半の地域で最大震度6強が予想されています。また、平成14年度の愛知県による地震被害想定調査^{※2}において、内陸型地震として想定されている「養老-桑名-四日市断層帯地震」では、本市の一部地域で最大震度6弱が予想されています。

本市で想定される被害地震の一覧

| 地震名 | | 地震規模 | 概要 | 発生確率 |
|------------------------------|-------------------|--------|---|------------------------|
| 南海トラフ地震 ^{※1} | 過去地震最大モデル | M8～9程度 | 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデル | 30年以内 70%～80% |
| | 理論上最大想定モデル（陸側ケース） | | 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定 | |
| 養老-桑名-四日市断層帯地震 ^{※2} | | M7.4 | 岐阜県垂井町から三重県桑名市を経て四日市市まで、養老山地と濃尾平野の境界に沿って延びる断層帯（約60km） | 30年以内 ほぼ 0%～0.7% |

※1：「平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震、南海地震等被害予測調査結果」、平成26年5月、愛知県防災会議地震部会

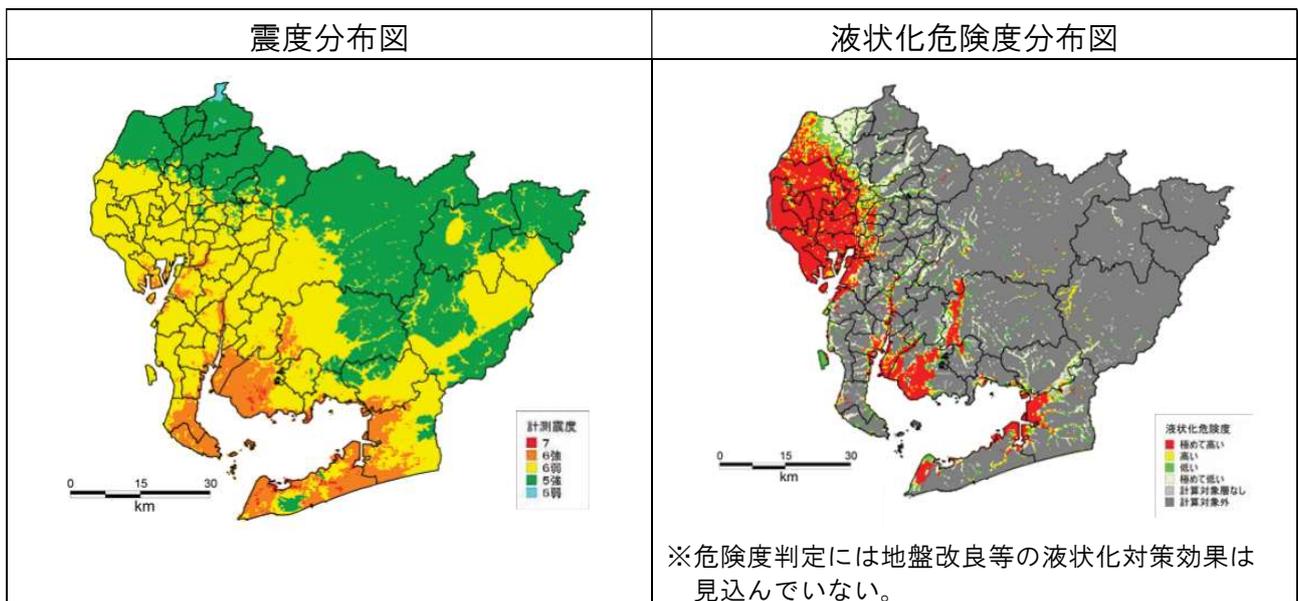
※2：「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書―平成14年度版―」、平成15年3月、愛知県防災会議地震部会

(1) 南海トラフ地震（過去地震最大モデル）

| | | | |
|---------|---------------|---------------------------------|----------|
| 事象 | 地震動 | 震度：5.5～5.9 震度階（面積比）：6弱（100%） | |
| | 液状化危険度（面積比） | PL>15：93%、PL=5～15：7% | |
| 建物被害 | 棟全壊・消失※1 | 揺れ | 約300棟 |
| | | 液状化 | 約1,100棟 |
| | | 浸水・津波 | - |
| | | 火災 | 約10棟 |
| 人的被害 | ※2死者 | 建物倒壊 | 約10人 |
| | | 浸水・津波 | - |
| | | 火災 | - |
| | ※1避難者 | 1日後 | 約7,900人 |
| | | 1週間後 | 約27,000人 |
| | | 1か月後 | 約62,000人 |
| 帰宅困難者※3 | | 約3,500人～3,700人 | |
| インフラ被害 | 上水道・断水人口 | 約86,000人 | |
| | 下水道・機能支障人口 | 約13,000人 | |
| | 電力・停電軒数 | 約37,000軒 | |
| | 固定電話・不通回線数 | 約12,000回線 | |
| | 携帯電話・停波基地局率 | 80% | |
| | ※1都市ガス・復旧対象戸数 | - | |
| | LPガス・機能支障世帯数 | 約3,400世帯 | |

※1：冬の夕方18時の発災を想定、※2：冬の朝5時の発災（早期避難率が低い場合）を想定

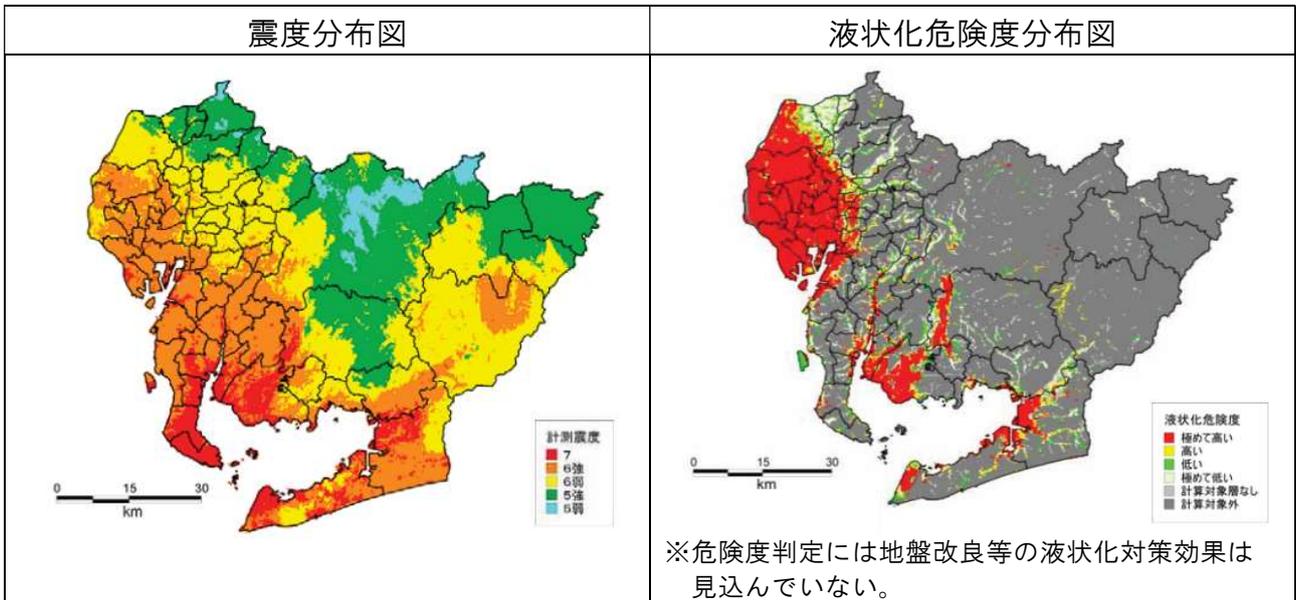
※3：夏の昼12時の発災を想定



(2) 南海トラフ地震（理論上最大想定モデル（陸側ケース））

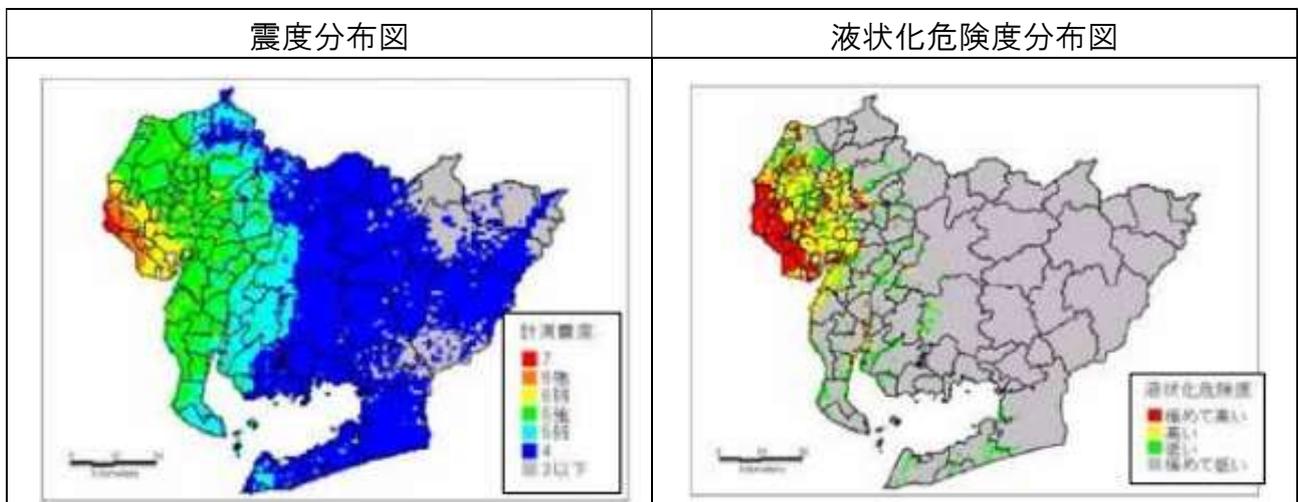
| | | | |
|-------|-------------------|-------|--|
| 事象 | 地震動 | | 震度：5.9～6.6、最大震度階：7 震度階（面積比）：6弱（11%）、6強（89%） |
| | 液状化危険度（面積比） | | PL>15：96%、PL=5～15：4% |
| 建物被害 | 棟数 ※1 全壊・消失 | 揺れ | 約3,600棟 |
| | | 液状化 | 約1,100棟 |
| | | 浸水・津波 | 約60棟 |
| | | 火災 | 約1,700棟 |
| 人的被害者 | ※2 死者 | 建物倒壊 | 約200人 |
| | | 浸水・津波 | 約60人 |
| | | 火災 | 約20人 |

※1：冬の夕方18時の発災を想定、※2：冬の朝5時の発災（早期避難率が低い場合）を想定



(3) 養老-桑名-四日市断層帯地震 (H14想定)

| | | | | | |
|------|--------------|------------|--|---------|--|
| 事象 | 地震動 (面積比) | 七宝地区 | 震度5強 (38%)、震度6弱 (62%) | | |
| | | 美和地区 | 震度5強 (89%)、震度6弱 (11%) | | |
| | | 甚目寺地区 | 震度5強 (98%)、震度6弱 (2%) | | |
| | 液状化危険度 (面積比) | 七宝地区 | PL>15 : 19%、PL=5~15 : 56%、PL=0~5 : 25% | | |
| | | 美和地区 | PL>15 : 0%、PL=5~15 : 64%、PL=0~5 : 36% | | |
| | | 甚目寺地区 | PL>15 : 2%、PL=5~15 : 50%、PL=0~5 : 48% | | |
| 建物被害 | 全壊 | 七宝地区 | 約110棟 | | |
| | | 美和地区 | 約50棟 | | |
| | | 甚目寺地区 | 約60棟 | | |
| | 半壊 | 七宝地区 | 約330棟 | | |
| | | 美和地区 | 約170棟 | | |
| | | 甚目寺地区 | 約150棟 | | |
| 火災 | 炎上出火件数 | 0件 | | | |
| | 消失棟数 | 0棟 | | | |
| 人的被害 | 発生時刻 | 冬の朝5時 | 夏の昼12時 | 冬の夕方18時 | |
| | 死者 | - | - | - | |
| | 負傷者 | 約50人 | 約40人 | 約40人 | |
| | 避難者 | (建物被害) | 約590人 | | |
| | | (ライフライン被害) | 約5,650人 | | |
| | 帰宅困難者 | 約3,690人 | | | |



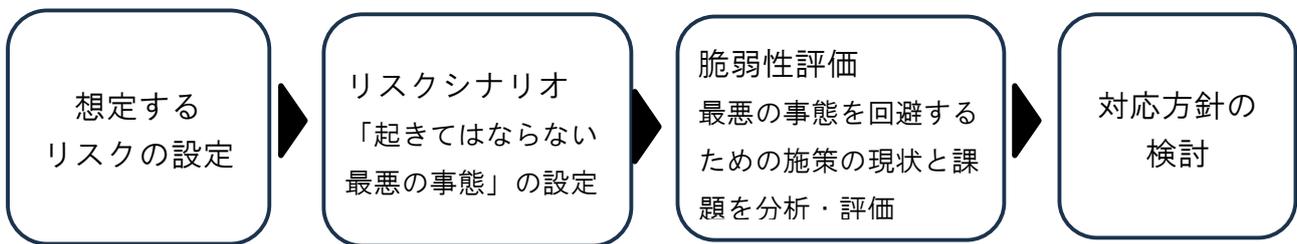
第4章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことです。

国の基本計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討しています。

本計画策定に際しても、国が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討します。



2. 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定は、国の強靱化計画で設定されている6つの「事前に備えるべき目標」と、35項目の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本市の総合計画との整合性や地域特性等を勘案し、次表のとおり26項目に整理しました。

【事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】

| 事前に備えるべき目標 (6項目) | 起きてはならない最悪の事態（26項目） | |
|---|---------------------|---|
| 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ | 1-1 | 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生 |
| | 1-2 | 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 |
| | 1-3 | 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生 |
| | 1-4 | 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（排水機場の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む） |
| 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ | 2-1 | 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | 2-2 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 |
| | 2-3 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生 |
| | 2-4 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| | 2-5 | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱 |
| | 2-6 | 大規模な自然災害と感染症との同時発生 |
| 3 必要不可欠な行政機能を確保する | 3-1 | 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 |
| | 3-2 | 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下 |
| 4 経済活動を機能不全に陥らせない | 4-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下（サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力・経営執行力低下） |
| | 4-2 | 有害物質の大規模な拡散・流出 |
| | 4-3 | 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響 |
| | 4-4 | 農地や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下 |
| 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 5-1 | テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができない事態 |
| | 5-2 | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止 |
| | 5-3 | 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止 |
| | 5-4 | 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 |
| | 5-5 | 基幹的交通ネットワーク機能停止による物流・人流への甚大な影響 |

| | | |
|-----------------------------------|-----|---|
| 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 6-1 | 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態 |
| | 6-2 | 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態 |
| | 6-3 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 |
| | 6-4 | 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ |
| | 6-5 | 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響 |

3. 施策分野（個別施策分野と横断的施策分野）の設定

施策分野の設定は、国の強靱化計画で設定されている12の個別分野及び6の横断的分野、及び県の強靱化計画で設定されている11の個別分野及び4の横断的分野を踏まえ、下記15項目に整理しました。

（個別施策分野）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 行政機能/消防等/防災教育 (2) 住宅・都市 (3) 保健医療・福祉 (4) エネルギー (5) 情報通信 (6) 産業・経済 (7) 交通・物流 (8) 農林水産 (9) 国土保全 (10) 環境 (11) 土地利用 |
|--|

（横断的分野）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (12) リスクコミュニケーション (13) 人材育成 (14) 産学官民・広域連携 (15) デジタル活用 |
|---|

4. リスクシナリオごと、施策分野ごとの脆弱性評価結果

前記26項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、関連する現在の施策を洗い出し、取組状況を整理の上、成果や課題を分析・評価しました。またそれを踏まえて、改めて前記15項目の「施策分野」ごとの脆弱性評価を行い、その結果を、それぞれ（別紙1）、（別紙2）に示します。

第5章 強靱化の推進方針

1. リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を整理しました。

また個別施策の進捗を定量的に把握するため、数値目標（重要業績評価指標：KPI）を設定しています。

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化等の促進）【住宅・都市】

- ◎建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震診断を行います。
- ◎耐震診断結果に基づき、建築物の倒壊等の被害から守るための耐震改修工事及び耐震シェルター設置を促進します。
- ◎耐震補助制度について、周知しても所有者の関心が低い・費用負担が大きいなどの理由により活用されないため、さらなるPRと補助制度の強化を進めます。
- ◎栄改良住宅及び栄集会所は、入居者や利用者が安全、安心に生活や利用ができるよう「あま市改良住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕や維持管理を行います。

[重要業績評価指標（KPI）]

◎耐震化率

現状値数値：74.6%（R1）→目標値：概ね解消（R11）⇒目標値：概ね解消（R16）
※改定前の設定数値：65%（R1）→95%（R6）

◎耐震改修

現状値数値：14件（R6）→目標値：35件延べ（R11）⇒目標値：60件延べ（R16）
※改定前の設定数値：1件（R1）→40件延べ（R6）

◎耐震診断

現状値数値：295件延べ（R6）→目標値：465件延べ（R11）
⇒目標値：715件延べ（R16）
※改定前の設定数値：26件（R1）→250件延べ（R6）

（公共施設等の耐震化の推進・促進）【行政機能】

- ◎防災拠点となる公共施設や学校・体育施設の耐震対策及び老朽化対策として定期的な施設点検、老朽箇所の修繕を進めます。
- ◎施設の老朽化が進むなか、改修を行うものの優先順位を決定し、市民が安全に利用できる環境を整備していきます。

(交通施設等における脆弱性の解消) [交通・物流]

- ◎道路ストック（橋梁、舗装、道路付属物）の維持管理・修繕について、「事後保全」から「予防保全」の計画的な維持管理方針を踏まえ管理していきます。
- ◎道路利用者及び第三者の被害を防止し、道路ネットワークの安全性・信頼性を確保するために修繕を実施します。
- ◎橋梁長寿命化修繕計画による「事後保全」から「予防保全」の維持管理に転換し、道路ネットワークの安全・信頼を確保します。
- ◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施します。

(家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進) [住宅・都市]

- ◎家具等の転倒による事故を事前に防止し、高齢世帯を中心に防災意識の高揚を図ります。
- ◎あま市総合防災訓練等で、積極的に家具転倒防止器具設置の啓発活動を実施していきます。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎家具転倒防止器具取付支援事業

現状値数値：424件延べ (R6.9.30) →目標値：530件延べ (R11)

⇒目標値：630件延べ (R16)

※改定前の設定数値：345件 (R1) ⇒500件延べ (R6)

(災害対応能力の向上) [行政機能]

- ◎防災意識向上のため、市内で各自主防災組織が主催する防災訓練や、自主防災資機材等の購入に対して補助金の交付を継続していきます。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎自主防災組織育成補助金 防災資機材

現状値数値：22防災会 (R5) →目標値：30防災会 (R11)

⇒目標値：41防災会 (R16)

※改定前の設定数値：20防災会（R1）→41防災会（R6）

◎自主防災組織育成補助金 防災訓練

現状値数値：47回実施（R5）→目標値：50回実施（R11）

⇒目標値：84回実施（R16）

※改定前の設定数値：49回実施（R1）→84回実施（R6）

（消防団等の充実強化の促進等）【行政機能】

- ◎火災・災害に備え、消防団員の活動や運営に関する費用を支出していきます。
- ◎地区の消防設備及び物品等を整備する事業に要する経費に対し、補助金を交付することにより地域防災力の強化を図っていきます。
- ◎地域防災力の底上げを図る為、女性消防クラブが実施する事業を支援します。
- ◎公助の手がまわらないことを想定し、消防団等の充実強化を推進します。

[重要業績評価指標（KPI）]

◎消防団員の充足率

現状値数値：80%（R6.9.30）→目標値：100%（R11）⇒目標値：100%（R16）

※改定前の設定数値：93%（R2）→100%（R6）

（防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進）【住宅・都市】

- ◎大規模地震想定地域等における河川等の防災インフラについては、市民の生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震・液状化対策等を進めます。

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

（火災に強いまちづくり等の推進）【住宅・都市】

- ◎沖之島中央地区計画区域内の集落保全地区において、隣接する防災・行政地区の新庁舎建設等一体となったまちづくりを推進するため、地区整備計画に定める施設整備を推進します。
- ◎火災予防体制の強化や、災害や救急出動に対応できる体制を構築するため海部東部消防組合における常備消防力の強化を図ることができるよう、海部東部消防組合の新庁舎について検討していきます。

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組推進等) [産学官民・広域連携]

◎火災予防体制の強化や、災害や救急出動に対応できる体制を構築するため常備消防を担う海部東部消防組合に対し、負担金を支出し、暮らしの安心確保を推進します。

(災害対応能力の向上) [行政機能]

◎防災関係機関及び住民・事業所・各団体・ボランティア等が連携・協力し、一体となって防災訓練を実施することにより、防災体制の実効性を高め、地域全体の災害対応力を高めます。

◎あま市総合防災訓練を通じ、消防、自衛隊等の各関係機関との連携強化を図ります。

◎災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図ります。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎自主防災訓練の参加者

現状値数値：4,610人 (R5) →目標値：6,000人 (R11) ⇒目標値：6,500人 (R16)

※改定前の設定数値：5,280人 (R1) →6,500人 (R6)

(情報通信関係施策の推進) [行政機能][デジタル通信]

◎災害時の情報伝達収集の安定的な運用を図るため、防災情報通信機器の適切な維持管理に努めます。

◎防災情報メール配信システムを導入しており、J-ALERTと連携することで、住民への迅速な情報伝達を図ります。

◎逃げ遅れの発生等を防ぐため、J-ALERTによる緊急情報の住民への確実な伝達、SNSなどICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進します。

◎南海トラフ地震などの大きな災害に備え、防災情報を住民へ迅速にお知らせするために、同報系防災行政無線整備を推進します。アプリやSNSと連動し、情報を同時に素早く発信できる環境を構築していきます。

◎海部地域7市町村を放送エリアとし、災害の発生等による緊急放送を発信するために開局したコミュニティFM放送局を維持し、市民の安全、安心を確保するため、事業主体である西尾張シーエーティーヴィ株式会社に対し、補助金を引き続き交付します。

◎災害発生時に住民に対して確実に周知ができるように、事業主体である西尾張シーエーティーヴィ株式会社と連携を推進していきます。

（消防団等の充実強化の促進等）〔行政機能〕

- ◎火災・災害に備え、消防団員の活動や運営に関する費用を支出していきます。
- ◎地区の消防設備及び物品等を整備する事業に要する経費に対し、補助金を交付することにより地域防災力の強化を図っていきます。
- ◎地域防災力の底上げを図る為、女性消防クラブが実施する事業を支援します。
- ◎公助の手がまわらないことを想定し、消防団等の充実強化を推進します。

〔重要業績評価指標（KPI）〕

◎消防団員の充足率

現状値数値：80%（R6.9.30）→目標値：100%（R11）⇒目標値：100%（R16）

※改定前の設定数値：93%（R2）→100%（R6）

（住宅・建築物等の耐震化等の促進）〔住宅・都市〕

- ◎建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震診断を行います。
- ◎耐震診断結果に基づき、建築物の倒壊等の被害から守るための耐震改修工事及び耐震シェルター設置を促進します。
- ◎耐震補助制度について、周知しても所有者の関心が低い・費用負担が大きいなどの理由により活用されないため、さらなるPRと補助制度の強化を進めます。
- ◎栄改良住宅及び栄集会所は、入居者や利用者が安全、安心に生活や利用ができるよう「あま市改良住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕や維持管理を行います。

〔重要業績評価指標（KPI）〕

◎耐震化率

現状値数値：74.6%（R1）→目標値：概ね解消（R11）⇒目標値：概ね解消（R16）

※改定前の設定数値：65%（R1）→95%（R6）

◎耐震改修

現状値数値：14件（R6）→目標値：35件延べ（R11）⇒目標値：60件延べ（R16）

※改定前の設定数値：1件（R1）→40件延べ（R6）

◎耐震診断

現状値数値：295件延べ（R6）→目標値：465件延べ（R11）

⇒目標値：715件延べ（R16）

※改定前の設定数値：26件（R1）→250件延べ（R6）

（公共施設等の耐震化の推進・促進）〔行政機能〕

◎あま市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画（再配置計画・長寿命化計画）に基づき、更新や廃止となる施設の管理に努めていきます。

〔重要業績評価指標（KPI）〕

◎著しく劣化している施設の整備割合：

あま市公共施設長寿命化計画において劣化状況評価がD評価となっている施設の修繕率

現状値数値：公共施設等総合管理計画改定時に判明（R6）→目標値：100%（R11）
⇒目標値：100%（R16）

※改定前の設定数値：0%（R2）→100%（R6）

（消防水利の確保）〔住宅・都市〕

◎地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、発災時においても消火栓が使用可能となるよう水道の耐震化を進めるとともに、防火水槽の維持に努めます。

1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

（津波防災地域づくり）〔国土保全〕

◎災害対策基本法に基づき、災害時応急対策活動などを具体的に定めた地域防災計画の修正等を実施します。

◎地域防災計画との整合性を図りながら修正することで、計画的な防災対策の推進を図ります。

◎要配慮者利用施設などの避難確保計画の作成支援を進めます。

◎避難確保計画提出件数

現状値数値：147件（R6.9.30）→目標値：対象全施設（R11）
⇒目標値：対象全施設（R16）

（住宅・建築物等の耐震化等の促進）〔住宅・都市〕

◎建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震診断を行います。

- ◎耐震診断結果に基づき、建築物の倒壊等の被害から守るための耐震改修工事及び耐震シェルター設置を促進します。
- ◎耐震補助制度について、周知しても所有者の関心が低い・費用負担が大きいなどの理由により活用されないため、さらなるPRと補助制度の強化を進めます。
- ◎栄改良住宅及び栄集会所は、入居者や利用者が安全、安心に生活や利用ができるよう「あま市改良住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕や維持管理を行います。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎耐震化率

現状値数値：74.6% (R1) →目標値：概ね解消 (R11) ⇒目標値：概ね解消 (R16)
 ※改定前の設定数値：65% (R1) →95% (R6)

◎耐震改修

現状値数値：14件 (R6) →目標値：35件延べ (R11) ⇒目標値：60件延べ (R16)
 ※改定前の設定数値：1件 (R1) →40件延べ (R6)

◎耐震診断

現状値数値：295件延べ (R6) →目標値：465件延べ (R11)
 ⇒目標値：715件延べ (R16)
 ※改定前の設定数値：26件 (R1) →250件延べ (R6)

(河川堤防の耐震化等の推進) [国土保全]

- ◎国・県などの河川管理者や地域住民と連携して、市内の河川・水路の改修や適切な維持管理による河川環境の整備を促進します。
- ◎国、県、市及びあらゆる関係者が一体となり、流域治水の観点から対策を進めます。

(避難場所・避難路の確保・整備等) [土地利用]

- ◎著しい浸水・津波被害が生じる恐れがある地域については、道路等の盛土部、既存のビル、地形を活かした高台等を避難場所として確保できるよう研究します。
- ◎小中学校運動場や公共施設グラウンド、校舎等を避難場所に指定していきます。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎避難場所の指定

現状値数値：48箇所 (R6.9.30) →目標：施設の統廃合に応じて変動する (R11,16)
 ※改定前の設定数値：0箇所 (R1) →40箇所 (R6)

（河川の水門・排水機場等の耐震化等の推進）〔国土保全〕

- ◎排水路における排水機能を維持・確保するために、市内の排水路の改修等を行います。
- ◎地域住民の安全な生活環境を確保するため、老朽化が著しい排水機場の更新を行い、排水能力の向上を図ります。
- ◎地元要望に基づき、市内水路の改修や修繕等、適切な維持管理を実施します。
- ◎河川・排水機場等については、地域の排水機能を確保するため耐震対策を促進します。

（農業用排水機場等の耐震化等の推進）〔農林水産〕

- ◎農業用排水機場については、耐震対策や更新を計画的に進めます。
- ◎湛水防除事業等による農業用排水機場の整備を推進します。

（情報伝達手段の多重化・多様化の推進等）〔情報通信〕

- ◎市防災情報メールやエリアメールを活用し、個人に対して防災情報を送付するほか、テレビのL字放送や、FM77.3での防災情報の放送を行っていきます。
- ◎メール受信できない方や視覚障がい者向けに、災害情報電話通報サービスにて防災情報を配信していきます。
- ◎メール登録をしていない人、身体の不自由な人に対しての情報伝達の手段を検討していきます。
- ◎海部地域7市町村を放送エリアとし、災害の発生等による緊急放送を発信するために開局したコミュニティFM放送局を維持し、市民の安全、安心を確保するため、事業主体である西尾張シーエーティーヴィ株式会社に対し、補助金を引き続き交付します。
- ◎災害発生時に住民に対して確実に周知ができるように、事業主体である西尾張シーエーティーヴィ株式会社と連携を推進していきます。

〔重要業績評価指標（KPI）〕

◎あま市防災情報メール登録者数

現状値数値：約5,500人（R6.10.7）→目標値：約7,000人（R11）

⇒目標値：約8,500人（R16）

※改定前の設定数値：約4,000人（R2）→6,000人（R6）

（継続的な防災訓練や防災教育等の推進等）〔行政機能〕

- ◎防災関係機関及び住民・事業所・各団体・ボランティア等が連携・協力し、一体となって防災訓練を実施することにより、防災体制の実効性を高め、地域全体の災害対応力を高めます。
- ◎あま市総合防災訓練を通じ、消防、自衛隊等の各関係機関との連携強化を図ります。
- ◎地域住民の参加率向上、特に若い世帯の参加率向上を図ります。
- ◎防災リーダーの養成を推進し、防災意識の向上を図ります。

[重要業績評価指標 (KPI)]

- ◎あま市総合防災訓練参加者（市職員除く）

現状値数値：378名（R5）→目標値：600名（R11）⇒目標値：600名（R16）

※改定前の設定数値：473名（R1）→600名（R6）

- ◎防災カレッジリーダー養成講座及びレベルアップ講座受講者数

リーダー養成講座（累積）

現状値数値：810名（R6）→目標値：1,000名（R11）⇒目標値：1,200名（R16）

※改定前の設定数値：606名（R1）→1,000名（R6）

レベルアップ講座（累積）

現状値数値：210名（R6累積）→目標値：250名（R11累積）

⇒目標値：300名（R16累積）

※改定前の設定数値：157名（R1）→200名（R6）

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（排水機場の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

（ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進）[住宅・都市]

- ◎河川・堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・排水機場の整備や機能強化を進めるとともに、排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進します。
- ◎大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進します。
- ◎洪水・津波による広域的な浸水等を防ぐため、河川管理施設等を適切に整備・維持管

理・更新するとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用及び危機管理体制の強化を進めます。

- ◎宅地化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を推進します。

（継続的な防災訓練や防災教育等の推進等）【行政機能】

- ◎防災関係機関及び住民・事業所・各団体・ボランティア等が連携・協力し、一体となって防災訓練を実施することにより、防災体制の実効性を高め、地域全体の災害対応力を高めます。
- ◎小・中学校及び高校生に対する防災教育を推進します。

〔重要業績評価指標（KPI）〕

- ◎あま市総合防災訓練参加者（市職員除く）

現状値数値：378人（R5）→目標値：600名（R11）⇒目標値：600名（R16）

※改定前の設定数値：473名（R1）→600名（R6）

（河川の改修）【国土保全】

- ◎国・県などの河川管理者や地域住民と連携して、市内の河川の整備を促進します。

（海拔ゼロメートル地帯の対策）【住宅・都市】

- ◎本市の大部分は海拔ゼロメートル地帯で広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することにより、災害現場が孤立する恐れがあるため、自主防災組織等を対象とした災害対応能力の向上を図ります。
- ◎救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、防災関係機関等の災害対応能力の向上を図ります。

〔重要業績評価指標（KPI）〕

- ◎自主防災訓練の参加者

現状値数値：4,610人（R5）→目標値：6,000人（R11）⇒目標値：6,500人（R16）

※改定前の設定数値：5,280人（R1）→6,500人（R6）

（気候変動を踏まえた水災害対策）【国土保全】

◎近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、県の動向を踏まえ、対応について検討します。

(情報通信関係施策の推進) [情報通信]

◎避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にします。

(災害対応能力の向上) [行政機能]

◎防災関係機関及び住民・事業所・各団体・ボランティア等が連携・協力し、一体となって防災訓練を実施することにより、防災体制の実効性を高め、地域全体の災害対応力を高めます。

◎防災意識向上のため、市内で各自主防災組織が主催する防災訓練や、自主防災資機材等の購入に対して補助金の交付を継続していきます。

◎身を守る避難行動の取り方等について自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進します。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎自主防災訓練の参加者

現状値数値：4,610人 (R5) →目標値：6,000人 (R11) ⇒目標値：6,500人 (R16)

※改定前の設定数値：5,280人 (R1) →6,500人 (R6)

(排水機場等の防災対策の推進) [国土保全]

◎地域住民の安全な生活環境を確保するため、老朽化が著しい排水機場の更新を行い、排水能力の向上を図ります。

◎河川、排水機場等については、地域の排水機能を確保するため耐震対策を促進します。

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進) [国土保全]

◎河川堤防等の耐震化など地震洪水による浸水対策や長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進します。

◎国・県などの河川管理者や地域住民と連携して、市内の河川・水路の改修や適切な維

持管理による河川環境の整備を促進します。

◎市内水路の改修や修繕等適切な維持管理を実施していきます。

◎河川、水路については、災害時の地域の排水機能を確保するため適正な管理を推進します。

◎国、県、市及びあらゆる関係者が一体となり、流域治水の観点から対策を進めます。

◎道路の整備に伴い、浸水被害の軽減を図るため、地下式調整池等の整備を推進します。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材強化) [行政機能][デジタル通信]

◎消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進します。

◎消防団の体制・装備・訓練の充実強化、自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進します。

◎応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図ります。

◎市内において、応援部隊の一次集結やベースキャンプ機能を果たす基幹的広域防災拠点の整備検討を進めます。

◎SNSによる住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図ります。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎消防団員の充足率

現状値数値：80% (R6.9.30) →目標値：100% (R11) ⇒目標値：100% (R16)

※改定前の設定数値：93% (R2) →100% (R6)

◎あま市防災情報メール登録者数

現状値数値：約5,500人 (R6.10.7) →目標値：約7,000人 (R11)

⇒目標値：約8,500人 (R16)

※改定前の設定数値：約4,000人 (R2) →6,000人 (R6)

(災害対応業務の実効性の向上) [リスクコミュニケーション]

◎地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めます。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎自主防災訓練の参加者

現状値数値：4,610人 (R5) →目標値：6,000人 (R11) ⇒目標値：6,500人 (R16)

※改定前の設定数値：5,280人 (R1) →6,500人 (R6)

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化) [行政機能]

◎あま市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画（再配置計画・長寿命化計画）に示された公共施設の維持管理方針を踏まえ管理します。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎著しく劣化している施設の整備割合：

あま市公共施設長寿命化計画において劣化状況評価がD評価となっている施設の修繕率

現状値数値：公共施設等総合管理計画改定時に判明 (R6) →目標値：100% (R11)

⇒目標値：100% (R16)

※改定前の設定数値：0% (R2) →100% (R6)

(消防団員の確保等) [行政機能]

◎火災・災害に備え、消防団員の活動や運営に関する費用を支出していきます。

◎地区の消防設備及び物品等を整備する事業に要する経費に対し、補助金を交付することにより地域防災力の強化を図っていきます。

◎購入年度の古い車両を順次計画的に更新し、消防力の維持に努めます。

◎火災・災害に備え、消防団員の消防活動の運営に関する費用を支出し、団員確保に努めます。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎消防団員の充足率

現状値数値：80% (R6.9.30) →目標値：100% (R11) ⇒目標値：100% (R16)

※改定前の設定数値：93% (R2) →100% (R6)

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進) [交通・物流]

- ◎災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除去や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路含む）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、津波、洪水等の地域の防災対策を着実に進めるとともに、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開が行われるよう支援します。
- ◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施します。

（海拔ゼロメートル地帯の対策）〔行政機能〕

- ◎本市の大部分は海拔ゼロメートル地帯で広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することにより、災害現場が孤立する恐れがあるため、自主防災組織等を対象とした災害対応能力の向上を図ります。

〔重要業績評価指標（KPI）〕

- ◎消防団員の充足率

現状値数値：80%（R6.9.30）→目標値：100%（R11）⇒目標値：100%（R16）

※改定前の設定数値：93%（R2）→100%（R6）

（いのちと暮らしを支える交通環境の形成）〔交通・物流〕

- ◎定期的に道路等の点検を行い、事故の抑制に努めます。
- ◎大規模な災害による道路被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を実施し、防災体制を強化します。

（避難行動要支援者の支援）〔リスクコミュニケーション〕

- ◎避難行動要支援者個別避難計画を作成するため、市内全区に同意者名簿を提供できるよう、引き続き、区長はじめ自主防災会へ周知・理解を促していきます。
- ◎避難行動要支援者支援システムにより対象となる要支援者及び同意者の把握を正確に行い、さらに同意者の個別避難計画作成を進めます。
- ◎福祉避難所に直接避難する者の個別避難計画情報を、計画に記載される避難所の施設管理者と共有します。
- ◎自主防災会との連携強化等による災害ボランティアセンターの機能向上を推進します。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎避難行動要支援者同意者名簿提供区

現状値数値：17区 (R6.9.30時点) →目標値：42区 (R11) ⇒目標値：42区 (R16)

※改定前の設定数値：11区 (R2) →42区 (R6)

◎福祉避難所連携連絡会開催回数

現状値数値：年間1回開催 (R6年度7回目を開催予定)

→目標値：年間1回開催 (第12回を開催) (R11)

⇒目標値：年間1回開催 (第17回を開催) (R16)

◎個別避難計画作成件数

現状値数値：31件 (R6現在) →目標値：60件 (R11) ⇒目標値：85件 (R16)

(住宅・建築物等の耐震化等の促進) [住宅・都市]

◎建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震診断を行います。

◎耐震診断結果に基づき、建築物の倒壊等の被害から守るための耐震改修工事及び耐震シェルター設置を促進します。

◎耐震補助制度について、周知しても所有者の関心が低い・費用負担が大きいなどの理由により活用されないため、さらなるPRと補助制度の強化を進めます。

◎栄改良住宅及び栄集会所は、入居者や利用者が安全、安心して生活や利用ができるよう「あま市改良住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕や維持管理を行います。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎耐震化率

現状値数値：74.6% (R1) →目標値：概ね解消 (R11) ⇒目標値：概ね解消 (R16)

※改定前の設定数値：65% (R1) →95% (R6)

◎耐震改修

現状値数値：14件 (R6) →目標値：35件延べ (R11) ⇒目標値：60件延べ (R16)

※改定前の設定数値：1件 (R1) →40件延べ (R6)

◎耐震診断

現状値数値：295件延べ (R6) →目標値：465件延べ (R11)

⇒目標値：715件延べ (R16)

※改定前の設定数値：26件 (R1) →250件延べ (R6)

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（医療リソースの供給体制の確立）〔行政機能〕

◎あま市民病院の管理運営に指定管理者制度を導入しているため、民間の経営ノウハウや技術を活用して、住民サービスの向上や経費の縮減等を図り、地域の方々の健康と福祉の一層の増進を図ります。

（多数の負傷者が発生した場合の対応）〔保健医療・福祉〕

◎海部地区急病診療所組合に負担金を支出し、平日夜間及び休日の救急医療体制を引き続き整えていきます。

◎3師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）の協力のもと医療救護所を開設して、重軽傷者を振り分けし、人命救助に努めます。

◎あま市民病院やDMATと連携します。

◎発災時に医療救護班の迅速な活動が可能となるよう、救護所立ち上げ訓練、市内海部医師会医療機関との災害時情報伝達訓練等、平時における定期的な訓練を実施します。

◎「医療救護活動マニュアル」を随時見直すとともに、救護所運営の人員確保のため、3師会との協定内容を再度確認します。

◎あま市民病院、歯科医師会、薬剤師会との連携を調整していきます。

（災害時における医療機能の確保・支援体制強化）〔保健医療・福祉〕

◎あま市民病院では地域の医療機関をはじめ、介護施設、介護事業所等と定期的に症例検討会を開催し、災害時にも緊密な連携が図れるよう、今後も検討会を開催します。

◎あま市民病院において海部東部消防組合と定期的な症例検討会を開催し、継続的に情報共有をしていきます。

◎「医療救護活動マニュアル」を随時見直すとともに、受援体制を含めた「保健活動マニュアル」を作成します。

◎医療チーム派遣とともに避難者の健康管理ができるように体制の構築を推進します。

◎市内海部医師会医療機関との災害時情報伝達訓練を実施します。

（道路ネットワークの整備、災害時の医療提供インフラ確保）〔保健医療・福祉〕

◎災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整

備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む）等を含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進めます。

◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施します。

（救急搬送の遅延の解消）〔保健医療・福祉〕

◎海部東部消防組合の火災予防体制の強化や、災害や救急出動に対応できる体制の更なる強化を行います。

（要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備）〔保健医療・福祉〕

◎一般の避難所では生活が困難な要配慮者の受け入れ施設となる福祉避難所の確保が必要であるため、民間事業所と福祉避難所の協定が締結できるよう働きかけます。

◎緊急時に受け入れ可能な社会福祉施設の整備及び体制の確保をしていきます。

（要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築）〔保健医療・福祉〕

◎障がい者支援協議会を設置し、障害者福祉サービスの社会資源の確保及び関係機関によるネットワークの構築等を協議します。

◎障がい者支援協議会において、民間事業所間とのネットワークづくりや災害時における障がい者の支援について引き続き検討していきます。

（住宅・建築物等の耐震化等の促進）〔住宅・都市〕

◎建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震診断を行います。

◎耐震診断結果に基づき、建築物の倒壊等の被害から守るための耐震改修工事及び耐震シェルター設置を促進します。

◎耐震補助制度について、周知しても所有者の関心が低い・費用負担が大きいなどの理由により活用されないため、さらなるPRと補助制度の強化を進めます。

◎家具等の転倒による事故を事前に防止し、高齢世帯を中心に防災意識の高揚を図ります。

◎栄改良住宅及び栄集会所は、入居者や利用者が安全、安心に生活や利用ができるよう「あま市改良住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕や維持管理を行います。

〔重要業績評価指標（KPI）〕

◎耐震化率

現状値数値：74.6% (R1) →目標値：概ね解消 (R11) ⇒目標値：概ね解消 (R16)
※改定前の設定数値：65% (R1) →95% (R6)

◎耐震改修

現状値数値：14件 (R6) →目標値：35件延べ (R11) ⇒目標値：60件延べ (R16)
※改定前の設定数値：1件 (R1) →40件延べ (R6)

◎耐震診断

現状値数値：295件延べ (R6) →目標値：465件延べ (R11)
⇒目標値：715件延べ (R16)
※改定前の設定数値：26件 (R1) →250件延べ (R6)

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

(避難所における良好な生活環境の確保等) [行政機能]

- ◎災害の種類に応じ、その危険の及ばない場所・施設を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定緊急避難所として指定し、災害の危機が切迫した場合における住民の安全な避難先の確保を推進します。
- ◎津波による浸水の危険性がある地域については、津波避難ビルの指定・確保を推進します。

(避難所の運営体制等の整備) [行政機能]

- ◎「あま市避難所運営マニュアル」等を活用し、各地域の実情を踏まえ避難所ごとの運営体制の整備を図ります。
- ◎避難所に滞在する住民だけでなく、在宅、車中、テント等の避難生活を余儀なくされる住民への支援を念頭に運営体制を検討します。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎自主防災訓練の参加者

現状値数値：4,610人 (R5) →目標値：6,000人 (R11) ⇒目標値：6,500人 (R16)
※改定前の設定数値：5,280人 (R1) →6,500人 (R6)

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等) [行政機能]

- ◎防災関係機関及び住民・事業所・各団体・ボランティア等が連携・協力し、一体となって防災訓練を実施することにより、防災体制の実効性を高め、地域全体の災害対応力を高めます。
- ◎地域の特性に応じ、避難者が近くの避難所を利用できる体制整備、必要に応じ行政界を超えての避難を考慮します。

[重要業績評価指標 (KPI)]

- ◎あま市総合防災訓練参加者（市職員除く）

現状値数値：378人（R5）→目標値：600名（R11）⇒目標値：600名（R16）

※改定前の設定数値：473名（R1）→600名（R6）

（避難所における必要物資の確保等） [行政機能]

- ◎備蓄資機材及び備蓄食料を計画的に購入していきます。

[重要業績評価指標 (KPI)]

- ◎備蓄非常食

現状値数値：100,000食以上（R6.9.30）→目標値：100,000食以上を維持（R11）

⇒目標値：100,000食以上を維持（R16）

※改定前の設定数値：100,000食以上（R1）→100,000食以上を維持（R6）

（被災者の健康管理） [保健医療・福祉]

- ◎必要に応じ、保健センターに医療救護所を設置し、医療機関等の協力を得て応急医療を実施します。
- ◎医療救護所を設置した際の訓練を実施します。

（被災者の生活支援等） [保健医療・福祉]

- ◎避難所から仮設住宅といったような、被災者の生活環境が大きく変化することに対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の生活支援、相談支援、住民同士の交流の機会の提供に努めます。

（避難行動要支援者への支援） [保健医療・福祉]

- ◎避難行動要支援者の救助活動を迅速に実施するため、地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ情報伝達を行うとともに、安否情報・避難誘導を

実施していきます。

- ◎市内の福祉事業所等を対象とし、福祉避難所施設連携連絡会を行います。また、避難行動要支援者支援システムにより対象となる要支援者及び同意者の把握を正確に行い、さらに同意者の個別避難計画作成を推進します。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎福祉避難所連携連絡会開催回数

現状値数値：年間1回開催（R6年度7回目を開催予定）

→目標値：年間1回開催（第12回を開催）（R11）

⇒目標値：年間1回開催（第17回を開催）（R16）

◎避難行動要支援者同意者名簿提供区

現状値数値：17区（R6.9.30時点）→目標値：42区（R11）⇒目標値：42区（R16）

※改定前の設定数値：11区（R2）→42区（R6）

◎個別避難計画作成件数

現状値数値：31件（R6現在）→目標値：60件（R11）⇒目標値：85件（R16）

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

（輸送ルートの確保対策の実施）[産業・経済]

- ◎応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努め、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保します。
- ◎物資輸送ルートを実実に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む）などの幹線道路ネットワークの整備を進めます。

（迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備）[産業・経済]

- ◎発災時、交通渋滞により災害応急対策等に從事する車両が避難所等に到着できない事態を回避するため、通行可否情報の収集、交通対策への活用を進めます。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎緊急輸送道路の指定

現状値数値：以下の通り指定した。

緊急輸送道路：海部東農協ライスセンターから第一次輸送道路（国道302号）まで

市役所から県道（あま愛西線）まで
七宝焼アートヴィレッジの南北道路
美和高校への南北道路

→目標：状況に応じて指定する（R11,16）

※改定前の設定数値：無し（R2）→指定（R6）

（水道施設の老朽化対策等の推進）【住宅・都市】

◎配水施設、管路ともに老朽化が進んでいるため、老朽化対策や管路の更新を行い、耐震化を推進します。

（応急用食料等の調達）【農林水産】

◎地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図ります。

◎公共施設・避難所等における自立・分散型エネルギーの導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進します。

[重要業績評価指標（KPI）]

◎備蓄非常食

現状値数値：100,000食以上（R6.9.30）→目標値：100,000食以上を維持（R11）

⇒目標値：100,000食以上を維持（R16）

※改定前の設定数値：100,000食以上（R1）→100,000食以上を維持（R6）

（食料・燃料等の備蓄）【産学官民・広域連携】

◎南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急食料等を調達できない恐れがあるため、民間事業者との連携等によりアレルゲンフリーの非常食をはじめとした備蓄の推進や企業連携型BCPの策定の促進を図ります。

（燃料等の仮貯蔵）【産業・経済】

◎消防庁の「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」について、関係職員への十分な周知・情報提供を図ります。

（物資調達・供給体制、受援体制の構築等）【交通・物流】

- ◎市職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受け入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めます。
- ◎他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備します。
- ◎物資供給の受入体制について整備を図るとともに、受入体制の訓練実施を検討します。

（海拔ゼロメートル地帯の対策）〔住宅・都市〕

- ◎本市の大部分は海拔ゼロメートル地帯で広範囲にわたり浸水し、避難所等に物資が到達できない事態が想定されるため、物資輸送ルートを確保し、緊急輸送道路の整備を進めるとともに避難所への食糧供給の方法を検討します。

（住宅・建築物等の耐震化等の促進）〔住宅・都市〕

- ◎建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震診断を行います。
- ◎耐震診断結果に基づき、建築物の倒壊等の被害から守るための耐震改修工事及び耐震シェルター設置を促進します。
- ◎耐震補助制度について、周知しても所有者の関心が低い・費用負担が大きいなどの理由により活用されないため、さらなるPRと補助制度の強化を進めます。
- ◎栄改良住宅及び栄集会所は、入居者や利用者が安全、安心に生活や利用ができるよう「あま市改良住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕や維持管理を行います。

[重要業績評価指標（KPI）]

◎耐震化率

現状値数値：74.6%（R1）→目標値：概ね解消（R11）⇒目標値：概ね解消（R16）
 ※改定前の設定数値：65%（R1）→95%（R6）

◎耐震改修

現状値数値：14件（R6）→目標値：35件延べ（R11）⇒目標値：60件延べ（R16）
 ※改定前の設定数値：1件（R1）→40件延べ（R6）

◎耐震診断

現状値数値：295件延べ（R6）→目標値：465件延べ（R11）
 ⇒目標値：715件延べ（R16）
 ※改定前の設定数値：26件（R1）→250件延べ（R6）

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

(帰宅困難者対策の推進) [住宅・都市]

- ◎「むやみに移動(帰宅)しない」という基本原則や、安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、広報を実施します。
- ◎企業等に対して、従業員等を留めておくことができるよう、物資の備蓄等を促します。
- ◎帰宅困難者の混乱発生を避けるためにも、情報を得られる環境を整備・強化することを検討するとともに、駅等に多数の人を集中させないよう対策を検討します。

(帰宅困難者等の受入態勢の確保) [住宅・都市]

- ◎安全な帰宅のために、災害情報の提供、企業等連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートや徒歩帰宅支援ステーションの情報提供を行います。
- ◎帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受け入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図ります。
- ◎不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等について、関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図ります。
- ◎滞在场所となり得る公共施設、民間ビル等における受け入れスペース、備蓄倉庫、受入関連施設(自家発電設備、貯水槽等)の耐震化その他の整備を促進します。

(交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整) [交通・物流]

- ◎大規模な災害による道路被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を実施し、防災体制の強化や、関係自治体との連携強化を図ります。
- ◎交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進します。

(地方行政機関等の機能低下の回避) [行政機能]

- ◎災害発生時の人、物、情報等活用できる資源に制約がある状況において、災害対応業務を適切に実施できるよう業務継続計画により、迅速な災害対応を図ります。
- ◎職員参集メールによる安否確認を実施します。

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(衛生環境の確保等) [保健医療・福祉]

- ◎感染症のおそれがある疾病の発生、まん延予防、感染予防、発病予防及び重症化を予防するため予防接種を実施し、公衆衛生向上及び増進を図ります。(BCG、麻しん・風しん、ロタウイルス、水痘、日本脳炎、2種混合、4種混合、5種混合、ヒブ、小児の肺炎球菌、B型肝炎、HPV、子宮頸がん、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、新型コロナウイルス、大人の風しん、子どもインフルエンザ、帯状疱疹) また、子供の接種率の更なる向上のため、適切な接種年齢において接種完了できるよう、平時より接種勧奨に努めます。
- ◎高齢者インフルエンザの接種率について県平均を下回っており、重症化しやすい高齢者のインフルエンザワクチンの接種率を向上させるため、医療機関と連携し周知に努めます。
- ◎毎年、計画的に感染防止用品(マスク・アルコール消毒液等)を購入していきます。

(下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実) [住宅・都市]

- ◎日光川下流流域下水道関連の公共下水道事業として、早期供用開始に向け、計画的・効率的に整備を行います。
- ◎下水道事業計画に基づき、生活排水による生活環境の悪化を解消するため、災害に強い公共下水道の整備を進めています。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎下水道事業計画整備面積

現状値：564.8ha (令和6年度下水道供用開始面積) (R6)

→目標値：706.9ha (令和3年度汚水処理適正処理構想) (R11)

⇒目標値：867.9ha (令和3年度汚水処理適正処理構想) (R16)

※改定前の設定数値：516.9ha (R1累積整備面積)

→846.0ha (R5事業計画整備面積)

(避難所となる施設の衛生環境の確保) [保健医療・福祉]

- ◎「あま市避難所運営マニュアル」に基づく避難所運営委員(保健・衛生班)により避難所の運営に努めます。
- ◎災害初動期の感染症対策を推進していきます。

(医療活動を支える取組の推進) [保健医療・福祉]

◎あま市民病院の管理運営に指定管理者制度を導入しているため、民間の経営ノウハウや技術を活用して、住民サービスの向上や経費の縮減等を図り、地域の方々の健康と福祉の一層の増進を図ります。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎自家発電稼働時間

現状値数値：最大72時間 (R6) →目標値：現状値を確保 (R11,16)

※改定前の設定数値：最大72時間

◎備蓄量

現状値数値：入院患者及び職員用の食糧・水3日分、薬・診療材料7日分

→目標値：現状値を確保 (R11,16)

※改定前の設定数値：入院患者及び職員用の食糧・水3日分、薬・診療材料7日分

(住宅・建築物等の耐震化等の促進) [住宅・都市]

◎建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震診断を行います。

◎耐震診断結果に基づき、建築物の倒壊等の被害から守るための耐震改修工事及び耐震シェルター設置を促進します。

◎耐震補助制度について、周知しても所有者の関心が低い・費用負担が大きいなどの理由により活用されないため、さらなるPRと補助制度の強化を進めます。

◎栄改良住宅及び栄集会所は、入居者や利用者が安全、安心して生活や利用ができるよう「あま市改良住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕や維持管理を行います。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎耐震化率

現状値数値：74.6% (R1) →目標値：概ね解消 (R11) ⇒目標値：概ね解消 (R16)

※改定前の設定数値：65% (R1) →95% (R6)

◎耐震改修

現状値数値：14件 (R6) →目標値：35件延べ (R11) ⇒目標値：60件延べ (R16)

※改定前の設定数値：1件 (R1) →40件延べ (R6)

◎耐震診断

現状値数値：295件延べ (R6) →目標値：465件延べ (R11)

⇒目標値：715件延べ (R16)

※改定前の設定数値：26件（R1）→250件延べ（R6）

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

（治安確保のための体制の確保と装備資機材の充実強化）〔行政機能〕

- ◎市民の防犯意識を高めるための情報提供や啓発活動を行い、地域の防犯力の強化を図ります。
- ◎防犯啓発活動を推進することにより、市民一人ひとりの防犯意識が向上するよう、地域防犯力の強化に努めます。

〔重要業績評価指標（KPI）〕

◎防犯団体

現状値数値：45団体（R6）→目標値：55団体（R11）⇒目標値：55団体（R16）

※改定前の設定数値：50団体（R1）→55団体（R6）

（公共の安全等の秩序維持体制の整備）〔行政機能〕

- ◎市内の犯罪発生を抑制するために、防犯活動及び防犯啓発活動を行うあま市防犯協会を支援することにより、安全で安心な住みよいまちづくりを推進します。
- ◎地域の防犯意識の高揚を図るとともに、関係団体と連絡を密にした効果的な防犯啓発活動を行い、犯罪のない地域社会をつくることを目的とするあま市防犯協会へ活動支援として補助金を交付します。

〔重要業績評価指標（KPI）〕

◎あま市防犯協会補助金

現状値数値：毎年100万円交付（R6）→目標値：毎年100万円交付（R11）

⇒目標値：毎年100万円交付（R16）

（地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援）〔リスクコミュニケーション〕

- ◎コミュニティの推進及び活性化を図るための事業に対して、補助金（あま市コミュニティ活動推進事業補助金）を引き続き交付します。

〔重要業績評価指標（KPI）〕

◎コミュニティ団体の設置数

現状値数値：16団体（内2団体休止中）（R6）→目標値：18団体（全42区）（R11）

⇒目標値：20団体（全42区）（R16）

3-2 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

（地方行政機関等の機能維持）〔広域連携〕

- ◎災害発生時の人、物、情報等活用できる資源に制約がある状況において、業務継続計画により迅速な災害対応を図ります。
- ◎防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図っていきます。
- ◎情報通信ネットワークの冗長化を図ります。
- ◎職員を対象に全国市町村国際文化研修所などにおいて、防災部署担当の災害対策に特化した研修受講を引き続き進めます。
- ◎災害発生時に各職員がマニュアルなどを確認し、災害対策（避難所や災害対策本部運営）に取り組めることが理想であるため、職員の指示が無くてもやるべきことを判断できるような体制を整備します。

（自治体の業務継続計画の作成及び見直し）〔行政機能〕

- ◎現在策定されている業務継続計画について今の実情に即しているか、各課にヒアリングを行いながら点検し、計画の実効性を維持します。
- ◎民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的を持った合同訓練等を実施します。

（行政職員の不足への対応）〔行政機能〕

- ◎市職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受け入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めます。
- ◎他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備します。

（防災拠点等の電力確保等）〔エネルギー〕

- ◎非常電源と発電機を備蓄しているが、燃料が途絶えることを考慮するため、市内のガソリンスタンドとの協定を引き続き継続します。

〔重要業績評価指標（KPI）〕

◎市庁舎の非常電源

現状値数値：新庁舎の完成に伴い、非常電源が3日間分確保できている。

→目標値：非常電源の確保を維持（R11）

⇒目標値：非常電源の確保を維持（R16）

（復旧復興施策や被災者支援の取組等）〔広域連携〕

◎災害発生時に広域的な応援を受けられるよう、自衛隊・警察・消防・TEC-FORCE

（国土交通省の緊急災害対策派遣隊）をはじめとする応援部隊・活動拠点を確保するとともに、連携訓練の実施に努めます。

〔重要業績評価指標（KPI）〕

◎あま市総合防災訓練参加者（市職員除く）

現状値数値：378人（R5）→目標値：600名（R11）⇒目標値：600名（R16）

※改定前の設定数値：473名（R1）→600名（R6）

（住民等の自発的な防災行動の促進）〔行政機能〕

◎自助・共助の意識のもと住民及び自主防災組織が一体となり防災訓練等を通じ、幅広い連携による防災活動の推進や防災意識の高揚を図っていきます。

〔重要業績評価指標（KPI）〕

◎自主防災訓練の参加者

現状値数値：4,610人（R5）→目標値：6,000人（R11）⇒目標値：6,500人（R16）

※改定前の設定数値：5,280人（R1）→6,500人（R6）

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下（サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力・経営執行力低下）

（道路ネットワークの整備、道路施設の災害対策の推進）〔交通・物流〕

◎道路の防災、地震対策を進めるとともに、地域全体の被災危険性も考慮しつつ、津波、洪水等の地域の防災対策を着実に推進します。

◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施します。

（水の安定供給）〔住宅・都市〕

- ◎「水道法」による水道事業として、住民の需要に応じて飲用に適する水を供給するために、適切な施設の維持管理と公営企業として健全な経営を行います。
- ◎応急給水のための緊急連絡管の維持管理に努めます。
- ◎非常時に安定供給が可能となる給水体制を目指します。
- ◎早期復旧のための人材、資材を確保するため、指定工事業者等と連携していきます。
- ◎配水場の停電対策として、自家発電設備の整備や燃料等の確保に努めます。

（燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備）〔産業・経済〕

- ◎緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む）などを含む幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、津波、洪水対策等を着実に進め、燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持します。
- ◎発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料供給のための諸手続きの改善等を検討します。
- ◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施します。

4-2 有害物質の大規模な拡散・流出

（有害物質の流出等の防止対策の推進）〔環境〕

- ◎PCB含有電気機器等の処分及び保管方法を、市民・事業者に対して周知していきます。
- ◎環境測定設備もなく、民間事業者との協定も締結していないため、協定が締結できる民間事業者を把握していきます。

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

（農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化）〔農林水産〕

- ◎地域共同による農地・農業用水等の資源や農村環境の保全活動に加え、農地周りの用排水路等施設の長寿命化や水質・土壌等の保全のための取組を推進します。

◎優良農地の農地転用の抑制と後継者不足対策に取り組みます。

4-4 農地や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下

（農地・農林等の荒廃の防止）〔農林水産〕

- ◎農業経営の規模拡大、農用地の集団化等による農地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性の向上に資するため農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積と集約化を図ります。
- ◎耕作を続けられなくなった農地所有者に対し、農地中間管理機構を活用した農地の貸付を推奨し、農地の集約を進めることで、農地の利活用の持続性を高め、荒廃農地の発生防止に努めます。
- ◎相続等により、土地所有者が市外在住又は所有者不明になり、農地の管理がされず荒廃農地の発生する可能性があるため、対策として農業用施設等の適切な維持管理、後継者不足、担い手への集約化を図ります。

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができない事態

（放送設備等の防災対策）〔情報通信〕

- ◎災害時の情報伝達収集の安定的な運用を図るため、防災情報通信機器の適切な維持管理に努めます。

（情報伝達手段・体制の確保）〔情報通信〕

- ◎防災情報メールの登録人数の増加に努めていきます。
- ◎テレビ・ラジオのいずれかが中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備や、多様なメディアを利活用した情報伝達体制の構築を目指します。

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

（輸送基盤の災害対策の推進等） [エネルギー]

- ◎燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関との連携により迅速に実施する体制を推進します。
- ◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施します。

5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

（輸送基盤の災害対策の推進等） [エネルギー]

- ◎燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関との連携により迅速に実施する体制を推進します。
- ◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施します。

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

（水道施設等の耐震化等の推進） [住宅・都市]

- ◎配水施設、管路ともに老朽化が進んでいるため、老朽化対策や管路の更新を行い、耐震化を推進します。

（上水道等の復旧の体制等の強化） [住宅・都市]

- ◎応急給水のための緊急連絡管の維持管理に努めます。
- ◎非常時に安定供給が可能となる給水体制を目指します。
- ◎早期復旧のための人材、資材を確保するため、指定工事業者等と連携していきます。
- ◎配水場の停電対策として、自家発電設備の整備や燃料等の確保に努めます。

（下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実） [住宅・都市]

- ◎日光川下流流域下水道関連の公共下水道事業として、早期供用開始に向け、計画的・効率的に整備を行います。
- ◎ストックマネジメント計画に基づく梶村ポンプ場再構築を推進していきます。
- ◎機械、電気工事及び建築工事を進め、施設の長寿命化を図ります。

（汚水処理施設等の災害対応力の強化等）〔住宅・都市〕

- ◎海部地区環境事務組合新開センター・上野センター及び五条広域事務組合クリーンパーク新川に対して災害対応力の強化を求めるとともに、し尿・浄化槽汚泥の広域的な処理体制整備を図ります。

（浄化槽の整備）〔環境〕

- ◎公共下水道事業計画区域外の合併処理浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るとともに、生活環境の保全及び環境衛生の向上を図ります。
- ◎公共下水道事業計画区域外において、補助金による単独処理浄化槽、汲み取りからの転換基数は73基（令和5年度）となり、今後も整備促進します。
- ◎合併処理浄化槽の維持管理の経費負担、管理の主体等については、公共下水道と差異が生じるため、計画区域内外での状況に応じた整備を促進していきます。

〔重要業績評価指標（KPI）〕

- ◎合併処理浄化槽設置整備地域計画基数

現状値数値：73基（R5実績）→90基/年（R11）⇒90基/年（R16）

※改定前の設定数値：24基（R1）→130基（H30からR4までの計画基数）

5-5 基幹的交通ネットワーク機能停止による物流・人流への甚大な影響

（交通施設の防災対策の推進）〔交通・物流〕

- ◎本市の都市状況の整理、上位計画の位置付け及び交通特性の把握等により、未着手・未整備の都市計画道路について調査・検討を行います。
- ◎名古屋津島線バイパスの進捗に合わせ、計画的に都市計画道路安松鷹居線の整備を進めます。
- ◎甚目寺駅・七宝駅・木田駅を中心とした住拠点の道路交通ネットワーク形成に向けて、都市計画道路の整備により、駅アクセスの向上を図ります。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎都市計画道路整備率

現状値数値：41% (R6) →目標値：42% (R11) ⇒目標値：43% (R16)

※改定前の設定数値：37% (R2) →40% (R6)

(輸送ルート確保の強化) [交通・物流]

- ◎輸送ルートの確実な確保のため、都市間を連絡する幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の防災対策や老朽化対策、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良（坂牧東交差点、伊福交差点等）、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図ります。
- ◎道路啓開計画など総合啓開の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等の積み重ねを進めます。
- ◎道路橋梁の耐震補強、土砂災害対策、老朽化した信号機の更新、その他交通施設に関する耐震化、液状化対策耐水対策、停電・節電対策や、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進めます。
- ◎交通インフラの維持管理、更新に関する検討を進め、実用化を図ります。
- ◎平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進めます。
- ◎緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行います。
- ◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施します。

(道路における冠水対策) [交通・物流]

- ◎地域住民の利便性向上を図るため、道路改良工事を行うことにより、市道の機能を高めめます。
- ◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施します。

(住宅・建築物等の耐震化等の促進) [住宅・都市]

- ◎建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震診断を行います。
- ◎耐震診断結果に基づき、建築物の倒壊等の被害から守るための耐震改修工事及び耐震シェルター設置を促進します。

- ◎耐震補助制度について、周知しても所有者の関心が低い・費用負担が大きいなどの理由により活用されないため、さらなるPRと補助制度の強化を進めます。
- ◎栄改良住宅及び栄集会所は、入居者や利用者が安全、安心に生活や利用ができるよう「あま市改良住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕や維持管理を行います。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎耐震化率

現状値数値：74.6% (R1) →目標値：概ね解消 (R11) ⇒目標値：概ね解消 (R16)
※改定前の設定数値：65% (R1) →95% (R6)

◎耐震改修

現状値数値：14件 (R6) →目標値：35件延べ (R11) ⇒目標値：60件延べ (R16)
※改定前の設定数値：1件 (R1) →40件延べ (R6)

◎耐震診断

現状値数値：295件延べ (R6) →目標値：465件延べ (R11)
⇒目標値：715件延べ (R16)
※改定前の設定数値：26件 (R1) →250件延べ (R6)

(道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策) [交通・物流]

- ◎建築基準法上の道路後退用地等の寄附採納に合わせ、市が必要な整備を実施します。
- ◎隅切り用地の寄附に対して、奨励金を交付します。
- ◎あま市狭あい道路の拡幅整備の制度についてPRの強化をしていきます。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎拡幅整備等申し出数

現状値数値：3件 (年間) (R6) →目標値：6件延べ (R11)
⇒目標値：9件延べ (R16)
※改定前の設定数値：3件 (年間) →6件 (年間)

(危険な空き家の除却等への支援) [住宅・都市]

- ◎適切に管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている事を鑑み、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の向上を図るため、空き家等実態調査、及び計画の作成その他の空き屋等に関する施策を推進していきます。

（災害情報の収集体制の強化）〔交通・物流〕〔デジタル通信〕

◎各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化に努めます。

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

（事前復興、復興方針・体制づくりの推進）〔土地利用〕

◎被災後、復興に向けた方針を早期に示すとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行えるよう検討します。

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

（復旧・復興を担う人材の育成等）〔人材育成〕

◎地震等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図ります。

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物の仮置場の確保の推進）〔環境〕

◎災害廃棄物の仮置き場の候補地として処分場やグラウンドを活用する予定であるが、他の救助部隊と調整を図ります。

（災害廃棄物処理計画の策定等）〔環境〕

◎令和5年度に見直しを実施したあま市災害廃棄物処理計画について、実情に合わせて引き続き定期的に見直しを行います。

（ごみ焼却施設の災害対応力の強化等）〔環境〕

◎名古屋市五条川工場及び海部地区環境事務組合八穂クリーンセンターに対して災害対応力の強化を求めるとともに、廃棄物の広域的な処理体制整備を推進します。

（災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理）〔環境〕

◎県及び民間事業者と有害廃棄物の取り扱い方法を検討し、処理方法を整備します。

（災害廃棄物輸送体制の構築）〔環境〕

◎本市では収集運搬に必要な車両を所有していないため、事前に関係団体等と協力体制・連絡体制を検討します。

（災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携）〔環境〕

◎地域での災害救援ボランティアセンターの立ち上げ訓練実施の啓発を行うとともに、設置に関するマニュアル等を整理し、災害時において地域におけるボランティアニーズに対応したボランティアの受入体制や派遣がスムーズに行えるようにします。

（住宅・建築物等の耐震化等の促進）〔住宅・都市〕

◎建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震診断を行います。

◎耐震診断結果に基づき、建築物の倒壊等の被害から守るための耐震改修工事及び耐震シェルター設置を促進します。

◎耐震補助制度について、周知しても所有者の関心が低い・費用負担が大きいなどの理由により活用されないため、さらなるPRと補助制度の強化を進めます。

◎栄改良住宅及び栄集会所は、入居者や利用者が安全、安心に生活や利用ができるよう「あま市改良住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕や維持管理を行います。

〔重要業績評価指標（KPI）〕

◎耐震化率

現状値数値：74.6%（R1）→目標値：概ね解消（R11）⇒目標値：概ね解消（R16）

※改定前の設定数値：65%（R1）→95%（R6）

◎耐震改修

現状値数値：14件（R6）→目標値：35件延べ（R11）⇒目標値：60件延べ（R16）

※改定前の設定数値：1件（R1）→40件延べ（R6）

◎耐震診断

現状値数値：295件延べ（R6）→目標値：465件延べ（R11）

⇒目標値：715件延べ（R16）

※改定前の設定数値：26件（R1）→250件延べ（R6）

6-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

（仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化）【住宅・都市】

- ◎災害対策基本法に基づき、災害時応急対策活動などを具体的に定めた地域防災計画の修正等を実施します。
- ◎応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、県や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制整備します。
- ◎候補地の確保にあつては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行います。

（既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保）【住宅・都市】

- ◎災害対策基本法に基づき、災害時応急対策活動などを具体的に定めた地域防災計画の修正等を実施します。
- ◎本市が保有している公園等に仮設住宅の建設計画を推進します。
- ◎空き家、賃貸住宅等の空き部屋を確保していきます。

（自宅居住による生活再建の促進）【住宅・都市】

- ◎被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進していきます。

6-5 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

（災害からの復旧復興施策等の推進）〔行政機能〕

◎応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点を踏まえて検討します。

（災害に強い民間物流施設の整備促進等）〔産業・経済〕

◎災害発生時に各民間物流会社による救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、緊急輸送道路の整備に努めていきます。

2. 施策分野ごとの強靱化の推進方針

脆弱性評価を行うにあたり設定した11の個別施策分野と4の横断的分野に対する推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を整理しました。

これらの推進方針は「起きてはならない最悪の事態」に対する推進方針を、施策分野ごとにとりまとめたものです。それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の方針にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮します。

(1) 行政機能／消防等／防災教育

（公共施設等の耐震化の推進・促進） [1-1][1-2]

- ◎防災拠点となる公共施設や学校・体育施設の耐震対策及び老朽化対策として定期的な施設点検、老朽箇所の修繕を進めます。
- ◎施設の老朽化が進むなか、改修を行うものの優先順位を決定し、市民が安全に利用できる環境を整備していきます。
- ◎あま市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画（再配置計画・長寿命化計画）に基づき、更新や廃止となる施設の管理に努めていきます。

[重要業績評価指標（KPI）]

◎著しく劣化している施設の整備割合：

あま市公共施設長寿命化計画において劣化状況評価がD評価となっている施設の修繕率

現状値数値：公共施設等総合管理計画改定時に判明（R6）→目標値：100%（R11）
⇒目標値：100%（R16）

※改定前の設定数値：0%（R2）→100%（R6）

（災害対応能力の向上） [1-1][1-2][1-4]

- ◎防災意識向上のため、市内で各自主防災組織が主催する防災訓練や、自主防災資機材等の購入に対して補助金の交付を継続していきます。
- ◎防災関係機関及び住民・事業所・各団体・ボランティア等が連携・協力し、一体となって防災訓練を実施することにより、防災体制の実効性を高め、地域全体の災害対応力を高めます。
- ◎あま市総合防災訓練を通じ、消防、自衛隊等の各関係機関との連携強化を図ります。
- ◎災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図ります。

◎身を守る避難行動の取り方等について自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進します。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎自主防災組織育成補助金 防災資機材

現状値数値：22防災会 (R5) →目標値：30防災会 (R11)
⇒目標値：41防災会 (R16)

※改定前の設定数値：20防災会 (R1) →41防災会 (R6)

◎自主防災組織育成補助金 防災訓練

現状値数値：47回実施 (R5) →目標値：50回実施 (R11)
⇒目標値：84回実施 (R16)

※改定前の設定数値：49回実施 (R1) →84回実施 (R6)

◎自主防災訓練の参加者

現状値数値：4,610人 (R5) →目標値：6,000人 (R11) ⇒目標値：6,500人 (R16)

※改定前の設定数値：5,280人 (R1) →6,500人 (R6)

(消防団等の充実強化の促進等) [1-1][1-2]

◎火災・災害に備え、消防団員の活動や運営に関する費用を支出していきます。

◎地区の消防設備及び物品等を整備する事業に要する経費に対し、補助金を交付することにより地域防災力の強化を図っていきます。

◎地域防災力の底上げを図る為、女性消防クラブが実施する事業を支援します。

◎公助の手がまわらないことを想定し、消防団等の充実強化を推進します。

[重要業績評価指標 (KPI)]

消防団員の充足率

現状値数値：80% (R6.9.30) →目標値：100% (R11) ⇒目標値：100% (R16)

※改定前の設定数値：93% (R2) →100% (R6)

(情報通信関係施策の推進) [1-2]

◎災害時の情報伝達収集の安定的な運用を図るため、防災情報通信機器の適切な維持管理に努めます。

◎防災情報メール配信システムを導入しており、J-ALERTと連携することで、住民への迅速な情報伝達を図ります。

- ◎逃げ遅れの発生等を防ぐため、J-ALERTによる緊急情報の住民への確実な伝達、SNSなどICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進します。
- ◎海部地域7市町村を放送エリアとし、災害の発生等による緊急放送を発信するために開局したコミュニティFM放送局を維持し、市民の安全、安心を確保するため、事業主体である西尾張シーエーティーヴィ株式会社に対し、補助金を引き続き交付します。
- ◎災害発生時に住民に対して確実に周知ができるように、事業主体である西尾張シーエーティーヴィ株式会社と連携を推進していきます。

（継続的な防災訓練や防災教育等の推進等） [1-3][1-4][2-3]

- ◎防災関係機関及び住民・事業所・各団体・ボランティア等が連携・協力し、一体となって防災訓練を実施することにより、防災体制の実効性を高め、地域全体の災害対応力を高めます。
- ◎あま市総合防災訓練を通じ、消防、自衛隊等の各関係機関との連携強化を図ります。
- ◎地域住民の参加率向上、特に若い世帯の参加率向上を図ります。
- ◎防災リーダーの養成を推進し、防災意識の向上を図ります。
- ◎小・中学生及び高校生に対する防災教育を推進します。
- ◎地域の特性に応じ、避難者が近くの避難所を利用できる体制整備、必要に応じ行政界を超えての避難を考慮します。

[重要業績評価指標（KPI）]

◎あま市総合防災訓練参加者（市職員除く）

現状値数値：378人（R5）→目標値：600名（R11）⇒目標値：600名（R16）

※改定前の設定数値：473名（R1）→600名（R6）

◎防災カレッジリーダー養成講座及びレベルアップ講座受講者数

リーダー養成講座（累積）

現状値数値：810名（R6）→目標値：1,000名（R11）⇒目標値：1,200名（R16）

※改定前の設定数値：606名（R1）→1,000名（R6）

レベルアップ講座（累積）

現状値数値：210名（R6累積）→目標値：250名（R11累積）

⇒目標値：300名（R16累積）

※改定前の設定数値：157名（R1）→200名（R6）

（災害対応の体制・資機材強化） [2-1]

- ◎消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進します。
- ◎消防団の体制・装備・訓練の充実強化、自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進します。
- ◎応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図ります。
- ◎市内において、応援部隊の一次集結やベースキャンプ機能を果たす基幹的広域防災拠点の整備検討を進めます。
- ◎SNSによる住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図ります。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎消防団員の充足率

現状値数値：80% (R6.9.30) →目標値：100% (R11) ⇒目標値：100% (R16)

※改定前の設定数値：93% (R2) →100% (R6)

◎あま市防災情報メール登録者数

現状値数値：約5,500人 (R6.10.7) →目標値：約7,000人 (R11)

⇒目標値：約8,500人 (R16)

※改定前の設定数値：約4,000人 (R2) →6,000人 (R6)

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化) [2-1]

- ◎あま市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画（再配置計画・長寿命化計画）に示された公共施設の維持管理方針を踏まえ管理します。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎著しく劣化している施設の整備割合：

あま市公共施設長寿命化計画において劣化状況評価がD評価となっている施設の修繕率

現状値数値：公共施設等総合管理計画改定時に判明 (R6) →目標値：100% (R11)

⇒目標値：100% (R16)

※改定前の設定数値：0% (R2) →100% (R6)

(消防団員の確保等) [2-1]

- ◎火災・災害に備え、消防団員の活動や運営に関する費用を支出していきます。
- ◎地区の消防設備及び物品等を整備する事業に要する経費に対し、補助金を交付することにより地域防災力の強化を図っていきます。

- ◎購入年度の古い車両を順次計画的に更新し、消防力の維持に努めます。
- ◎火災・災害に備え、消防団員の消防活動の運営に関する費用を支出し、団員確保に努めます。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎消防団員の充足率

現状値数値：80% (R6.9.30) →目標値：100% (R11) ⇒目標値：100% (R16)

※改定前の設定数値：93% (R2) →100% (R6)

(海拔ゼロメートル地帯の対策) [2-1]

- ◎本市の大部分は海拔ゼロメートル地帯で広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することにより、災害現場が孤立する恐れがあるため、自主防災組織等を対象とした災害対応能力の向上を図ります。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎消防団員の充足率

現状値数値：80% (R6.9.30) →目標値：100% (R11) ⇒目標値：100% (R16)

※改定前の設定数値：93% (R2) →100% (R6)

(地方行政機関等の機能低下の回避) [2-5]

- ◎災害発生時の人、物、情報等活用できる資源に制約がある状況において、災害対応業務を適切に実施できるよう業務継続計画により、迅速な災害対応を図ります。
- ◎職員参集メールによる安否確認を実施します。

(医療リソースの供給体制の確立) [2-2]

- ◎あま市民病院の管理運営に指定管理者制度を導入しているため、民間の経営ノウハウや技術を活用して、住民サービスの向上や経費の縮減等を図り、地域の方々の健康と福祉の一層の増進を図ります。

(避難所における良好な生活環境の確保等) [2-3]

- ◎災害の種類に応じ、その危険の及ばない場所・施設を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定緊急避難所として指定し、災害の危機が切迫した場合における住民の安全な避難先の確保を推進します。
- ◎津波による浸水の危険性がある地域については、津波避難ビルの指定・確保を推進し

ます。

（避難所の運営体制等の整備） [2-3]

- ◎「あま市避難所運営マニュアル」等を活用し、各地域の実情を踏まえ避難所ごとの運営体制の整備を図ります。
- ◎避難所に滞在する住民だけでなく、在宅、車中、テント等の避難生活を余儀なくされる住民への支援を念頭に運営体制を検討します。

○自主防災訓練の参加者数

現状値数値：4,610人（R5）→目標値：6,000人（R11）⇒目標値：6,500人（R16）

※改定前の設定数値：5,280人（R1）→6,500人（R6）

（避難所における必要物資の確保等） [2-3]

- ◎備蓄資機材及び備蓄食料を計画的に購入していきます。

[重要業績評価指標（KPI）]

◎備蓄非常食

現状値数値：100,000食以上（R6.9.30）→目標値：100,000食以上を維持（R11）

⇒目標値：100,000食以上を維持（R16）

※改定前の設定数値：100,000食以上（R1）→100,000食以上を維持（R6）

（治安確保のための体制の確保と装備資機材の充実強化） [3-1]

- ◎市民の防犯意識を高めるための情報提供や啓発活動を行い、地域の防犯力の強化を図ります。
- ◎防犯啓発活動を推進することにより、市民一人ひとりの防犯意識が向上するよう、地域防犯力の強化に努めます。

[重要業績評価指標（KPI）]

◎防犯団体

現状値数値：45団体（R6）→目標値：55団体（R11）⇒目標値：55団体（R16）

※改定前の設定数値：50団体（R1）→55団体（R6）

（公共の安全等の秩序維持体制の整備） [3-1]

- ◎市内の犯罪発生を抑制するために、防犯活動及び防犯啓発活動を行うあま市防犯協会

を支援することにより、安全で安心な住みよいまちづくりを推進します。

- ◎地域の防犯意識の高揚を図るとともに、関係団体と連絡を密にした効果的な防犯啓発活動を行い、犯罪のない地域社会をつくることを目的とするあま市防犯協会へ活動支援として補助金を交付します。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎あま市防犯協会補助金

現状値数値：毎年100万円交付 (R6) →目標値：毎年100万円交付 (R11)

⇒目標値：毎年100万円交付 (R16)

※改定前の設定数値：－

(自治体の業務継続計画の作成及び見直し) [3-2]

- ◎現在策定されている業務継続計画について今の実情に即しているか、各課にヒアリングを行いながら点検し、計画の実効性を維持します。
- ◎民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的を持った合同訓練等を実施します。

(行政職員の不足への対応) [3-2]

- ◎市職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受け入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めます。
- ◎他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備します。

(住民等の自発的な防災行動の促進) [3-2]

- ◎自助・共助の意識のもと住民及び自主防災組織が一体となり防災訓練等を通じ、幅広い連携による防災活動の推進や防災意識の高揚を図っていきます。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎自主防災訓練の参加者

現状値数値：4,610人 (R5) →目標値：6,000人 (R11) ⇒目標値：6,500人 (R16)

※改定前の設定数値：5,280人 (R1) →6,500人 (R6)

(災害からの復旧復興施策等の推進) [6-5]

- ◎応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復

興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点を踏まえて検討します。

(2) 住宅・都市

(住宅・建築物等の耐震化等の促進) [1-1] [1-2] [1-3] [2-1] [2-2] [2-4] [2-6] [5-5] [6-3]

- ◎建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震診断を行います。
- ◎耐震診断結果に基づき、建築物の倒壊等の被害から守るための耐震改修工事及び耐震シェルター設置を促進します。
- ◎耐震補助制度について、周知しても所有者の関心が低い・費用負担が大きいなどの理由により活用されないため、さらなるPRと補助制度の強化を進めます。
- ◎家具等の転倒による事故を事前に防止し、高齢世帯を中心に防災意識の高揚を図ります。
- ◎栄改良住宅及び栄集会所は、入居者や利用者が安全、安心に生活や利用ができるよう「あま市改良住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕や維持管理を行います。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎耐震化率

現状値数値：74.6% (R1) →目標値：概ね解消 (R11) ⇒目標値：概ね解消 (R16)
※改定前の設定数値：65% (R1) →95% (R6)

◎耐震改修

現状値数値：14件 (R6) →目標値：35件延べ (R11) ⇒目標値：60件延べ (R16)
※改定前の設定数値：1件 (R1) →40件延べ (R6)

◎耐震診断

現状値数値：295件延べ (R6) →目標値：465件延べ (R11)
⇒目標値：715件延べ (R16)
※改定前の設定数値：26件 (R1) →250件延べ (R6)

(家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進) [1-1]

- ◎家具等の転倒による事故を事前に防止し、高齢世帯を中心に防災意識の高揚を図りま

す。

- ◎あま市総合防災訓練等で、積極的に家具転倒防止器具設置の啓発活動を実施していきます。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎家具転倒防止器具取付支援事業

現状値数値：424件延べ (R6.9.30) →目標値：530件延べ (R11)

⇒目標値：630件延べ (R16)

※改定前の設定数値：345件 (R1) ⇒500件延べ (R6)

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進) [1-4]

- ◎河川・堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・排水機場の整備や機能強化を進めるとともに、排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進します。
- ◎大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進します。
- ◎洪水・津波による広域的な浸水等を防ぐため、河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新するとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用及び危機管理体制の強化を進めます。
- ◎宅地化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を推進します。

(海拔ゼロメートル地帯の対策) [1-4][2-4]

- ◎本市の大部分は海拔ゼロメートル地帯で広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することにより、災害現場が孤立する恐れがあるため、自主防災組織等を対象とした災害対応能力の向上を図ります。
- ◎避難所等に物資が到達できない事態が想定されるため、物資輸送ルートを確保し、緊急輸送道路の整備を進めるとともに避難所への食糧供給の方法を検討します。
- ◎救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、防災関係機関等の災害対応能力の向上を図ります。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎自主防災訓練の参加者

現状値数値：4,610人 (R5) →目標値：6,000人 (R11) ⇒目標値：6,500人 (R16)

※改定前の設定数値：5,280人 (R1) →6,500人 (R6)

(水道施設の老朽化対策等の推進) [2-4]

◎配水施設、管路ともに老朽化が進んでいるため、老朽化対策や管路の更新を行い、耐震化を推進します。

(帰宅困難者対策の推進) [2-5]

◎「むやみに移動（帰宅）しない」という基本原則や、安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、広報を実施します。

◎企業等に対して、従業員等を留めておくことができるよう、物資の備蓄等を促します。

◎帰宅困難者の混乱発生を避けるためにも、情報を得られる環境を整備・強化することを検討するとともに、駅等に多数の人を集中させないよう対策を検討します。

(帰宅困難者等の受入態勢の確保) [2-5]

◎安全な帰宅のために、災害情報の提供、企業等連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートや徒歩帰宅支援ステーションの情報提供を行います。

◎帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受け入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図ります。

◎不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等について、関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図ります。

◎滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受け入れスペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽等）の耐震化その他の整備を促進します。

(下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実) [2-6] [5-4]

◎日光川下流域下水道関連の公共下水道事業として、早期供用開始に向け、計画的・効率的に整備を行います。

◎下水道事業計画に基づき、生活排水による生活環境の悪化を解消するため、災害に強い公共下水道の整備を進めています。

◎ストックマネジメント計画に基づく梶村ポンプ場再構築を推進していきます。

◎機械、電気工事及び建築工事を進め、施設の長寿命化を図ります。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎下水道事業計画整備面積

現状値：564.8ha（令和6年度下水道供用開始面積）（R6）

→目標値：706.9ha（令和3年度汚水処理適正処理構想）（R11）

⇒目標値：867.9ha（令和3年度汚水処理適正処理構想）（R16）

※改定前の設定数値：516.9ha（R1累積整備面積）

→846.0ha（R5事業計画整備面積）

（水の安定供給）[4-1]

◎「水道法」による水道事業として、住民の需要に応じて飲用に適する水を供給するために、適切な施設の維持管理と公営企業として健全な経営を行います。

◎応急給水のための緊急連絡管の維持管理に努めます。

◎非常時に安定供給が可能となる給水体制を目指します。

◎早期復旧のための人材、資材を確保するため、指定工事業者等と連携していきます。

◎配水場の停電対策として、自家発電設備の整備や燃料等の確保に努めます。

（水道施設等の耐震化等の推進）[5-4]

◎配水施設、管路ともに老朽化が進んでいるため、老朽化対策や管路の更新を行い、耐震化を推進します。

（上水道等の復旧の体制等の強化）[5-4]

◎応急給水のための緊急連絡管の維持管理に努めます。

◎非常時に安定供給が可能となる給水体制を目指します。

◎早期復旧のための人材、資材を確保するため、指定工事業者等と連携していきます。

◎配水場の停電対策として、自家発電設備の整備や燃料等の確保に努めます。

（汚水処理施設等の災害対応力の強化）[5-4]

◎海部地区環境事務組合新開センター・上野センター及び五条広域事務組合クリーンパーク新川に対して災害対応力の強化を求めるとともに、し尿・浄化槽汚泥の広域的な処理体制整備を図ります。

（防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進）[1-1]

◎大規模地震想定地域等における河川等の防災インフラについては、市民の生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震・液状化対策等を進めます。

（火災に強いまちづくり等の推進） [1-2]

◎沖之島中央地区計画区域内の集落保全地区において、隣接する防災・行政地区の新庁舎建設等一体となったまちづくりを推進するため、地区整備計画に定める施設整備を推進します。

◎火災予防体制の強化や、災害や救急出動に対応できる体制を構築するため海部東部消防組合における常備消防力の強化を図ることができるよう、海部東部消防組合の新庁舎について検討していきます。

（消防水利の確保） [1-2]

◎地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、発災時においても消火栓が使用可能となるよう水道の耐震化を進めるとともに、防火水槽の維持に努めます。

（危険な空き家の除却等への支援） [5-5]

◎適切に管理が行われていない空き屋等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている事を鑑み、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の向上を図るため、空き家等実態調査、及び計画の作成その他の空き屋等に関する施策を推進していきます。

（仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化） [6-4]

◎災害対策基本法に基づき、災害時応急対策活動などを具体的に定めた地域防災計画の修正等を実施します。

◎応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、県や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制整備します。

◎候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行います。

（既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保） [6-4]

◎災害対策基本法に基づき、災害時応急対策活動などを具体的に定めた地域防災計画の

修正等を実施します。

- ◎本市が保有している公園等に仮設住宅の建設計画を推進します。
- ◎空き家、賃貸住宅等の空き部屋を確保していきます。

（自宅居住による生活再建の促進） [6-4]

- ◎被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進していきます。

(3) 保健医療・福祉

（多数の負傷者が発生した場合の対応） [2-2]

- ◎海部地区急病診療所組合に負担金を支出し、平日夜間及び休日の救急医療体制を引き続き整えていきます。
- ◎3師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）の協力のもと医療救護所を開設して、重軽傷者を振り分けし、人命救助に努めます。
- ◎あま市民病院やDMATと連携します。
- ◎発災時に医療救護班の迅速な活動が可能となるよう、救護所立ち上げ訓練、市内海部医師会医療機関との災害時情報伝達訓練等、平時における定期的な訓練を実施します。
- ◎「医療救護活動マニュアル」を随時見直すとともに、救護所運営の人員確保のため、3師会との協定内容を再度確認します。
- ◎あま市民病院、歯科医師会、薬剤師会との連携を調整していきます。

（災害時における医療機能の確保・支援体制強化） [2-2]

- ◎あま市民病院では地域の医療機関をはじめ、介護施設、介護事業所等と定期的に症例検討会を開催し、災害時にも緊密な連携が図れるよう、今後も検討会を開催します。
- ◎あま市民病院において海部東部消防組合と定期的な症例検討会を開催し、継続的に情報共有をしていきます。
- ◎「医療救護活動マニュアル」を随時見直すとともに、受援体制を含めた「保健活動マニュアル」を作成します。
- ◎医療チーム派遣とともに避難者の健康管理ができるように体制の構築を推進します。
- ◎市内海部医師会医療機関との災害時情報伝達訓練を実施します。

（道路ネットワークの整備、災害時の医療提供インフラ確保） [2-2]

- ◎災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む）等を含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進めます。
- ◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施します。

（救急搬送の遅延の解消） [2-2]

- ◎海部東部消防組合の火災予防体制の強化や、災害や救急出動に対応できる体制の更なる強化を行います。

（要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備） [2-2]

- ◎一般の避難所では生活が困難な要配慮者の受け入れ施設となる福祉避難所の確保が必要であるため、民間事業所と福祉避難所の協定が締結できるよう働きかけます。
- ◎緊急時に受け入れ可能な社会福祉施設の整備及び体制の確保をしていきます。

（要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築） [2-2]

- ◎障がい者支援協議会を設置し、障害者福祉サービスの社会資源の確保及び関係機関によるネットワークの構築等を協議します。
- ◎障がい者支援協議会において、民間事業所間とのネットワークづくりや災害時における障がい者の支援について引き続き検討していきます。

（衛生環境の確保等） [2-6]

- ◎感染症のおそれがある疾病の発生、まん延予防、感染予防、発病予防及び重症化を予防するため予防接種を実施し、公衆衛生向上及び増進を図ります。（BCG、麻しん・風しん、ロタウイルス、水痘、日本脳炎、2種混合、4種混合、5種混合、ヒブ、小児の肺炎球菌、B型肝炎、HPV、子宮頸がん、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、新型コロナウイルス、大人の風しん、子どもインフルエンザ、帯状疱疹）また、子供の接種率の更なる向上のため、適切な接種年齢において接種完了できるよう、平時より接種勧奨に努めます。
- ◎高齢者インフルエンザの接種率について県平均を下回っており、重症化しやすい高齢

者のインフルエンザワクチンの接種率を向上させるため、医療機関と連携し周知に努めます。

◎毎年、計画的に感染防止用品（マスク・アルコール消毒液等）を購入していきます。

（避難所となる施設の衛生環境の確保） [2-6]

◎「あま市避難所運営マニュアル」に基づく避難所運営委員（保健・衛生班）により避難所の運営に努めます。

◎災害初動期の感染症対策を推進していきます。

（医療活動を支える取組の推進） [2-5]

◎あま市民病院の管理運営に指定管理者制度を導入しているため、民間の経営ノウハウや技術を活用して、住民サービスの向上や経費の縮減等を図り、地域の方々の健康と福祉の一層の増進を図ります。

[重要業績評価指標（KPI）]

◎自家発電稼働時間

現状値数値：最大72時間（R6）→目標値：現状値を確保（R11,16）

※改定前の設定数値：最大72時間

◎備蓄量

現状値数値：入院患者及び職員用の食糧・水3日分、薬・診療材料7日分
→目標値：現状値を確保（R11,16）

※改定前の設定数値：入院患者及び職員用の食糧・水3日分、薬・診療材料7日分

（被災者の健康管理） [2-3]

◎必要に応じ、保健センターに医療救護所を設置し、医療機関等の協力を得て応急医療を実施します。

◎医療救護所を設置した際の訓練を実施します。

（被災者の生活支援等） [2-3]

◎避難所から仮設住宅といったような、被災者の生活環境が大きく変化することに対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の生活支援、相談支援、住民同士の交流の機会の提供に努めます。

(避難行動要支援者への支援) [2-3]

- ◎避難行動要支援者の救助活動を迅速に実施するため、地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ情報伝達を行うとともに、安否情報・避難誘導を実施していきます。
- ◎市内の福祉事業所等を対象とし、福祉避難所施設連携連絡会を行います。また、避難行動要支援者支援システムにより対象となる要支援者及び同意者の把握を正確に行い、さらに同意者の個別避難計画作成を推進します。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎福祉避難所連携連絡会開催回数

現状値数値：年間1回開催 (R6年度7回目を開催予定)

→目標値：年間1回開催 (第12回を開催) (R11)

⇒目標値：年間1回開催 (第17回を開催) (R16)

◎避難行動要支援者同意者名簿提供区

現状値数値：17区 (R6.9.30時点) →目標値：42区 (R11) ⇒目標値：42区 (R16)

※改定前の設定数値：11区 (R2) →42区 (R6)

◎個別避難計画作成件数

現状値数値：31件 (R6現在) →目標値：60件 (R11) ⇒目標値：85件 (R16)

(4) エネルギー

(防災拠点等の電力確保等) [3-2]

- ◎非常電源と発電機を備蓄しているが、燃料が途絶えることを考慮するため、市内のガソリンスタンドとの協定を引き続き継続します。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎市庁舎の非常電源

現状値数値：新庁舎の完成に伴い、非常電源が3日間分確保できている。

→目標値：非常電源の確保を維持 (R11)

⇒目標値：非常電源の確保を維持 (R16)

(輸送基盤の災害対策の推進等) [5-2][5-3]

- ◎燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関との連携により迅速に実施する体制を推進します。
- ◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施します。

(5) 情報通信

(情報伝達手段の多重化・多様化の推進等) [1-3]

- ◎市防災情報メールやエリアメールを活用し、個人に対して防災情報を送付するほか、テレビのL字放送や、FM77.3での防災情報の放送を行っていきます。
- ◎メール受信できない方や視覚障がい者向けに、災害情報電話通報サービスにて防災情報を配信していきます。
- ◎メール登録をしていない人、身体の不自由な人に対しての情報伝達の手段を検討していきます。
- ◎海部地域7市町村を放送エリアとし、災害の発生等による緊急放送を発信するために開局したコミュニティFM放送局を維持し、市民の安全、安心を確保するため、事業主体である西尾張シーエーティーヴィ株式会社に対し、補助金を引き続き交付します。
- ◎災害発生時に住民に対して確実に周知ができるように、事業主体である西尾張シーエーティーヴィ株式会社と連携を推進していきます。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎あま市防災情報メール登録者数

現状値数値：約5,500人 (R6.10.7) →目標値：約7,000人 (R11)

⇒目標値：約8,500人 (R16)

※改定前の設定数値：約4,000人 (R2) →6,000人 (R6)

(情報通信関係施策の推進) [1-4]

- ◎避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にします。

(放送設備等の防災対策) [5-1]

◎災害時の情報伝達収集の安定的な運用を図るため、防災情報通信機器の適切な維持管理に努めます。

(情報伝達手段・体制の確保) [5-1]

◎防災情報メールの登録人数の増加に努めていきます。

◎テレビ・ラジオのいずれかが中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備や、多様なメディアを利活用した情報伝達体制の構築を目指します。

(6) 産業・経済

(輸送ルート of 確保対策の実施) [2-4]

◎応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努め、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保します。

◎物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む）などの幹線道路ネットワークの整備を進めます。

(迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備) [2-4]

◎発災時、交通渋滞により災害応急対策等に從事する車両が避難所等に到着できない事態を回避するため、通行可否情報の収集、交通対策への活用を進めます。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎緊急輸送道路の指定

現状値数値：以下のとおり決定した。

緊急輸送道路：海部東農協ライスセンターから第一次輸送道路（国道302号）まで
市役所から県道（あま愛西線）まで
七宝焼アートヴィレッジの南北道路
美和高校への南北道路

→目標：状況に応じて指定する（R11,16）

※改定前の設定数値：無し（R2）→指定（R6）

(燃料等の仮貯蔵) [2-4]

◎消防庁の「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」について、関係職員への十分な周知・情報提供を図ります。

(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備) [4-1]

◎緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む）などを含む幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、津波、洪水対策等を着実に進め、燃料供給ルートを実実に確保し、サプライチェーンを維持します。

◎発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料供給のための諸手続きの改善等を検討します。

◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施します。

(災害に強い民間物流施設の整備促進等) [6-5]

◎災害発生時に各民間物流会社による救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、緊急輸送道路の整備に努めていきます。

(7) 交通・物流

(交通施設等における脆弱性の解消) [1-1]

◎道路ストック（橋梁、舗装、道路付属物）の維持管理・修繕について、「事後保全」から「予防保全」の計画的な維持管理方針を踏まえ管理していきます。

◎道路利用者及び第三者の被害を防止し、道路ネットワークの安全性・信頼性を確保するために修繕を実施します。

◎橋梁長寿命化修繕計画による「事後保全」から「予防保全」の維持管理に転換し、道路ネットワークの安全・信頼を確保します。

◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施します。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等) [2-4]

◎市職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受け入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めます。

◎他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備します。

◎物資供給の受入体制について整備を図るとともに、受入体制の訓練実施を検討します。

（道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進） [2-1]

◎災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除去や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路含む）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、津波、洪水等の地域の防災対策を着実に進めるとともに、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開が行われるよう支援します。

◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施します。

（いのちと暮らしを支える交通環境の形成） [2-1]

◎定期的に道路等の点検を行い、事故の抑制に努めます。

◎大規模な災害による道路被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を実施し、防災体制を強化します。

（交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整） [2-5]

◎大規模な災害による道路被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を実施し、防災体制の強化や、関係自治体との連携強化を図ります。

◎交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進します。

（道路ネットワークの整備、道路施設の災害対策の推進） [4-1]

◎道路の防災、地震対策を進めるとともに、地域全体の被災危険性も考慮しつつ、津波、洪水等の地域の防災対策を着実に推進します。

◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施します。

（交通施設の防災対策の推進） [5-5]

◎本市の都市状況の整理、上位計画の位置付け及び交通特性の把握等により、未着手・未整備の都市計画道路について調査・検討を行います。

◎名古屋津島線バイパスの進捗に合わせ、計画的に都市計画道路安松鷹居線の整備を進

めます。

- ◎ 碓目寺駅・七宝駅・木田駅を中心とした住拠点の道路交通ネットワーク形成に向けて、都市計画道路の整備により、駅アクセスの向上を図ります。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎ 都市計画道路整備率

現状値数値：41% (R6) → 目標値：42% (R11) ⇒ 目標値：43% (R16)

※ 改定前の設定数値：37% (R2) → 40% (R6)

(輸送ルート確保の強化) [5-5]

- ◎ 輸送ルートの確実な確保のため、都市間を連絡する幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の防災対策や老朽化対策、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良（坂牧東交差点、伊福交差点等）、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図ります。
- ◎ 道路啓開計画など総合啓開の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等の積み重ねを進めます。
- ◎ 道路橋梁の耐震補強、土砂災害対策、老朽化した信号機の更新、その他交通施設に関する耐震化、液状化対策耐水対策、停電・節電対策や、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進めます。
- ◎ 交通インフラの維持管理、更新に関する検討を進め、実用化を図ります。
- ◎ 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進めます。
- ◎ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行います。
- ◎ 橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施します。

(道路における冠水対策) [5-5]

- ◎ 地域住民の利便性向上を図るため、道路改良工事を行うことにより、市道の機能を高めめます。
- ◎ 橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施します。

(道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策) [5-5]

- ◎建築基準法上の道路後退用地等の寄附採納に合わせ、市が必要な整備を実施します。
- ◎隅切り用地の寄附に対して、奨励金を交付します。
- ◎あま市狭あい道路の拡幅整備の制度についてPRの強化をしていきます。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎拡幅整備等申し出数

現状値数値：3件（年間）（R6）→目標値：6件延べ（R11）
 ⇒目標値：9件延べ（R16）

※改定前の設定数値：3件（年間）→6件（年間）

（災害情報の収集体制の強化） [5-5]

- ◎各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化に努めます。

(8) 農林水産

（応急用食料等の調達） [2-4]

- ◎地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図ります。
- ◎公共施設・避難所等における自立・分散型エネルギーの導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進します。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎備蓄非常食

現状値数値：100,000食以上（R6.9.30）→目標値：100,000食以上を維持（R11）
 ⇒目標値：100,000食以上を維持（R16）

※改定前の設定数値：100,000食以上（R1）→100,000食以上を維持（R6）

（農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化） [4-3]

- ◎地域共同による農地・農業用水等の資源や農村環境の保全活動に加え、農地周りの用排水路等施設の長寿命化や水質・土壌等の保全のための取組を推進します。
- ◎優良農地の農地転用の抑制と後継者不足対策に取り組みます。

(農地・農林等の荒廃の防止) [4-4]

- ◎農業経営の規模拡大、農用地の集団化等による農地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性の向上に資するため農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積と集約化を図ります。
- ◎耕作を続けられなくなった農地所有者に対し、農地中間管理機構を活用した農地の貸付を推奨し、農地の集約を進めることで、農地の利活用の持続性を高め、荒廃農地の発生防止に努めます。
- ◎相続等により、土地所有者が市外在住又は所有者不明になり、農地の管理がされず荒廃農地の発生する可能性があるため、対策として農業用施設等の適切な維持管理、後継者不足、担い手への集約化を図ります。

(農業用排水機場等の耐震化等の推進) [1-3]

- ◎農業用排水機場については、耐震対策や更新を計画的に進めます。
- ◎湛水防除事業等による農業用排水機場の整備を推進します。

(9) 国土保全

(津波防災地域づくり) [1-3]

- ◎災害対策基本法に基づき、災害時応急対策活動などを具体的に定めた地域防災計画の修正等を実施します。
- ◎地域防災計画との整合性を図りながら修正することで、計画的な防災対策の推進を図ります。
- ◎要配慮者利用施設などの避難確保計画の作成支援を進めます。

◎避難確保計画提出件数

現状値数値：147件 (R6.9.30) →目標値：対象全施設 (R11)

⇒目標値：対象全施設 (R16)

(河川堤防の耐震化等の推進) [1-3]

- ◎国・県などの河川管理者や地域住民と連携して、市内の河川・水路の改修や適切な維持管理による河川環境の整備を促進します。
- ◎国、県、市及びあらゆる関係者が一体となり、流域治水の観点から対策を進めます。

(河川の水門・排水機場等の耐震化等の推進) [1-3]

- ◎排水路における排水機能を維持・確保するために、市内の排水路の改修等を行います。
- ◎地域住民の安全な生活環境を確保するため、老朽化が著しい排水機場の更新を行い、排水能力の向上を図ります。
- ◎地元要望に基づき、市内水路の改修や修繕等、適切な維持管理を実施します。
- ◎河川・排水機場等については、地域の排水機能を確保するため耐震対策を促進します。

(河川の改修) [1-4]

- ◎国・県などの河川管理者や地域住民と連携して、市内の河川の整備を促進します。

(気候変動を踏まえた水災害対策) [1-4]

- ◎近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、県の動向を踏まえ、対応について検討します。

(排水機場等の防災対策の推進) [1-4]

- ◎地域住民の安全な生活環境を確保するため、老朽化が著しい排水機場の更新を行い、排水能力の向上を図ります。
- ◎河川、排水機場等については、地域の排水機能を確保するため耐震対策を促進します。

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進) [1-4]

- ◎河川堤防等の耐震化など地震洪水による浸水対策や長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進します。
- ◎国・県などの河川管理者や地域住民と連携して、市内の河川・水路の改修や適切な維持管理による河川環境の整備を促進します。
- ◎市内水路の改修や修繕等適切な維持管理を実施していきます。
- ◎河川、水路については、災害時の地域の排水機能を確保するため適正な管理を推進します。
- ◎国、県、市及びあらゆる関係者が一体となり、流域治水の観点から対策を進めます。

◎道路の整備に伴い、浸水被害の軽減を図るため、地下式調整池等の整備を推進します。

(10) 環境

(浄化槽の整備) [5-4]

- ◎公共下水道事業計画区域外の合併処理浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るとともに、生活環境の保全及び環境衛生の向上を図ります。
- ◎公共下水道事業計画区域外において、補助金による単独処理浄化槽、汲み取りからの転換基数は73基（令和5年度）となり、今後も整備促進します。
- ◎合併処理浄化槽の維持管理の経費負担、管理の主体等については、公共下水道と差異が生じるため、計画区域内外での状況に応じた整備を促進していきます。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎合併処理浄化槽設置整備地域計画基数

現状値数値：73基（R5実績）→90基/年（R11）⇒90基/年（R16）

※改定前の設定数値：24基（R1）→130基（H30からR4までの計画基数）

(有害物質の流出等の防止対策の推進) [4-2]

- ◎PCB含有電気機器等の処分及び保管方法を、市民・事業者に対して周知していきます。
- ◎環境測定設備もなく、民間事業者との協定も締結していないため、協定が締結できる民間事業者を把握していきます。

(災害廃棄物の仮置場の確保の推進) [6-3]

- ◎災害廃棄物の仮置き場の候補地として処分場やグラウンドを活用する予定であるが、他の救助部隊と調整を図ります。

(災害廃棄物処理計画の策定等) [6-3]

- ◎令和5年度に見直しを実施したあま市災害廃棄物処理計画について、実情に合わせて引き続き定期的に見直しを行います。

（ごみ焼却施設の災害対応力の強化等） [6-3]

◎名古屋市五条川工場及び海部地区環境事務組合八穂クリーンセンターに対して災害対応力の強化を求めるとともに、廃棄物の広域的な処理体制整備を推進します。

（災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理） [6-3]

◎県及び民間事業者と有害廃棄物の取り扱い方法を検討し、処理方法を整備します。

（災害廃棄物輸送体制の構築） [8-1]

◎本市では収集運搬に必要な車両を所有していないため、事前に関係団体等と協力体制・連絡体制を検討します。

（災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携） [6-3]

◎地域での災害救援ボランティアセンターの立ち上げ訓練実施の啓発を行うとともに、設置に関するマニュアル等を整理し、災害時において地域におけるボランティアニーズに対応したボランティアの受入体制や派遣がスムーズに行えるようにします。

(11) 土地利用

（避難場所・避難路の確保・整備等） [1-3]

◎著しい浸水・津波被害が生じる恐れがある地域については、道路等の盛土部、既存のビル、地形を活かした高台等を避難場所として確保できるよう研究します。

◎小中学校運動場や公共施設グラウンド、校舎等を避難場所に指定していきます。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎避難場所の指定

現状値数値：48箇所（R6.9.30）→目標：施設の統廃合に応じて変動する（R11,16）

※改定前の設定数値：0箇所（R1）→40箇所（R6）

（事前復興、復興方針・体制づくりの推進） [6-1]

◎被災後、復興に向けた方針を早期に示すとともに、被災者の生活再建支援及び産業の

再建支援を迅速かつ的確に行えるよう検討します。

(12) リスクコミュニケーション

(災害対応業務の実効性の向上) [2-1]

- ◎地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めます。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎自主防災訓練の参加者

現状値数値：4,610人 (R5) →目標値：6,000人 (R11) ⇒目標値：6,500人 (R16)

※改定前の設定数値：5,280人 (R1) →6,500人 (R6)

(避難行動要支援者の支援) [2-1]

- ◎避難行動要支援者個別避難計画を作成するため、市内全区に同意者名簿を提供できるよう、引き続き、区長はじめ自主防災会へ周知・理解を促していきます。
- ◎避難行動要支援者支援システムにより対象となる要支援者及び同意者の把握を正確に行い、さらに同意者の個別避難計画作成を進めます。
- ◎福祉避難所に直接避難する者の個別避難計画情報を、計画に記載される避難所の施設管理者と共有します。
- ◎自主防災会との連携強化等による災害ボランティアセンターの機能向上を推進します。

[重要業績評価指標 (KPI)]

◎避難行動要支援者同意者名簿提供区

現状値数値：17区 (R6.9.30時点) →目標値：42区 (R11) ⇒目標値：42区 (R16)

※改定前の設定数値：11区 (R2) →42区 (R6)

◎福祉避難所連携連絡会開催回数

現状値数値：年間1回開催 (R6年度7回目を開催予定)

→目標値：年間1回開催 (第12回を開催) (R11)

⇒目標値：年間1回開催 (第17回を開催) (R16)

◎個別避難計画作成件数

現状値数値：31件（R6現在）→目標値：60件（R11）⇒目標値：85件（R16）

（地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援）[3-1]

◎コミュニティの推進及び活性化を図るための事業に対して、補助金（あま市コミュニティ活動推進事業補助金）を引き続き交付します。

[重要業績評価指標（KPI）]

◎コミュニティ団体の設置数

現状値数値：16団体（内2団体休止中）（R6）→目標値：18団体（全42区）（R11）

⇒目標値：20団体（全42区）（R16）

※改定前の設定数値：16団体（2団体休止中）（R2）→21団体（全42区）（R6）

(13) 人材育成

（復旧・復興を担う人材の育成等）[6-2]

◎地震等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図ります。

(14) 産学官民・広域連携

（水利確保や火災予防・被害軽減のための取組推進等）[1-2]

◎火災予防体制の強化や、災害や救急出動に対応できる体制を構築するため常備消防を担う海部東部消防組合に対し、負担金を支出し、暮らしの安心確保を推進します。

（食料・燃料等の備蓄）[2-4]

◎南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急食料等を調達できない恐れがあるため、民間事業者との連携等によりアレルゲンフリーの非常食をはじめとした備蓄の推進や企業連携型BCPの策定の促進を図ります。

（地方行政機関等の機能維持） [3-2]

- ◎災害発生時の人、物、情報等活用できる資源に制約がある状況において、業務継続計画により迅速な災害対応を図ります。
- ◎防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図っていきます。
- ◎情報通信ネットワークの冗長化を図ります。
- ◎職員を対象に全国市町村国際文化研修所などにおいて、防災部署担当の災害対策に特化した研修受講を引き続き進めます。
- ◎災害発生時に各職員がマニュアルなどを確認し、災害対策（避難所や災害対策本部運営）に取り組めることが理想であるため、職員の指示が無くてもやるべきことを判断できるような体制を整備します。

（復旧復興施策や被災者支援の取組等） [3-2]

- ◎災害発生時に広域的な応援を受けられるよう、自衛隊・警察・消防・TEC-FORCE（国土交通省の緊急災害対策派遣隊）をはじめとする応援部隊・活動拠点を確保するとともに、連携訓練の実施に努めます。

[重要業績評価指標（KPI）]

◎あま市総合防災訓練参加者（市職員除く）

現状値数値：378人（R5）→目標値：600名（R11）⇒目標値：600名（R16）

※改定前の設定数値：473名（R1）→600名（R6）

（15）デジタル通信

（情報通信関係施策の推進） [1-2]

- ◎逃げ遅れの発生等を防ぐため、J-ALERTによる緊急情報の住民への確実な伝達、SNSなどICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進します。
- ◎南海トラフ地震などの大きな災害に備え、防災情報を住民へ迅速にお知らせするために、同報系防災行政無線整備を推進します。アプリやSNSと連動し、情報を同時に素早く発信できる環境を構築していきます。

（災害対応の体制・資機材強化） [2-1]

◎SNSによる住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図ります。

（災害情報の収集体制の強化） [5-5]

◎各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化に努めます。

第6章 計画の推進

1. 施策の重点化

限られた資源で、効率的・効果的に強靱化を進めるためには、施策の重点化を図る必要があります。

このため、脆弱性評価の結果を踏まえ、重点化すべき施策項目については、「効果の大きさ」や「緊急度・切迫度」などの視点から総合的に判断し、施策の進捗状況を確認しながら、適宜見直しを行います。

【重点化の視点】

| | |
|---------------|-----------------------------|
| 効果の大きさ | 災害リスクを回避する上で、どの程度の影響・効果があるか |
| 緊急度・切迫度 | 災害リスクに照らし、どの程度の緊急性・切迫性があるか |
| 施策の進捗状況 | 全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか |
| 平時の活用 | 災害時のみならず、平時においてどの程度活用できるか |
| 国全体の強靱化に対する貢献 | 国全体の強靱化にどの程度貢献するか |

2. アクションプランの策定及び進捗管理

本計画において施策を推進するにあたっては、原則として、総合計画の基本計画事業を本計画の主要施策としてとりまとめ、基本計画事業の具体的な進め方を明示した実行計画を本計画のアクションプランとして位置付けます。

本計画のアクションプランの進捗状況は、総合計画の実行計画の進捗管理と兼ね、進捗状況を把握します。

3. 計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や国及び県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、5年ごとに計画の見直しを実施します。ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行います。

地域防災計画など国土強靱化に係る市の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定期間に所要の検討を行い、本計画との整合を図ります。

別紙1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化等の促進) [住宅・都市]

- ◎建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震診断を行う必要がある。
- ◎耐震診断結果に基づき、建築物の倒壊等の被害から守るための耐震改修工事及び耐震シェルター設置を促進する必要がある。
- ◎耐震補助制度について、周知しても所有者の関心が低い・費用負担が大きいなどの理由により活用されないため、さらなるPRと補助制度の強化を進める必要がある。
- ◎栄改良住宅及び栄集会所は、入居者や利用者が安全、安心して生活や利用ができるよう「あま市改良住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕や維持管理を行う必要がある。

(公共施設等の耐震化の推進・促進) [行政機能]

- ◎防災拠点となる公共施設や学校・体育施設の耐震対策及び老朽化対策として定期的な施設点検、老朽箇所の修繕を進める必要がある。
- ◎施設の老朽化が進むなか、改修を行うものの優先順位を決定し、市民が安全に利用できる環境を整備していく必要がある。

(交通施設等における脆弱性の解消) [交通・物流]

- ◎道路ストック（橋梁、舗装、道路付属物）の維持管理・修繕について、「事後保全」から「予防保全」の計画的な維持管理方針を踏まえ管理していく必要がある。
- ◎道路利用者及び第三者の被害を防止し、道路ネットワークの安全性・信頼性を確保するために修繕を実施する必要がある。
- ◎橋梁長寿命化修繕計画による「事後保全」から「予防保全」の維持管理に転換し、道路ネットワークの安全・信頼を確保する必要がある。
- ◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施する必要がある。

(家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進) [住宅・都市]

- ◎家具等の転倒による事故を事前に防止し、高齢世帯を中心に防災意識の高揚を図る必要がある。

◎あま市総合防災訓練等で、積極的に家具転倒防止器具設置の啓発活動を実施していく必要がある。

（災害対応能力の向上）〔行政機能〕

◎防災意識向上のため、市内で各自主防災組織が主催する防災訓練や、自主防災資機材等の購入に対して補助金の交付を継続していく必要がある。

（消防団等の充実強化の促進等）〔行政機能〕

◎火災・災害に備え、消防団員の活動や運営に関する費用を支出する必要がある。

◎地区の消防設備及び物品等を整備する事業に要する経費に対し、補助金を交付することにより地域防災力の強化を図る必要がある。

◎地域防災力の底上げを図る為、女性消防クラブが実施する事業を支援する必要がある。

◎公助の手がまわらないことを想定し、消防団等の充実強化を推進する必要がある。

（防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進）〔住宅・都市〕

◎大規模地震想定地域等における河川等の防災インフラについては、市民の生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震・液状化対策等を進める必要がある。

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

（火災に強いまちづくり等の推進）〔住宅・都市〕

◎沖之島中央地区計画区域内の集落保全地区において、隣接する防災・行政地区の新庁舎建設等一体となったまちづくりを推進するため、地区整備計画に定める施設整備を推進する必要がある。

◎火災予防体制の強化や、災害や救急出動に対応できる体制を構築するため海部東部消防組合における常備消防力の強化を図ることができるよう、海部東部消防組合の新庁舎について検討していく必要がある。

（水利確保や火災予防・被害軽減のための取組推進等）〔産学官民・広域連携〕

◎火災予防体制の強化や、災害や救急出動に対応できる体制を構築するため常備消防を

担う海部東部消防組合に対し、負担金を支出し、暮らしの安心確保を推進する必要がある。

(災害対応能力の向上) [行政機能]

- ◎防災関係機関及び住民・事業所・各団体・ボランティア等が連携・協力し、一体となって防災訓練を実施することにより、防災体制の実効性を高め、地域全体の災害対応力を高める必要がある。
- ◎あま市総合防災訓練を通じ、消防、自衛隊等の各関係機関との連携強化を図る必要がある。
- ◎災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要がある。

(情報通信関係施策の推進) [行政機能][デジタル通信]

- ◎災害時の情報伝達収集の安定的な運用を図るため、防災情報通信機器の適切な維持管理に努める必要がある。
- ◎防災情報メール配信システムを導入しており、J-ALERTと連携することで、住民への迅速な情報伝達を図る必要がある。
- ◎逃げ遅れの発生等を防ぐため、J-ALERTによる緊急情報の住民への確実な伝達、SNSなどICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。
- ◎南海トラフ地震などの大きな災害に備え、防災情報を住民へ迅速にお知らせするために、同報系防災行政無線整備を推進する必要がある。アプリやSNSと連動し、情報を同時に素早く発信できる環境を構築する必要がある。
- ◎海部地域7市町村を放送エリアとし、災害の発生等による緊急放送を発信するために開局したコミュニティFM放送局を維持し、市民の安全、安心を確保するため、事業主体である西尾張シーエーティーヴィ株式会社に対し、補助金を引き続き交付する必要がある。
- ◎災害発生時に住民に対して確実に周知ができるように、事業主体である西尾張シーエーティーヴィ株式会社と連携を推進していく必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等) [行政機能]

- ◎火災・災害に備え、消防団員の活動や運営に関する費用を支出する必要がある。
- ◎地区の消防設備及び物品等を整備する事業に要する経費に対し、補助金を交付することにより地域防災力の強化を図る必要がある。
- ◎地域防災力の底上げを図る為、女性消防クラブが実施する事業を支援する必要がある。

る。

◎公助の手がまわらないことを想定し、消防団等の充実強化を推進する必要がある。

（住宅・建築物等の耐震化等の促進）〔住宅・都市〕

◎建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震診断を行う必要がある。

◎耐震診断結果に基づき、建築物の倒壊等の被害から守るための耐震改修工事及び耐震シェルター設置を促進する必要がある。

◎耐震補助制度について、周知しても所有者の関心が低い・費用負担が大きいなどの理由により活用されないため、さらなるPRと補助制度の強化を進める必要がある。

◎栄改良住宅及び栄集会所は、入居者や利用者が安全、安心に生活や利用ができるよう「あま市改良住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕や維持管理を行う必要がある。

（公共施設等の耐震化の推進・促進）〔行政機能〕

◎あま市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画（再配置計画・長寿命化計画）に基づき、更新や廃止となる施設の管理に努める必要がある。

（消防水利の確保）〔住宅・都市〕

◎地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、発災時においても消火栓が使用可能となるよう水道の耐震化を進めるとともに、防火水槽の維持に努める必要がある。

1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

（津波防災地域づくり）〔国土保全〕

◎災害対策基本法に基づき、災害時応急対策活動などを具体的に定めた地域防災計画の修正等を実施する必要がある。

◎地域防災計画との整合性を図りながら修正することで、計画的な防災対策の推進を図る必要がある。

◎要配慮者利用施設などの避難確保計画の作成支援を進める必要がある。

（住宅・建築物等の耐震化等の促進）〔住宅・都市〕

- ◎建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震診断を行う必要がある。
- ◎耐震診断結果に基づき、建築物の倒壊等の被害から守るための耐震改修工事及び耐震シェルター設置を促進する必要がある。
- ◎耐震補助制度について、周知しても所有者の関心が低い・費用負担が大きいなどの理由により活用されないため、さらなるPRと補助制度の強化を進める必要がある。
- ◎栄改良住宅及び栄集会所は、入居者や利用者が安全、安心して生活や利用ができるよう「あま市改良住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕や維持管理を行う必要がある。

(河川堤防の耐震化等の推進) [国土保全]

- ◎国・県などの河川管理者や地域住民と連携して、市内の河川・水路の改修や適切な維持管理による河川環境の整備を促進する必要がある。
- ◎国、県、市及びあらゆる関係者が一体となり、流域治水の観点から対策を進める必要がある。

(避難場所・避難路の確保・整備等) [土地利用]

- ◎著しい浸水・津波被害が生じる恐れがある地域については、道路等の盛土部、既存のビル、地形を活かした高台等を避難場所として確保できるよう研究する必要がある。
- ◎小中学校運動場や公共施設グラウンド、校舎等を避難場所に指定していく必要がある。

(河川の水門・排水機場等の耐震化等の推進) [国土保全]

- ◎排水路における排水機能を維持・確保するために、市内の排水路の改修等を行う必要がある。
- ◎地域住民の安全な生活環境を確保するため、老朽化が著しい排水機場の更新を行い、排水能力の向上を図る必要がある。
- ◎地元要望に基づき、市内水路の改修や修繕等、適切な維持管理を実施する必要がある。
- ◎河川・排水機場等については、地域の排水機能を確保するため耐震対策を促進する必要がある。

(農業用排水機場等の耐震化等の推進) [農林水産]

- ◎農業用排水機場については、耐震対策や更新を計画的に進める必要がある。
- ◎湛水防除事業等による農業用排水機場の整備を推進する必要がある。

（情報伝達手段の多重化・多様化の推進等）〔情報通信〕

- ◎市防災情報メールやエリアメールを活用し、個人に対して防災情報を送付するほか、テレビのL字放送や、FM77.3での防災情報の放送を行っていく必要がある。
- ◎メール受信できない方や視覚障がい者向けに、災害情報電話通報サービスにて防災情報を配信していく必要がある。
- ◎メール登録をしていない人、身体の不自由な人に対しての情報伝達の手段を検討していく必要がある。
- ◎海部地域7市町村を放送エリアとし、災害の発生等による緊急放送を発信するために開局したコミュニティFM放送局を維持し、市民の安全、安心を確保するため、事業主体である西尾張シーエーティーヴィ株式会社に対し、補助金を引き続き交付する必要がある。
- ◎災害発生時に住民に対して確実に周知ができるように、事業主体である西尾張シーエーティーヴィ株式会社と連携を推進していく必要がある。

（継続的な防災訓練や防災教育等の推進等）〔行政機能〕

- ◎防災関係機関及び住民・事業所・各団体・ボランティア等が連携・協力し、一体となって防災訓練を実施することにより、防災体制の実効性を高め、地域全体の災害対応力を高める必要がある。
- ◎あま市総合防災訓練を通じ、消防、自衛隊等の各関係機関との連携強化を図る必要がある。
- ◎地域住民の参加率向上、特に若い世帯の参加率向上を図る必要がある。
- ◎防災リーダーの養成を推進し、防災意識の向上を図る必要がある。

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（排水機場の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

（ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進）〔住宅・都市〕

- ◎河川・堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・排水機場の整備や機

能強化を進めるとともに、排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する必要がある。

- ◎大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する必要がある。
- ◎洪水・津波による広域的な浸水等を防ぐため、河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新するとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用及び危機管理体制の強化を進める必要がある。
- ◎宅地化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を推進する必要がある。

（継続的な防災訓練や防災教育等の推進等） [行政機能]

- ◎防災関係機関及び住民・事業所・各団体・ボランティア等が連携・協力し、一体となって防災訓練を実施することにより、防災体制の実効性を高め、地域全体の災害対応力を高める必要がある。
- ◎小・中学生及び高校生に対する防災教育を推進する必要がある。

（河川の改修） [国土保全]

- ◎国・県などの河川管理者や地域住民と連携して、市内の河川の整備を促進する必要がある。

（海拔ゼロメートル地帯の対策） [住宅・都市]

- ◎本市の大部分は海拔ゼロメートル地帯で広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することにより、災害現場が孤立する恐れがあるため、自主防災組織等を対象とした災害対応能力の向上を図る必要がある。
- ◎救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、防災関係機関等の災害対応能力の向上を図る必要がある。

（気候変動を踏まえた水災害対策） [国土保全]

- ◎近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を

踏まえた水災害対策について、県の動向を踏まえ、対応について検討する必要がある。

(情報通信関係施策の推進) [情報通信]

- ◎避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする必要がある。

(災害対応能力の向上) [行政機能]

- ◎防災関係機関及び住民・事業所・各団体・ボランティア等が連携・協力し、一体となって防災訓練を実施することにより、防災体制の実効性を高め、地域全体の災害対応力を高める必要がある。
- ◎防災意識向上のため、市内で各自主防災組織が主催する防災訓練や、自主防災資機材等の購入に対して補助金の交付を継続していく必要がある。
- ◎身を守る避難行動の取り方等について自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

(排水機場等の防災対策の推進) [国土保全]

- ◎地域住民の安全な生活環境を確保するため、老朽化が著しい排水機場の更新を行い、排水能力の向上を図る必要がある。
- ◎河川、排水機場等については、地域の排水機能を確保するため耐震対策を促進する必要がある。

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進) [国土保全]

- ◎河川堤防等の耐震化など地震洪水による浸水対策や長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進する必要がある。
- ◎国・県などの河川管理者や地域住民と連携して、市内の河川・水路の改修や適切な維持管理による河川環境の整備を促進する必要がある。
- ◎市内水路の改修や修繕等適切な維持管理を実施していく必要がある。
- ◎河川、水路については、災害時の地域の排水機能を確保するため適正な管理を推進する必要がある。
- ◎国、県、市及びあらゆる関係者が一体となり、流域治水の観点から対策を進める必要

がある。

- ◎道路の整備に伴い、浸水被害の軽減を図るため、地下式調整池等の整備を推進する必要がある。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材強化) [行政機能][デジタル通信]

- ◎消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。
- ◎消防団の体制・装備・訓練の充実強化、自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する必要がある。
- ◎応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。
- ◎市内において、応援部隊の一次集結やベースキャンプ機能を果たす基幹的広域防災拠点の整備検討を進める必要がある。
- ◎SNSによる住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図る必要がある。

(災害対応業務の実効性の向上) [リスクコミュニケーション]

- ◎地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化) [行政機能]

- ◎あま市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画（再配置計画・長寿命化計画）に示された公共施設の維持管理方針を踏まえ管理する必要がある。

(消防団員の確保等) [行政機能]

- ◎火災・災害に備え、消防団員の活動や運営に関する費用を支出する必要がある。
- ◎地区の消防設備及び物品等を整備する事業に要する経費に対し、補助金を交付することにより地域防災力の強化を図る必要がある。

- ◎購入年度の古い車両を順次計画的に更新し、消防力の維持に努める必要がある。
- ◎火災・災害に備え、消防団員の消防活動の運営に関する費用を支出し、団員確保に努める必要がある。

（道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進） [交通・物流]

- ◎災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除去や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路含む）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、津波、洪水等の地域の防災対策を着実に進めるとともに、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ確かな交通対策や道路啓開が行われるよう支援する必要がある。
- ◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施する必要がある。

（海拔ゼロメートル地帯の対策） [行政機能]

- ◎本市の大部分は海拔ゼロメートル地帯で広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することにより、災害現場が孤立する恐れがあるため、自主防災組織等を対象とした災害対応能力の向上を図る必要がある。

（いのちと暮らしを支える交通環境の形成） [交通・物流]

- ◎定期的に道路等の点検を行い、事故の抑制に努める必要がある。
- ◎大規模な災害による道路被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を実施し、防災体制を強化する必要がある。

（避難行動要支援者の支援） [リスクコミュニケーション]

- ◎避難行動要支援者個別避難計画を作成するため、市内全区に同意者名簿を提供できるよう、引き続き、区長はじめ自主防災会へ周知・理解を促していく必要がある。
- ◎避難行動要支援者支援システムにより対象となる要支援者及び同意者の把握を正確に行い、さらに同意者の個別避難計画作成を進める必要がある。
- ◎福祉避難所に直接避難する者の個別避難計画情報を、計画に記載される避難所の施設管理者と共有する必要がある。
- ◎自主防災会との連携強化等による災害ボランティアセンターの機能向上を推進する必要がある。

（住宅・建築物等の耐震化等の促進）〔住宅・都市〕

- ◎建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震診断を行う必要がある。
- ◎耐震診断結果に基づき、建築物の倒壊等の被害から守るための耐震改修工事及び耐震シェルター設置を促進する必要がある。
- ◎耐震補助制度について、周知しても所有者の関心が低い・費用負担が大きいなどの理由により活用されないため、さらなるPRと補助制度の強化を進める必要がある。
- ◎栄改良住宅及び栄集会所は、入居者や利用者が安全、安心に生活や利用ができるよう「あま市改良住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕や維持管理を行う必要がある。

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（医療リソースの供給体制の確立）〔行政機能〕

- ◎あま市民病院の管理運営に指定管理者制度を導入しているため、民間の経営ノウハウや技術を活用して、住民サービスの向上や経費の縮減等を図り、地域の方々の健康と福祉の一層の増進を図る必要がある。

（多数の負傷者が発生した場合の対応）〔保健医療・福祉〕

- ◎海部地区急病診療所組合に負担金を支出し、平日夜間及び休日の救急医療体制を引き続き整えていく必要がある。
- ◎3師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）の協力のもと医療救護所を開設して、重軽傷者を振り分けし、人命救助に努める必要がある。
- ◎あま市民病院やDMATと連携する必要がある。
- ◎発災時に医療救護班の迅速な活動が可能となるよう、救護所立ち上げ訓練、市内海部医師会医療機関との災害時情報伝達訓練等、平時における定期的な訓練を実施する必要がある。
- ◎「医療救護活動マニュアル」を随時見直すとともに、救護所運営の人員確保のため、3師会との協定内容を再度確認する必要がある。
- ◎あま市民病院、歯科医師会、薬剤師会との連携を調整していく必要がある。

（災害時における医療機能の確保・支援体制強化）〔保健医療・福祉〕

- ◎あま市民病院では地域の医療機関をはじめ、介護施設、介護事業所等と定期的に症例検討会を開催し、災害時にも緊密な連携が図れるよう、今後も検討会を開催する必要がある。
- ◎あま市民病院において海部東部消防組合と定期的な症例検討会を開催し、継続的に情報共有をしていく必要がある。
- ◎「医療救護活動マニュアル」を随時見直すとともに、受援体制を含めた「保健活動マニュアル」を作成する必要がある。
- ◎医療チーム派遣とともに避難者の健康管理ができるように体制の構築を推進する必要がある。
- ◎市内海部医師会医療機関との災害時情報伝達訓練を実施する必要がある。

（道路ネットワークの整備、災害時の医療提供インフラ確保） [保健医療・福祉]

- ◎災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む）等を含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。
- ◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施する必要がある。

（救急搬送の遅延の解消） [保健医療・福祉]

- ◎海部東部消防組合の火災予防体制の強化や、災害や救急出動に対応できる体制の更なる強化を行う必要がある。

（要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備） [保健医療・福祉]

- ◎一般の避難所では生活が困難な要配慮者の受け入れ施設となる福祉避難所の確保が必要であるため、民間事業所と福祉避難所の協定が締結できるよう働きかける必要がある。
- ◎緊急時に受け入れ可能な社会福祉施設の整備及び体制の確保をしていく必要がある。

（要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築） [保健医療・福祉]

- ◎障がい者支援協議会を設置し、障害者福祉サービスの社会資源の確保及び関係機関によるネットワークの構築等を協議する必要がある。
- ◎障がい者支援協議会において、民間事業所間とのネットワークづくりや災害時におけ

る障がい者の支援について引き続き検討していく必要がある。

（住宅・建築物等の耐震化等の促進）〔住宅・都市〕

- ◎建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震診断を行う必要がある。
- ◎耐震診断結果に基づき、建築物の倒壊等の被害から守るための耐震改修工事及び耐震シェルター設置を促進する必要がある。
- ◎耐震補助制度について、周知しても所有者の関心が低い・費用負担が大きいなどの理由により活用されないため、さらなるPRと補助制度の強化を進める必要がある。
- ◎家具等の転倒による事故を事前に防止し、高齢世帯を中心に防災意識の高揚を図る必要がある。
- ◎栄改良住宅及び栄集会所は、入居者や利用者が安全、安心に生活や利用ができるよう「あま市改良住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕や維持管理を行う必要がある。

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

（避難所における良好な生活環境の確保等）〔行政機能〕

- ◎災害の種類に応じ、その危険の及ばない場所・施設を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定緊急避難所として指定し、災害の危機が切迫した場合における住民の安全な避難先の確保を推進する必要がある。
- ◎津波による浸水の危険性がある地域については、津波避難ビルの指定・確保を推進する必要がある。

（避難所の運営体制等の整備）〔行政機能〕

- ◎「あま市避難所運営マニュアル」等を活用し、各地域の実情を踏まえ避難所ごとの運営体制の整備を図る必要がある。
- ◎避難所に滞在する住民だけでなく、在宅、車中、テント等の避難生活を余儀なくされる住民への支援を念頭に運営体制を検討する必要がある。

（継続的な防災訓練や防災教育等の推進等）〔行政機能〕

◎防災関係機関及び住民・事業所・各団体・ボランティア等が連携・協力し、一体となって防災訓練を実施することにより、防災体制の実効性を高め、地域全体の災害対応力を高める必要がある。

◎地域の特性に応じ、避難者が近くの避難所を利用できる体制整備、必要に応じ行政界を超えての避難を考慮する必要がある。

（避難所における必要物資の確保等）〔行政機能〕

◎備蓄資機材及び備蓄食料を計画的に購入する必要がある。

（被災者の健康管理）〔保健医療・福祉〕

◎必要に応じ、保健センターに医療救護所を設置し、医療機関等の協力を得て応急医療を実施する必要がある。

◎医療救護所を設置した際の訓練を実施する必要がある。

（被災者の生活支援等）〔保健医療・福祉〕

◎避難所から仮設住宅といったような、被災者の生活環境が大きく変化することに対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の生活支援、相談支援、住民同士の交流の機会の提供に努める必要がある。

（避難行動要支援者への支援）〔保健医療・福祉〕

◎避難行動要支援者の救助活動を迅速に実施するため、地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ情報伝達を行うとともに、安否情報・避難誘導を実施していく必要がある。

◎市内の福祉事業所等を対象とし、福祉避難所施設連携連絡会を行います。また、避難行動要支援者支援システムにより対象となる要支援者及び同意者の把握を正確に行い、さらに同意者の個別避難計画作成を推進する必要がある。

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

（輸送ルートの確保対策の実施）〔産業・経済〕

◎応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努め、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する必要がある。

◎物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む）などの幹線道路ネットワークの整備を進める必要がある。

（迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備） [産業・経済]

◎発災時、交通渋滞により災害応急対策等に從事する車両が避難所等に到着できない事態を回避するため、通行可否情報の収集、交通対策への活用を進める必要がある。

（水道施設の老朽化対策等の推進） [住宅・都市]

◎配水施設、管路ともに老朽化が進んでいるため、老朽化対策や管路の更新を行い、耐震化を推進する必要がある。

（応急用食料等の調達） [農林水産]

◎地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図る必要がある。

◎公共施設・避難所等における自立・分散型エネルギーの導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進する必要がある。

（食料・燃料等の備蓄） [産学官民・広域連携]

◎南海トラフ地震等の広域かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急食料等を調達できない恐れがあるため、民間事業者との連携等によりアレルゲンフリーの非常食をはじめとした備蓄の推進や企業連携型BCPの策定の促進を図る必要がある。

（燃料等の仮貯蔵） [産業・経済]

◎消防庁の「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」について、関係職員への十分な周知・情報提供を図る必要がある。

（物資調達・供給体制、受援体制の構築等） [交通・物流]

◎市職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受け入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進める必要がある。

- ◎他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。
- ◎物資供給の受入体制について整備を図るとともに、受入体制の訓練実施を検討する必要がある。

(海拔ゼロメートル地帯の対策) [住宅・都市]

- ◎本市の大部分は海拔ゼロメートル地帯で広範囲にわたり浸水し、避難所等に物資が到達できない事態が想定されるため、物資輸送ルートを確認し、緊急輸送道路の整備を進めるとともに避難所への食糧供給の方法を検討する必要がある。

(住宅・建築物等の耐震化等の促進) [住宅・都市]

- ◎建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震診断を行う必要がある。
- ◎耐震診断結果に基づき、建築物の倒壊等の被害から守るための耐震改修工事及び耐震シェルター設置を促進する必要がある。
- ◎耐震補助制度について、周知しても所有者の関心が低い・費用負担が大きいなどの理由により活用されないため、さらなるPRと補助制度の強化を進める必要がある。
- ◎栄改良住宅及び栄集会所は、入居者や利用者が安全、安心に生活や利用ができるよう「あま市改良住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕や維持管理を行う必要がある。

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

(帰宅困難者対策の推進) [住宅・都市]

- ◎「むやみに移動(帰宅)しない」という基本原則や、安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、広報を実施する必要がある。
- ◎企業等に対して、従業員等を留めておくことができるよう、物資の備蓄等を促す必要がある。
- ◎帰宅困難者の混乱発生を避けるためにも、情報を得られる環境を整備・強化することを検討するとともに、駅等に多数の人を集中させないよう対策を検討する必要がある。

(帰宅困難者等の受入態勢の確保) [住宅・都市]

- ◎安全な帰宅のために、災害情報の提供、企業等連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートや徒歩帰宅支援ステーションの情報提供を行う必要がある。
- ◎帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受け入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図る必要がある。
- ◎不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等について、関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る必要がある。
- ◎滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受け入れスペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽等）の耐震化その他の整備を促進する必要がある。

（交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整）〔交通・物流〕

- ◎大規模な災害による道路被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を実施し、防災体制の強化や、関係自治体との連携強化を図る必要がある。
- ◎交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する必要がある。

（地方行政機関等の機能低下の回避）〔行政機能〕

- ◎災害発生時の人、物、情報等活用できる資源に制約がある状況において、災害対応業務を適切に実施できるよう業務継続計画により、迅速な災害対応を図る必要がある。
- ◎職員参集メールによる安否確認を実施する必要がある。

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生

（衛生環境の確保等）〔保健医療・福祉〕

- ◎感染症のおそれがある疾病の発生、まん延予防、感染予防、発病予防及び重症化を予防するため予防接種を実施し、公衆衛生向上及び増進を図る必要がある。（BCG、麻疹・風しん、ロタウイルス、水痘、日本脳炎、2種混合、4種混合、5種混合、ヒブ、小児の肺炎球菌、B型肝炎、HPV、子宮頸がん、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、新型コロナウイルス、大人の風しん、子どもインフルエンザ、带状疱疹）また、子供の接種率の更なる向上のため、適切な接種年齢において接種完了できるよう、平時より接種勧奨に努める必要がある。
- ◎高齢者インフルエンザの接種率について県平均を下回っており、重症化しやすい高齢

者のインフルエンザワクチンの接種率を向上させるため、医療機関と連携し周知する必要がある。

- ◎毎年、計画的に感染防止用品（マスク・アルコール消毒液等）を購入していく必要がある。

（下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実）〔住宅・都市〕

- ◎日光川下流流域下水道関連の公共下水道事業として、早期供用開始に向け、計画的・効率的に整備を行う必要がある。
- ◎下水道事業計画に基づき、生活排水による生活環境の悪化を解消するため、災害に強い公共下水道の整備を進める必要がある。

（避難所となる施設の衛生環境の確保）〔保健医療・福祉〕

- ◎「あま市避難所運営マニュアル」に基づく避難所運営委員（保健・衛生班）により避難所の運営に努める必要がある。
- ◎災害初動期の感染症対策を推進していく必要がある。

（医療活動を支える取組の推進）〔保健医療・福祉〕

- ◎あま市民病院の管理運営に指定管理者制度を導入しているため、民間の経営ノウハウや技術を活用して、住民サービスの向上や経費の縮減等を図り、地域の方々の健康と福祉の一層の増進を図る必要がある。

（住宅・建築物等の耐震化等の促進）〔住宅・都市〕

- ◎建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震診断を行う必要がある。
- ◎耐震診断結果に基づき、建築物の倒壊等の被害から守るための耐震改修工事及び耐震シェルター設置を促進する必要がある。
- ◎耐震補助制度について、周知しても所有者の関心が低い・費用負担が大きいなどの理由により活用されないため、さらなるPRと補助制度の強化を進める必要がある。
- ◎栄改良住宅及び栄集会所は、入居者や利用者が安全、安心に生活や利用ができるよう「あま市改良住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕や維持管理を行う必要がある。

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

（治安確保のための体制の確保と装備資機材の充実強化）〔行政機能〕

- ◎市民の防犯意識を高めるための情報提供や啓発活動を行い、地域の防犯力の強化を図る必要がある。
- ◎防犯啓発活動を推進することにより、市民一人ひとりの防犯意識が向上するよう、地域防犯力の強化に努める必要がある。

（公共の安全等の秩序維持体制の整備）〔行政機能〕

- ◎市内の犯罪発生を抑制するために、防犯活動及び防犯啓発活動を行うあま市防犯協会を支援することにより、安全で安心な住みよいまちづくりを推進する必要がある。
- ◎地域の防犯意識の高揚を図るとともに、関係団体と連絡を密にした効果的な防犯啓発活動を行い、犯罪のない地域社会をつくることを目的とするあま市防犯協会へ活動支援として補助金を交付する必要がある。

（地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援）〔リスクコミュニケーション〕

- ◎コミュニティの推進及び活性化を図るための事業に対して、補助金（あま市コミュニティ活動推進事業補助金）を引き続き交付する必要がある。

3-2 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

（地方行政機関等の機能維持）〔産学官民・広域連携〕

- ◎災害発生時の人、物、情報等活用できる資源に制約がある状況において、業務継続計画により迅速な災害対応を図る必要がある。
- ◎防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図っていく必要がある。
- ◎情報通信ネットワークの冗長化を図る必要がある。
- ◎職員を対象に全国市町村国際文化研修所などにおいて、防災部署担当の災害対策に特化した研修受講を引き続き進める必要がある。
- ◎災害発生時に各職員がマニュアルなどを確認し、災害対策（避難所や災害対策本部運営）に取り組めることが理想であるため、職員の指示が無くてもやるべきことを判断

できるような体制を整備する必要がある。

（自治体の業務継続計画の作成及び見直し）〔行政機能〕

- ◎現在策定されている業務継続計画について今の実情に即しているか、各課にヒアリングを行いながら点検し、計画の実効性を維持する必要がある。
- ◎民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的を持った合同訓練等を実施する必要がある。

（行政職員の不足への対応）〔行政機能〕

- ◎市職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受け入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進める必要がある。
- ◎他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。

（防災拠点等の電力確保等）〔エネルギー〕

- ◎非常電源と発電機を備蓄しているが、燃料が途絶えることを考慮するため、市内のガソリンスタンドとの協定を引き続き継続する必要がある。

（復旧復興施策や被災者支援の取組等）〔産学官民・広域連携〕

- ◎災害発生時に広域的な応援を受けられるよう、自衛隊・警察・消防・TEC-FORCE（国土交通省の緊急災害対策派遣隊）をはじめとする応援部隊・活動拠点を確保するとともに、連携訓練の実施に努める必要がある。

（住民等の自発的な防災行動の促進）〔行政機能〕

- ◎自助・共助の意識のもと住民及び自主防災組織が一体となり防災訓練等を通じ、幅広い連携による防災活動の推進や防災意識の高揚を図る必要がある。

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下（サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力・経営執行力低下）

（道路ネットワークの整備、道路施設の災害対策の推進）〔交通・物流〕

◎道路の防災、地震対策を進めるとともに、地域全体の被災危険性も考慮しつつ、津波、洪水等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。

◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施する必要がある。

（水の安定供給）〔住宅・都市〕

◎「水道法」による水道事業として、住民の需要に応じて飲用に適する水を供給するために適切な施設の維持管理と公営企業として健全な経営を行う必要がある。

◎応急給水のための緊急連絡管の維持管理に努める必要がある。

◎非常時に安定供給が可能となる給水体制を目指す必要がある。

◎早期復旧のための人材、資材を確保するため、指定工事業者等と連携していく必要がある。

◎配水場の停電対策として、自家発電設備の整備や燃料等の確保に努める必要がある。

（燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備）〔産業・経済〕

◎緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む）などを含む幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、津波、洪水対策等を着実に進め、燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持する必要がある。

◎発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料供給のための諸手続きの改善等を検討する必要がある。

◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施する必要がある。

4-2 有害物質の大規模な拡散・流出

（有害物質の流出等の防止対策の推進）〔環境〕

◎PCB含有電気機器等の処分及び保管方法を、市民・事業者に対して周知していく必要がある。

◎環境測定設備もなく、民間事業者との協定も締結していないため、協定が締結できる民間事業者を把握していく必要がある。

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

（農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化）〔農林水産〕

- ◎地域共同による農地・農業用水等の資源や農村環境の保全活動に加え、農地周りの用排水路等施設の長寿命化や水質・土壌等の保全のための取組を推進する必要がある。
- ◎優良農地の農地転用の抑制と後継者不足対策に取り組む必要がある。

4-4 農地や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下

（農地・農林等の荒廃の防止）〔農林水産〕

- ◎農業経営の規模拡大、農用地の集団化等による農地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性の向上に資するため農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積と集約化を図る必要がある。
- ◎耕作を続けられなくなった農地所有者に対し、農地中間管理機構を活用した農地の貸付を推奨し、農地の集約を進めることで、農地の利活用の持続性を高め、荒廃農地の発生防止に努める必要がある。
- ◎相続等により、土地所有者が市外在住又は所有者不明になり、農地の管理がされず荒廃農地の発生する可能性があるため、対策として農業用施設等の適切な維持管理、後継者不足、担い手への集約化を図る必要がある。

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができない事態

（放送設備等の防災対策）〔情報通信〕

- ◎災害時の情報伝達収集の安定的な運用を図るため、防災情報通信機器の適切な維持管理に努める必要がある。

（情報伝達手段・体制の確保）〔情報通信〕

- ◎防災情報メールの登録人数の増加に努めていく必要がある。
- ◎テレビ・ラジオのいずれかが中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備や、多様なメディアを利活用した情報伝達体制の構築を目指す必要がある。

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

（輸送基盤の災害対策の推進等） [エネルギー]

- ◎燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関との連携により迅速に実施する体制を推進する必要がある。
- ◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施する必要がある。

5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

（輸送基盤の災害対策の推進等） [エネルギー]

- ◎燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関との連携により迅速に実施する体制を推進する必要がある。
- ◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施する必要がある。

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

（水道施設等の耐震化等の推進） [住宅・都市]

- ◎配水施設、管路ともに老朽化が進んでいるため、老朽化対策や管路の更新を行い、耐震化を推進する必要がある。

（上水道等の復旧の体制等の強化） [住宅・都市]

- ◎応急給水のための緊急連絡管の維持管理に努める必要がある。

- ◎非常時に安定供給が可能となる給水体制を目指す必要がある。
- ◎早期復旧のための人材、資材を確保するため、指定工事業者等と連携していく必要がある。
- ◎配水場の停電対策として、自家発電設備の整備や燃料等の確保に努める必要がある。

(下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実) [住宅・都市]

- ◎日光川下流流域下水道関連の公共下水道事業として、早期供用開始に向け、計画的・効率的に整備を行う必要がある。
- ◎ストックマネジメント計画に基づく梶村ポンプ場再構築を推進していく必要がある。
- ◎機械、電気工事及び建築工事を進め、施設の長寿命化を図る必要がある。

(汚水処理施設等の災害対応力の強化等) [住宅・都市]

- ◎海部地区環境事務組合新開センター・上野センター及び五条広域事務組合クリーンパーク新川に対して災害対応力の強化を求めるとともに、し尿・浄化槽汚泥の広域的な処理体制整備を図る必要がある。

(浄化槽の整備) [環境]

- ◎公共下水道事業計画区域外の合併処理浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るとともに、生活環境の保全及び環境衛生の向上を図る必要がある。
- ◎公共下水道事業計画区域外において、補助金による単独処理浄化槽、汲み取りからの転換基数は73基（令和5年度）となり、今後も整備促進する必要がある。
- ◎合併処理浄化槽の維持管理の経費負担、管理の主体等については、公共下水道と差異が生じるため、計画区域内外での状況に応じた整備を促進していく必要がある。

5-5 基幹的交通ネットワーク機能停止による物流・人流への甚大な影響

(交通施設の防災対策の推進) [交通・物流]

- ◎本市の都市状況の整理、上位計画の位置付け及び交通特性の把握等により、未着手・未整備の都市計画道路について調査・検討を行う必要がある。
- ◎名古屋津島線バイパスの進捗に合わせ、計画的に都市計画道路安松鷹居線の整備を進める必要がある。
- ◎甚目寺駅・七宝駅・木田駅を中心とした住拠点の道路交通ネットワーク形成に向け

て、都市計画道路の整備により、駅アクセスの向上を図る必要がある。

(輸送ルート確保の強化) [交通・物流]

- ◎輸送ルートの確実な確保のため、都市間を連絡する幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の防災対策や老朽化対策、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良（坂牧東交差点、伊福交差点等）、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。
- ◎道路啓開計画など総合啓開の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等の積み重ねを進める必要がある。
- ◎道路橋梁の耐震補強、土砂災害対策、老朽化した信号機の更新、その他交通施設に関する耐震化、液状化対策耐水対策、停電・節電対策や、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める必要がある。
- ◎交通インフラの維持管理、更新に関する検討を進め、実用化を図る必要がある。
- ◎平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める必要がある。
- ◎緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う必要がある。
- ◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施する必要がある。

(道路における冠水対策) [交通・物流]

- ◎地域住民の利便性向上を図るため、道路改良工事を行うことにより、市道の機能を高める必要がある。
- ◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施する必要がある。

(住宅・建築物等の耐震化等の促進) [住宅・都市]

- ◎建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震診断を行う必要がある。
- ◎耐震診断結果に基づき、建築物の倒壊等の被害から守るための耐震改修工事及び耐震シェルター設置を促進する必要がある。
- ◎耐震補助制度について、周知しても所有者の関心が低い・費用負担が大きいなどの理

由により活用されないため、さらなるPRと補助制度の強化を進める必要がある。

- ◎栄改良住宅及び栄集会所は、入居者や利用者が安全、安心に生活や利用ができるよう「あま市改良住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕や維持管理を行う必要がある。

（道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策） [交通・物流]

- ◎建築基準法上の道路後退用地等の寄附採納に合わせ、市が必要な整備を実施する必要がある。
- ◎隅切り用地の寄附に対して、奨励金を交付する必要がある。
- ◎あま市狭あい道路の拡幅整備の制度についてPRの強化をしていく必要がある。

（危険な空き家の除却等への支援） [住宅・都市]

- ◎適切に管理が行われていない空き屋等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている事を鑑み、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の向上を図るため、空き家等実態調査、及び計画の作成その他の空き屋等に関する施策を推進していく必要がある。

（災害情報の収集体制の強化） [交通・物流][デジタル通信]

- ◎各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化に努める必要がある。

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

（事前復興、復興方針・体制づくりの推進） [土地利用]

- ◎被災後、復興に向けた方針を早期に示すとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行えるよう検討する必要がある。

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、

NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

（復旧・復興を担う人材の育成等）〔人材育成〕

◎地震等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図る必要がある。

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物の仮置場の確保の推進）〔環境〕

◎災害廃棄物の仮置き場の候補地として処分場やグラウンドを活用する予定であるが、他の救助部隊と調整を図る必要がある。

（災害廃棄物処理計画の策定等）〔環境〕

◎令和5年度に見直しを実施したあま市災害廃棄物処理計画について、実情に合わせて引き続き定期的に見直しを行う必要がある。

（ごみ焼却施設の災害対応力の強化等）〔環境〕

◎名古屋市五条川工場及び海部地区環境事務組合八穂クリーンセンターに対して災害対応力の強化を求めるとともに、廃棄物の広域的な処理体制整備を推進する必要がある。

（災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理）〔環境〕

◎県及び民間事業者と有害廃棄物の取り扱い方法を検討し、処理方法を整備する必要がある。

（災害廃棄物輸送体制の構築）〔環境〕

◎本市では収集運搬に必要な車両を所有していないため、事前に関係団体等と協力体制・連絡体制を検討する必要がある。

（災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携）〔環境〕

◎地域での災害救援ボランティアセンターの立ち上げ訓練実施の啓発を行うとともに、

設置に関するマニュアル等を整理し、災害時において地域におけるボランティアニーズに対応したボランティアの受入体制や派遣がスムーズに行えるようにする必要がある。

（住宅・建築物等の耐震化等の促進）〔住宅・都市〕

- ◎建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震診断を行う必要がある。
- ◎耐震診断結果に基づき、建築物の倒壊等の被害から守るための耐震改修工事及び耐震シェルター設置を促進する必要がある。
- ◎耐震補助制度について、周知しても所有者の関心が低い・費用負担が大きいなどの理由により活用されないため、さらなるPRと補助制度の強化を進める必要がある。
- ◎栄改良住宅及び栄集会所は、入居者や利用者が安全、安心に生活や利用ができるよう「あま市改良住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕や維持管理を行う必要がある。

6-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

（仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化）〔住宅・都市〕

- ◎災害対策基本法に基づき、災害時応急対策活動などを具体的に定めた地域防災計画の修正等を実施する必要がある。
- ◎応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、県や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制整備する必要がある。
- ◎候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。

（既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保）〔住宅・都市〕

- ◎災害対策基本法に基づき、災害時応急対策活動などを具体的に定めた地域防災計画の修正等を実施する必要がある。
- ◎本市が保有している公園等に仮設住宅の建設計画を推進する必要がある。
- ◎空き家、賃貸住宅等の空き部屋を確保していく必要がある。

（自宅居住による生活再建の促進）〔住宅・都市〕

◎被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進していく必要がある。

6-5 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

（災害からの復旧復興施策等の推進）〔行政機能〕

◎応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点を踏まえて検討する必要がある。

（災害に強い民間物流施設の整備促進等）〔産業・経済〕

◎災害発生時に各民間物流会社による救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、緊急輸送道路の整備に努めていく必要がある。

別紙2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

(1) 行政機能／消防等／防災教育

(公共施設等の耐震化の推進・促進) [1-1][1-2]

- ◎防災拠点となる公共施設や学校・体育施設の耐震対策及び老朽化対策として定期的な施設点検、老朽箇所の修繕を進める必要がある。
- ◎施設の老朽化が進むなか、改修を行うものの優先順位を決定し、市民が安全に利用できる環境を整備していく必要がある。
- ◎あま市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画（再配置計画・長寿命化計画）に基づき、更新や廃止となる施設の管理に努める必要がある。

(災害対応能力の向上) [1-1][1-2][1-4]

- ◎防災意識向上のため、市内で各自主防災組織が主催する防災訓練や、自主防災資機材等の購入に対して補助金の交付を継続していく必要がある。
- ◎防災関係機関及び住民・事業所・各団体・ボランティア等が連携・協力し、一体となって防災訓練を実施することにより、防災体制の実効性を高め、地域全体の災害対応力を高める必要がある。
- ◎あま市総合防災訓練を通じ、消防、自衛隊等の各関係機関との連携強化を図る必要がある。
- ◎災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要がある。
- ◎身を守る避難行動の取り方等について自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等) [1-1][1-2]

- ◎火災・災害に備え、消防団員の活動や運営に関する費用を支出する必要がある。
- ◎地区の消防設備及び物品等を整備する事業に要する経費に対し、補助金を交付することにより地域防災力の強化を図る必要がある。
- ◎地域防災力の底上げを図る為、女性消防クラブが実施する事業を支援する必要がある。
- ◎公助の手がまわらないことを想定し、消防団等の充実強化を推進する必要がある。

（情報通信関係施策の推進） [1-2]

- ◎災害時の情報伝達収集の安定的な運用を図るため、防災情報通信機器の適切な維持管理に努める必要がある。
- ◎防災情報メール配信システムを導入しており、J-ALERTと連携することで、住民への迅速な情報伝達を図る必要がある。
- ◎逃げ遅れの発生等を防ぐため、J-ALERTによる緊急情報の住民への確実な伝達、SNSなどICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。
- ◎海部地域7市町村を放送エリアとし、災害の発生等による緊急放送を発信するために開局したコミュニティFM放送局を維持し、市民の安全、安心を確保するため、事業主体である西尾張シーエーティーヴィ株式会社に対し、補助金を引き続き交付する必要がある。
- ◎災害発生時に住民に対して確実に周知ができるように、事業主体である西尾張シーエーティーヴィ株式会社と連携を推進する必要がある。

（継続的な防災訓練や防災教育等の推進等） [1-3] [1-4] [2-3]

- ◎防災関係機関及び住民・事業所・各団体・ボランティア等が連携・協力し、一体となって防災訓練を実施することにより、防災体制の実効性を高め、地域全体の災害対応力を高める必要がある。
- ◎あま市総合防災訓練を通じ、消防、自衛隊等の各関係機関との連携強化を図る必要がある。
- ◎地域住民の参加率向上、特に若い世帯の参加率向上を図る必要がある。
- ◎防災リーダーの養成を推進し、防災意識の向上を図る必要がある。
- ◎小・中学生及び高校生に対する防災教育を推進する必要がある。
- ◎地域の特性に応じ、避難者が近くの避難所を利用できる体制整備、必要に応じ行政界を超えての避難を考慮する必要がある。

（災害対応の体制・資機材強化） [2-1]

- ◎消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。
- ◎消防団の体制・装備・訓練の充実強化、自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する必要がある。
- ◎応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。
- ◎市内において、応援部隊の一次集結やベースキャンプ機能を果たす基幹的広域防災拠点の整備検討を進める必要がある。
- ◎SNSによる住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効

率化を図る必要がある。

（地域の活動拠点施設の耐災害性の強化） [2-1]

◎あま市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画（再配置計画・長寿命化計画）に示された公共施設の維持管理方針を踏まえ管理する必要がある。

（消防団員の確保等） [2-1]

◎火災・災害に備え、消防団員の活動や運営に関する費用を支出する必要がある。

◎地区の消防設備及び物品等を整備する事業に要する経費に対し、補助金を交付することにより地域防災力の強化を図る必要がある。

◎購入年度の古い車両を順次計画的に更新し、消防力の維持に努める必要がある。

◎火災・災害に備え、消防団員の消防活動の運営に関する費用を支出し、団員確保に努める必要がある。

（海拔ゼロメートル地帯の対策） [2-1]

◎本市の大部分は海拔ゼロメートル地帯で広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することにより、災害現場が孤立する恐れがあるため、自主防災組織等を対象とした災害対応能力の向上を図る必要がある。

（地方行政機関等の機能低下の回避） [2-5]

◎災害発生時の人、物、情報等活用できる資源に制約がある状況において、災害対応業務を適切に実施できるよう業務継続計画により、迅速な災害対応を図る必要がある。

◎職員参集メールによる安否確認を実施する必要がある。

（医療リソースの供給体制の確立） [2-2]

◎あま市民病院の管理運営に指定管理者制度を導入しているため、民間の経営ノウハウや技術を活用して、住民サービスの向上や経費の縮減等を図り、地域の方々の健康と福祉の一層の増進を図る必要がある。

（避難所における良好な生活環境の確保等） [2-3]

◎災害の種類に応じ、その危険の及ばない場所・施設を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定緊急避難所として指定し、災害の危機が切迫した場合における住民

の安全な避難先の確保を推進する必要がある。

- ◎津波による浸水の危険性がある地域については、津波避難ビルの指定・確保を推進する必要がある。

（避難所の運営体制等の整備） [2-3]

- ◎「あま市避難所運営マニュアル」等を活用し、各地域の実情を踏まえ避難所ごとの運営体制の整備を図る必要がある。
- ◎避難所に滞在する住民だけでなく、在宅、車中、テント等の避難生活を余儀なくされる住民への支援を念頭に運営体制を検討する必要がある。

（避難所における必要物資の確保等） [2-3]

- ◎備蓄資機材及び備蓄食料を計画的に購入する必要がある。

（治安確保のための体制の確保と装備資機材の充実強化） [3-1]

- ◎市民の防犯意識を高めるための情報提供や啓発活動を行い、地域の防犯力の強化を図る必要がある。
- ◎防犯啓発活動を推進することにより、市民一人ひとりの防犯意識が向上するよう、地域防犯力の強化に努める必要がある。

（公共の安全等の秩序維持体制の整備） [3-1]

- ◎市内の犯罪発生を抑制するために、防犯活動及び防犯啓発活動を行うあま市防犯協会を支援することにより、安全で安心な住みよいまちづくりを推進する必要がある。
- ◎地域の防犯意識の高揚を図るとともに、関係団体と連絡を密にした効果的な防犯啓発活動を行い、犯罪のない地域社会をつくることを目的とするあま市防犯協会へ活動支援として補助金を交付する必要がある。

（自治体の業務継続計画の作成及び見直し） [3-2]

- ◎現在策定されている業務継続計画について今の実情に即しているか、各課にヒアリングを行いながら点検し、計画の実効性を維持する必要がある。
- ◎民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的を持った合同訓練等を実施する必要がある。

（行政職員の不足への対応） [3-2]

- ◎市職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受け入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進める必要がある。
- ◎他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。

（住民等の自発的な防災行動の促進） [3-2]

- ◎自助・共助の意識のもと住民及び自主防災組織が一体となり防災訓練等を通じ、幅広い連携による防災活動の推進や防災意識の高揚を図る必要がある。

（災害からの復旧復興施策等の推進） [6-5]

- ◎応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点を踏まえて検討する必要がある。

(2) 住宅・都市

（住宅・建築物等の耐震化等の促進） [1-1] [1-2] [1-3] [2-1] [2-2] [2-4] [2-6] [5-5] [6-3]

- ◎建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震診断を行う必要がある。
- ◎耐震診断結果に基づき、建築物の倒壊等の被害から守るための耐震改修工事及び耐震シェルター設置を促進する必要がある。
- ◎耐震補助制度について、周知しても所有者の関心が低い・費用負担が大きいなどの理由により活用されないため、さらなるPRと補助制度の強化を進める必要がある。
- ◎家具等の転倒による事故を事前に防止し、高齢世帯を中心に防災意識の高揚を図る必要がある。
- ◎栄改良住宅及び栄集会所は、入居者や利用者が安全、安心に生活や利用ができるよう「あま市改良住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕や維持管理を行う必要がある。

（家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進） [1-1]

- ◎家具等の転倒による事故を事前に防止し、高齢世帯を中心に防災意識の高揚を図る必要がある。
- ◎あま市総合防災訓練等で、積極的に家具転倒防止器具設置の啓発活動を実施していく必要がある。

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進) [1-4]

- ◎河川・堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・排水機場の整備や機能強化を進めるとともに、排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する必要がある。
- ◎大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する必要がある。
- ◎洪水・津波による広域的な浸水等を防ぐため、河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新するとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用及び危機管理体制の強化を進める必要がある。
- ◎宅地化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を推進する必要がある。

(海拔ゼロメートル地帯の対策) [1-4][2-4]

- ◎本市の大部分は海拔ゼロメートル地帯で広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することにより、災害現場が孤立する恐れがあるため、自主防災組織等を対象とした災害対応能力の向上を図る必要がある。
- ◎避難所等に物資が到達できない事態が想定されるため、物資輸送ルートを確保し、緊急輸送道路の整備を進めるとともに避難所への食糧供給の方法を検討する必要がある。
- ◎救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、防災関係機関等の災害対応能力の向上を図る必要がある。

(水道施設の老朽化対策等の推進) [2-4]

- ◎配水施設、管路ともに老朽化が進んでいるため、老朽化対策や管路の更新を行い、耐

震化を推進する必要がある。

(帰宅困難者対策の推進) [2-5]

- ◎「むやみに移動(帰宅)しない」という基本原則や、安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、広報を実施する必要がある。
- ◎企業等に対して、従業員等を留めておくことができるよう、物資の備蓄等を促す必要がある。
- ◎帰宅困難者の混乱発生を避けるためにも、情報を得られる環境を整備・強化することを検討するとともに、駅等に多数の人を集中させないよう対策を検討する必要がある。

(帰宅困難者等の受入態勢の確保) [2-5]

- ◎安全な帰宅のために、災害情報の提供、企業等連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートや徒歩帰宅支援ステーションの情報提供を行う必要がある。
- ◎帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受け入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図る必要がある。
- ◎不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等について、関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る必要がある。
- ◎滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受け入れスペース、備蓄倉庫、受入関連施設(自家発電設備、貯水槽等)の耐震化その他の整備を促進する必要がある。

(下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実) [2-6] [5-4]

- ◎日光川下流流域下水道関連の公共下水道事業として、早期供用開始に向け、計画的・効率的に整備を行う必要がある。
- ◎下水道事業計画に基づき、生活排水による生活環境の悪化を解消するため、災害に強い公共下水道の整備を進める必要がある。
- ◎ストックマネジメント計画に基づく梶村ポンプ場再構築を推進していく必要がある。
- ◎機械、電気工事及び建築工事を進め、施設の長寿命化を図る必要がある。

(水の安定供給) [4-1]

- ◎「水道法」による水道事業として、住民の需要に応じて飲用に適する水を供給するために適切な施設の維持管理と公営企業として健全な経営を行う必要がある。

- ◎応急給水のための緊急連絡管の維持管理に努める必要がある。
- ◎非常時に安定供給が可能となる給水体制を目指す必要がある。
- ◎早期復旧のための人材、資材を確保するため、指定工事業者等と連携していく必要がある。
- ◎配水場の停電対策として、自家発電設備の整備や燃料等の確保に努める必要がある。

（水道施設等の耐震化等の推進） [5-4]

- ◎配水施設、管路ともに老朽化が進んでいるため、老朽化対策や管路の更新を行い、耐震化を推進する必要がある。

（上水道等の復旧の体制等の強化） [5-4]

- ◎応急給水のための緊急連絡管の維持管理に努める必要がある。
- ◎非常時に安定供給が可能となる給水体制を目指す必要がある。
- ◎早期復旧のための人材、資材を確保するため、指定工事業者等と連携していく必要がある。
- ◎配水場の停電対策として、自家発電設備の整備や燃料等の確保に努める必要がある。

（汚水処理施設等の災害対応力の強化） [5-4]

- ◎海部地区環境事務組合新開センター・上野センター及び五条広域事務組合クリーンパーク新川に対して災害対応力の強化を求めるとともに、し尿・浄化槽汚泥の広域的な処理体制整備を図る必要がある。

（防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進） [1-1]

- ◎大規模地震想定地域等における河川等の防災インフラについては、市民の生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震・液状化対策等を進める必要がある。

（火災に強いまちづくり等の推進） [1-2]

- ◎沖之島中央地区計画区域内の集落保全地区において、隣接する防災・行政地区の新庁舎建設等一体となったまちづくりを推進するため、地区整備計画に定める施設整備を推進する必要がある。
- ◎火災予防体制の強化や、災害や救急出動に対応できる体制を構築するため海部東部消防組合における常備消防力の強化を図ることができるよう、海部東部消防組合の新庁舎について検討していく必要がある。

（消防水利の確保） [1-2]

- ◎地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、発災時においても消火栓が使用可能となるよう水道の耐震化を進めるとともに、防火水槽の維持に努める必要がある。

（危険な空き家の除却等への支援） [5-5]

- ◎適切に管理が行われていない空き屋等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている事を鑑み、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の向上を図るため、空き家等実態調査、及び計画の作成その他の空き屋等に関する施策を推進していく必要がある。

（仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化） [6-4]

- ◎災害対策基本法に基づき、災害時応急対策活動などを具体的に定めた地域防災計画の修正等を実施する必要がある。
- ◎応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、県や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制整備する必要がある。
- ◎候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。

（既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保） [6-4]

- ◎災害対策基本法に基づき、災害時応急対策活動などを具体的に定めた地域防災計画の修正等を実施する必要がある。
- ◎本市が保有している公園等に仮設住宅の建設計画を推進する必要がある。
- ◎空き家、賃貸住宅等の空き部屋を確保していく必要がある。

（自宅居住による生活再建の促進） [6-4]

- ◎被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進していく必要がある。

(3) 保健医療・福祉

(多数の負傷者が発生した場合の対応) [2-2]

- ◎海部地区急病診療所組合に負担金を支出し、平日夜間及び休日の救急医療体制を引き続き整えていく必要がある。
- ◎3師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）の協力のもと医療救護所を開設して、重軽傷者を振り分けし、人命救助に努める必要がある。
- ◎あま市民病院やDMATと連携する必要がある。
- ◎発災時に医療救護班の迅速な活動が可能となるよう、救護所立ち上げ訓練、市内海部医師会医療機関との災害時情報伝達訓練等、平時における定期的な訓練を実施する必要がある。
- ◎「医療救護活動マニュアル」を随時見直すとともに、救護所運営の人員確保のため、3師会との協定内容を再度確認する必要がある。
- ◎あま市民病院、歯科医師会、薬剤師会との連携を調整していく必要がある。

(災害時における医療機能の確保・支援体制強化) [2-2]

- ◎あま市民病院では地域の医療機関をはじめ、介護施設、介護事業所等と定期的に症例検討会を開催し、災害時にも緊密な連携が図れるよう、今後も検討会を開催する必要がある。
- ◎あま市民病院において海部東部消防組合と定期的な症例検討会を開催し、継続的に情報共有をしていく必要がある。
- ◎「医療救護活動マニュアル」を随時見直すとともに、受援体制を含めた「保健活動マニュアル」を作成する必要がある。
- ◎医療チーム派遣とともに避難者の健康管理ができるように体制の構築を推進する必要がある。
- ◎市内海部医師会医療機関との災害時情報伝達訓練を実施する必要がある。

(道路ネットワークの整備、災害時の医療提供インフラ確保) [2-2]

- ◎災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む）等を含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。
- ◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施する必要がある。

(救急搬送の遅延の解消) [2-2]

◎海部東部消防組合の火災予防体制の強化や、災害や救急出動に対応できる体制の更なる強化を行う必要がある。

（要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備） [2-2]

◎一般の避難所では生活が困難な要配慮者の受け入れ施設となる福祉避難所の確保が必要であるため、民間事業所と福祉避難所の協定が締結できるよう働きかける必要がある。

◎緊急時に受け入れ可能な社会福祉施設の整備及び体制の確保をしていく必要がある。

（要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築） [2-2]

◎障がい者支援協議会を設置し、障害者福祉サービスの社会資源の確保及び関係機関によるネットワークの構築等を協議する必要がある。

◎障がい者支援協議会において、民間事業所間とのネットワークづくりや災害時における障がい者の支援について引き続き検討していく必要がある。

（衛生環境の確保等） [2-6]

◎感染症のおそれがある疾病の発生、まん延予防、感染予防、発病予防及び重症化を予防するため予防接種を実施し、公衆衛生向上及び増進を図る必要がある。（BCG、麻疹・風しん、ロタウイルス、水痘、日本脳炎、2種混合、4種混合、5種混合、ヒブ、小児の肺炎球菌、B型肝炎、HPV、子宮頸がん、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、新型コロナウイルス、大人の風しん、子どもインフルエンザ、带状疱疹）また、子供の接種率の更なる向上のため、適切な接種年齢において接種完了できるよう、平時より接種勧奨に努める必要がある。

◎高齢者インフルエンザの接種率について県平均を下回っており、重症化しやすい高齢者のインフルエンザワクチンの接種率を向上させるため、医療機関と連携し周知する必要がある。

◎毎年、計画的に感染防止用品（マスク・アルコール消毒液等）を購入していく必要がある。

（避難所となる施設の衛生環境の確保） [2-6]

◎「あま市避難所運営マニュアル」に基づく避難所運営委員（保健・衛生班）により避難所の運営に努める必要がある。

◎災害初動期の感染症対策を推進していく必要がある。

(医療活動を支える取組の推進) [2-5]

- ◎あま市民病院の管理運営に指定管理者制度を導入しているため、民間の経営ノウハウや技術を活用して、住民サービスの向上や経費の縮減等を図り、地域の方々の健康と福祉の一層の増進を図る必要がある。

(被災者の健康管理) [2-3]

- ◎必要に応じ、保健センターに医療救護所を設置し、医療機関等の協力を得て応急医療を実施する必要がある。
- ◎医療救護所を設置した際の訓練を実施する必要がある。

(被災者の生活支援等) [2-3]

- ◎避難所から仮設住宅といったような、被災者の生活環境が大きく変化することに対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の生活支援、相談支援、住民同士の交流の機会の提供に努める必要がある。

(避難行動要支援者への支援) [2-3]

- ◎避難行動要支援者の救助活動を迅速に実施するため、地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ情報伝達を行うとともに、安否情報・避難誘導を実施していく必要がある。
- ◎市内の福祉事業所等を対象とし、福祉避難所施設連携連絡会を行います。また、避難行動要支援者支援システムにより対象となる要支援者及び同意者の把握を正確に行い、さらに同意者の個別避難計画作成を推進する必要がある。

(4) エネルギー

(防災拠点等の電力確保等) [3-2]

- ◎非常電源と発電機を備蓄しているが、燃料が途絶えることを考慮するため、市内のガソリンスタンドとの協定を引き続き継続する必要がある。

（輸送基盤の災害対策の推進等） [5-2] [5-3]

- ◎燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関との連携により迅速に実施する体制を推進する必要がある。
- ◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施する必要がある。

（5）情報通信

（情報伝達手段の多重化・多様化の推進等） [1-3]

- ◎市防災情報メールやエリアメールを活用し、個人に対して防災情報を送付するほか、テレビのL字放送や、FM77.3での防災情報の放送を行っていく必要がある。
- ◎メール受信できない方や視覚障がい者向けに、災害情報電話通報サービスにて防災情報を配信していく必要がある。
- ◎メール登録をしていない人、身体の不自由な人に対しての情報伝達の手段を検討していく必要がある。
- ◎海部地域7市町村を放送エリアとし、災害の発生等による緊急放送を発信するために開局したコミュニティFM放送局を維持し、市民の安全、安心を確保するため、事業主体である西尾張シーエーティーヴィ株式会社に対し、補助金を引き続き交付する必要がある。
- ◎災害発生時に住民に対して確実に周知ができるように、事業主体である西尾張シーエーティーヴィ株式会社と連携を推進していく必要がある。

（情報通信関係施策の推進） [1-4]

- ◎避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする必要がある。

（放送設備等の防災対策） [5-1]

- ◎災害時の情報伝達収集の安定的な運用を図るため、防災情報通信機器の適切な維持管理に努める必要がある。

（情報伝達手段・体制の確保） [5-1]

- ◎防災情報メールの登録人数の増加に努めていく必要がある。
- ◎テレビ・ラジオのいずれかが中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備や、多様なメディアを利活用した情報伝達体制の構築を目指す必要がある。

(6) 産業・経済

(輸送ルートの確保対策の実施) [2-4]

- ◎応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努め、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する必要がある。
- ◎物資輸送ルートを実実に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む）などの幹線道路ネットワークの整備を進める必要がある。

(迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備) [2-4]

- ◎発災時、交通渋滞により災害応急対策等に從事する車両が避難所等に到着できない事態を回避するため、通行可否情報の収集、交通対策への活用を進める必要がある。

(燃料等の仮貯蔵) [2-4]

- ◎消防庁の「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」について、関係職員への十分な周知・情報提供を図る必要がある。

(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備) [4-1]

- ◎緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む）などを含む幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、津波、洪水対策等を着実に進め、燃料供給ルートを実実に確保し、サプライチェーンを維持する必要がある。
- ◎発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料供給のための諸手続きの改善等を検討する必要がある。
- ◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施する必要がある。

(災害に強い民間物流施設の整備促進等) [6-5]

◎災害発生時に各民間物流会社による救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、緊急輸送道路の整備に努めていく必要がある。

(7) 交通・物流

(交通施設等における脆弱性の解消) [1-1]

- ◎道路ストック（橋梁、舗装、道路付属物）の維持管理・修繕について、「事後保全」から「予防保全」の計画的な維持管理方針を踏まえ管理していく必要がある。
- ◎道路利用者及び第三者の被害を防止し、道路ネットワークの安全性・信頼性を確保するために修繕を実施する必要がある。
- ◎橋梁長寿命化修繕計画による「事後保全」から「予防保全」の維持管理に転換し、道路ネットワークの安全・信頼を確保する必要がある。
- ◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施する必要がある。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等) [2-4]

- ◎市職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受け入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進める必要がある。
- ◎他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。
- ◎物資供給の受入体制について整備を図るとともに、受入体制の訓練実施を検討する必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進) [2-1]

- ◎災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除去や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路含む）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、津波、洪水等の地域の防災対策を着実に進めるとともに、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開が行われるよう支援する必要がある。
- ◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施する必要がある。

(いのちと暮らしを支える交通環境の形成) [2-1]

- ◎定期的に道路等の点検を行い、事故の抑制に努める必要がある。
- ◎大規模な災害による道路被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を実施し、防災体制を強化する必要がある。

(交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整) [2-5]

- ◎大規模な災害による道路被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を実施し、防災体制の強化や、関係自治体との連携強化を図る必要がある。
- ◎交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路施設の災害対策の推進) [4-1]

- ◎道路の防災、地震対策を進めるとともに、地域全体の被災危険性も考慮しつつ、津波、洪水等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。
- ◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施する必要がある。

(交通施設の防災対策の推進) [5-5]

- ◎本市の都市状況の整理、上位計画の位置付け及び交通特性の把握等により、未着手・未整備の都市計画道路について調査・検討を行う必要がある。
- ◎名古屋津島線バイパスの進捗に合わせ、計画的に都市計画道路安松鷹居線の整備を進める必要がある。
- ◎甚目寺駅・七宝駅・木田駅を中心とした住拠点の道路交通ネットワーク形成に向けて、都市計画道路の整備により、駅アクセスの向上を図る必要がある。

(輸送ルート確保の強化) [5-5]

- ◎輸送ルートの確実な確保のため、都市間を連絡する幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の防災対策や老朽化対策、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良（坂牧東交差点、伊福交差点等）、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。
- ◎道路啓開計画など総合啓開の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等の積み重ねを進める必要がある。
- ◎道路橋梁の耐震補強、土砂災害対策、老朽化した信号機の更新、その他交通施設に関する耐震化、液状化対策耐水対策、停電・節電対策や、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の

対策を進める必要がある。

- ◎交通インフラの維持管理、更新に関する検討を進め、実用化を図る必要がある。
- ◎平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める必要がある。
- ◎緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う必要がある。
- ◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施する必要がある。

（道路における冠水対策） [5-5]

- ◎地域住民の利便性向上を図るため、道路改良工事を行うことにより、市道の機能を高める必要がある。
- ◎橋梁の5年毎の定期点検を行い、点検に基づき修繕を実施する必要がある。

（道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策） [5-5]

- ◎建築基準法上の道路後退用地等の寄附採納に合わせ、市が必要な整備を実施する必要がある。
- ◎隅切り用地の寄附に対して、奨励金を交付する必要がある。
- ◎あま市狭あい道路の拡幅整備の制度についてPRの強化をしていく必要がある。

（災害情報の収集体制の強化） [5-5]

- ◎各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化に努める必要がある。

（8）農林水産

（応急用食料等の調達） [2-4]

- ◎地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図る必要がある。
- ◎公共施設・避難所等における自立・分散型エネルギーの導入、耐震化対策、老朽化対

策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進する必要がある。

（農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化） [4-3]

- ◎地域共同による農地・農業用水等の資源や農村環境の保全活動に加え、農地周りの用排水路等施設の長寿命化や水質・土壌等の保全のための取組を推進する必要がある。
- ◎優良農地の農地転用の抑制と後継者不足対策に取り組む必要がある。

（農地・農林等の荒廃の防止） [4-4]

- ◎農業経営の規模拡大、農用地の集団化等による農地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性の向上に資するため農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積と集約化を図る必要がある。
- ◎耕作を続けられなくなった農地所有者に対し、農地中間管理機構を活用した農地の貸付を推奨し、農地の集約を進めることで、農地の利活用の持続性を高め、荒廃農地の発生防止に努める必要がある。
- ◎相続等により、土地所有者が市外在住又は所有者不明になり、農地の管理がされず荒廃農地の発生する可能性があるため、対策として農業用施設等の適切な維持管理、後継者不足、担い手への集約化を図る必要がある。

（農業用排水機場等の耐震化等の推進） [1-3]

- ◎農業用排水機場については、耐震対策や更新を計画的に進める必要がある。
- ◎湛水防除事業等による農業用排水機場の整備を推進する必要がある。

(9) 国土保全

（津波防災地域づくり） [1-3]

- ◎災害対策基本法に基づき、災害時応急対策活動などを具体的に定めた地域防災計画の修正等を実施する必要がある。
- ◎地域防災計画との整合性を図りながら修正することで、計画的な防災対策の推進を図る必要がある。
- ◎要配慮者利用施設などの避難確保計画の作成支援を進める必要がある。

（河川堤防の耐震化等の推進） [1-3]

◎国・県などの河川管理者や地域住民と連携して、市内の河川・水路の改修や適切な維持管理による河川環境の整備を促進する必要がある。

◎国、県、市及びあらゆる関係者が一体となり、流域治水の観点から対策を進める必要がある。

(河川の水門・排水機場等の耐震化等の推進) [1-3]

◎排水路における排水機能を維持・確保するために、市内の排水路の改修等を行う必要がある。

◎地域住民の安全な生活環境を確保するため、老朽化が著しい排水機場の更新を行い、排水能力の向上を図る必要がある。

◎地元要望に基づき、市内水路の改修や修繕等、適切な維持管理を実施する必要がある。

◎河川・排水機場等については、地域の排水機能を確保するため耐震対策を促進する必要がある。

(河川の改修) [1-4]

◎国・県などの河川管理者や地域住民と連携して、市内の河川の整備を促進する必要がある。

(気候変動を踏まえた水災害対策) [1-4]

◎近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、県の動向を踏まえ、対応について検討する必要がある。

(排水機場等の防災対策の推進) [1-4]

◎地域住民の安全な生活環境を確保するため、老朽化が著しい排水機場の更新を行い、排水能力の向上を図る必要がある。

◎河川、排水機場等については、地域の排水機能を確保するため耐震対策を促進する必要がある。

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進) [1-4]

◎河川堤防等の耐震化など地震洪水による浸水対策や長期湛水が想定される区域におけ

る効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進する必要がある。

◎国・県などの河川管理者や地域住民と連携して、市内の河川・水路の改修や適切な維持管理による河川環境の整備を促進する必要がある。

◎市内水路の改修や修繕等適切な維持管理を実施していく必要がある。

◎河川、水路については、災害時の地域の排水機能を確保するため適正な管理を推進する必要がある。

◎国、県、市及びあらゆる関係者が一体となり、流域治水の観点から対策を進める必要がある。

◎道路の整備に伴い、浸水被害の軽減を図るため、地下式調整池等の整備を推進する必要がある。

(10) 環境

(浄化槽の整備) [5-4]

◎公共下水道事業計画区域外の合併処理浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るとともに、生活環境の保全及び環境衛生の向上を図る必要がある。

◎公共下水道事業計画区域外において、補助金による単独処理浄化槽、汲み取りからの転換基数は73基（令和5年度）となり、今後も整備促進する必要がある。

◎合併処理浄化槽の維持管理の経費負担、管理の主体等については、公共下水道と差異が生じるため、計画区域内外での状況に応じた整備を促進していく必要がある。

(有害物質の流出等の防止対策の推進) [4-2]

◎PCB含有電気機器等の処分及び保管方法を、市民・事業者に対して周知していく必要がある。

◎環境測定設備もなく、民間事業者との協定も締結していないため、協定が締結できる民間事業者を把握していく必要がある。

(災害廃棄物の仮置場の確保の推進) [6-3]

◎災害廃棄物の仮置き場の候補地として処分場やグラウンドを活用する予定であるが、他の救助部隊と調整を図る必要がある。

（災害廃棄物処理計画の策定等） [6-3]

◎令和5年度に見直しを実施したあま市災害廃棄物処理計画について、実情に合わせて引き続き定期的に見直しを行う必要がある。

（ごみ焼却施設の災害対応力の強化等） [6-3]

◎名古屋市五条川工場及び海部地区環境事務組合八穂クリーンセンターに対して災害対応力の強化を求めるとともに、廃棄物の広域的な処理体制整備を推進する必要がある。

（災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理） [6-3]

◎県及び民間事業者と有害廃棄物の取り扱い方法を検討し、処理方法を整備する必要がある。

（災害廃棄物輸送体制の構築） [6-3]

◎本市では収集運搬に必要な車両を所有していないため、事前に関係団体等と協力体制・連絡体制を検討する必要がある。

（災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携） [6-3]

◎地域での災害救援ボランティアセンターの立ち上げ訓練実施の啓発を行うとともに、設置に関するマニュアル等を整理し、災害時において地域におけるボランティアニーズに対応したボランティアの受入体制や派遣がスムーズに行えるようにする必要がある。

(11) 土地利用

（避難場所・避難路の確保・整備等） [1-3]

◎著しい浸水・津波被害が生じる恐れがある地域については、道路等の盛土部、既存のビル、地形を活かした高台等を避難場所として確保できるよう研究する必要がある。
◎小中学校運動場や公共施設グラウンド、校舎等を避難場所に指定していく必要がある。

(事前復興、復興方針・体制づくりの推進) [6-1]

- ◎被災後、復興に向けた方針を早期に示すとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行えるよう検討する必要がある。

(12) リスクコミュニケーション

(災害対応業務の実効性の向上) [2-1]

- ◎地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(避難行動要支援者の支援) [2-1]

- ◎避難行動要支援者個別避難計画を作成するため、市内全区に同意者名簿を提供できるよう、引き続き、区長はじめ自主防災会へ周知・理解を促していく必要がある。
- ◎避難行動要支援者支援システムにより対象となる要支援者及び同意者の把握を正確に行い、さらに同意者の個別避難計画作成を進める必要がある。
- ◎福祉避難所に直接避難する者の個別避難計画情報を、計画に記載される避難所の施設管理者と共有する必要がある。
- ◎自主防災会との連携強化等による災害ボランティアセンターの機能向上を推進する必要がある。

(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援) [3-1]

- ◎コミュニティの推進及び活性化を図るための事業に対して、補助金（あま市コミュニティ活動推進事業補助金）を引き続き交付する必要がある。

(13) 人材育成

(復旧・復興を担う人材の育成等) [6-2]

- ◎地震等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図る必要がある。

(14) 産学官民・広域連携

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組推進等) [1-2]

- ◎火災予防体制の強化や、災害や救急出動に対応できる体制を構築するため常備消防を担う海部東部消防組合に対し、負担金を支出し、暮らしの安心確保を推進する必要がある。

(食料・燃料等の備蓄) [2-4]

- ◎南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急食料等を調達できない恐れがあるため、民間事業者との連携等によりアレルギーフリーの非常食をはじめとした備蓄の推進や企業連携型BCPの策定の促進を図る必要がある。

(地方行政機関等の機能維持) [3-2]

- ◎災害発生時の人、物、情報等活用できる資源に制約がある状況において、業務継続計画により迅速な災害対応を図る必要がある。
- ◎防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図っていく必要がある。
- ◎情報通信ネットワークの冗長化を図る必要がある。
- ◎職員を対象に全国市町村国際文化研修所などにおいて、防災部署担当の災害対策に特化した研修受講を引き続き進める必要がある。
- ◎災害発生時に各職員がマニュアルなどを確認し、災害対策（避難所や災害対策本部運営）に取り組めることが理想であるため、職員の指示が無くてもやるべきことを判断できるような体制を整備する必要がある。

(復旧復興施策や被災者支援の取組等) [3-2]

- ◎災害発生時に広域的な応援を受けられるよう、自衛隊・警察・消防・TEC-FORCE（国土交通省の緊急災害対策派遣隊）をはじめとする応援部隊・活動拠点を確保するとともに、連携訓練の実施に努める必要がある。

(15) デジタル通信

(情報通信関係施策の推進) [1-2]

- ◎逃げ遅れの発生等を防ぐため、J-ALERTによる緊急情報の住民への確実な伝達、SNSなどICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。
- ◎南海トラフ地震などの大きな災害に備え、防災情報を住民へ迅速にお知らせするために、同報系防災行政無線整備を推進する必要がある。アプリやSNSと連動し、情報を同時に素早く発信できる環境を構築していく必要がある。

(災害対応の体制・資機材強化) [2-1]

- ◎SNSによる住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図る必要がある。

(災害情報の収集体制の強化) [5-5]

- ◎各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化に努める必要がある。